

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	通信 (S A) 00-01 <u>R 4</u>
提出年月日	<u>令和 5 年 3 月 22 日</u>

## 設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開 (通信)

(再処理施設)

## 1. 概要

- 本資料は、再処理施設の技術基準に関する規則「第五十一条通信連絡を行うために必要な設備」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

## 2. 本資料の構成

- 「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
  - 別紙 1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
  - 別紙 2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開  
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第 1 回申請の対象、第 2 回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
  - 別紙 3：基本設計方針の添付書類への展開  
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
  - 別紙 4：添付書類の発電炉との比較  
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない。（概要などは比較対象外）
  - 別紙 5：補足説明すべき項目の抽出  
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
  - 別紙 6：変更前記載事項の既設工認等との紐づけ  
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。

3. 本資料の位置付けについて

本資料の進捗は下表のとおりである。

今回の資料提出の目的は、事業変更許可の八号及び添付書類八の記載事項の基本設計方針への展開方針を示すことである。

資料	対応事項	未対応事項
別紙 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>3/15 ヒアリングを含むこれまでの指摘事項の反映</u></li> <li>・ <u>別添へ重大事故等の同時発生時に必要な要員及び資源の評価に関する記載の追加</u></li> <li>・ <u>別添の「設工認に該当しない理由」の欄の記載事項に関する条文間横並びの精査</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ なし</li> </ul>
別紙 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>－（前回提出内容から変更なし）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本設計方針の展開（別紙 1 の反映）</li> <li>・ 添付書類記載事項の展開（別紙 4 の反映）</li> <li>・ 共通項目記載部分の分割</li> </ul>
別紙 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>－（前回提出内容から変更なし）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 添付書類記載事項の展開（別紙 4 の反映）</li> <li>・ 補足説明すべき項目の追記</li> <li>・ 共通項目記載部分の分割</li> </ul>
別紙 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>－（前回提出内容から変更なし）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本設計方針の展開（別紙 1 の反映）</li> <li>・ 2/16 ヒアリングにおける蒸発乾固 00-01 への指摘事項の反映</li> <li>・ 本文・添付書類間、添付書類・添付書類間のつながりの比較表の作成</li> <li>・ 添付書類記載事項の充実（上記のつながりを受けて、根拠の記載を拡充する等の対応）</li> </ul>
別紙 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>－（前回提出内容から変更なし）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 添付書類記載事項を受けた補足説明すべき項目の再洗い出し及び追記</li> <li>・ 共通項目記載部分の分割</li> </ul>
別紙 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>－（前回提出内容から変更なし）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記載の体裁の確認（変更前の記載がない場合の記載作法）</li> <li>・ 基本設計方針の展開（別紙 1 の反映）</li> <li>・ 共通項目記載部分の分割</li> </ul>

## 通信(SA)00-01 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(通信)】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	3/22	4	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	1/5	2	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	1/5	0	
別紙4	添付書類の発電炉との比較	1/5	0	
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	1/5	0	
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	1/5	0	

# 別紙

## 別紙 1

# 基本設計方針の許可整合性、 発電炉との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (1 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(通信連絡を行うために必要な設備) 第五十一条 再処理施設には、重大事故等が発生した場合において当該再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備が設けられていなければならない。①, ⑧, ⑨</p> <div data-bbox="166 684 507 961" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【「等」の解説】 「重大事故等」については事業指定基準規則の表記に基づく用語として許可の記載のとおりとした。(以下同じ)</p> </div> <div data-bbox="181 1020 522 1247" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、通信連絡設備の構成について記載した。</p> </div> <div data-bbox="151 1759 1130 2011" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【凡例】 下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ) 波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項 黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所 紫字：DB設備に関する記載(比較対象外箇所) ■：発電炉との差異の理由 □：許可からの変更点等</p> </div>	<p>第2章 個別項目 7. その他再処理設備の附属施設 7.3 その他の主要な事項 7.3.10 通信連絡設備 7.3.10.2 代替通信連絡設備 7.3.10.2.1 代替通信連絡設備の基本的な設計</p> <p>再処理事業所には、重大事故等が発生した場合において再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。①-19, 22</p> <p>代替通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とした設計とする。①-20, 23</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造 (7) その他の主要な構造 (i) 安全機能を有する施設 (s) 通信連絡設備</p> <p>再処理事業所には、重大事故等が発生した場合において再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。①-19</p> <p>代替通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とした設計とする。①-20</p> <p>リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (4) その他の主要な事項 (x) 通信連絡設備 重大事故等が発生した場合において、再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。①-22</p> <p>代替通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とした設計とする。①-23</p>	<p>1.9.47 通信連絡を行うために必要な設備 (通信連絡を行うために必要な設備) 第四十七条 再処理施設には、重大事故等が発生した場合において当該再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈) 1 第47条に規定する「再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。 一 通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とすること。</p> <p>適合のための設計方針 再処理事業所には、重大事故等が発生した場合において再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。◇</p> <p>代替通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とした設計とする。◇</p>	<p>第2章 個別項目 4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備(発電所内) (設計基準事故対処施設の記載については、第31条にて展開するため、省略する)</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (2 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 記載の適正化（通信連絡設備の方針として、設計基準対象の施設と兼用することを具体的設備展開に先立って明確化した。）</p> <p>【許可からの変更点】 「計測等」の指す内容を明確にした。（以下同じ）</p> <p>【許可からの変更点】 語尾の記載統一のため、「構成する」にした。（以下同じ）</p>	<p>通信連絡設備は、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備で構成する。①-21</p> <p><u>所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備は、設計基準対象の施設と兼用する。①-34</u></p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測、監視を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するために、<u>所内通信連絡設備、所内データ伝送設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。①-1</u></p> <p>再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測、監視を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための代替通信連絡設備は、代替通話系統、可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）で構成する。①-1, 2, 3</p>	<p>通信連絡設備は、<u>所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備で構成する。①-21</u></p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するために、<u>所内通信連絡設備、所内データ伝送設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。①-1</u></p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、<u>代替通話系統を設置する。①-2</u></p> <p><u>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）を配備する。①-3</u></p>	<p>9.17.2 重大事故等対処設備 9.17.2.1 概要 重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。◇ 通信連絡設備は、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備で構成する。◇</p> <p><u>代替通信連絡設備の一部は、MOX燃料加工施設と共用する。③-1, ④-12</u></p> <p>② (P15 ~)</p> <p>通信連絡設備及び代替通信連絡設備の系統概要図を第9.17.2-1図及び第9.17.2-2図に示す。◇ また、代替通信連絡設備の機器配置図を第9.17.2-3図～第9.17.2-36図に示す。◇</p> <p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 発電炉、再処理施設ともに重大事故等が発生した際に所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを所内の必要な場所で共有するために必要な設備を設置又は保管する方針は同様であるが、再処理施設では、重大事故等対処設備の個数及び容量の設計方針として重大事故等対処設備の必要数を整理しているため、代替通信連絡設備の必要数は(16/32)～(18/32)に記載する。事業所内の通信連絡で使用する代替通信連絡設備の設置及び保管場所は(4/32)に記載している。</p> <p>のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所内外の必要な場所で共有するために、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備、所外データ伝送設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。◇ 所内通信連絡設備として、ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを設ける設計とする。◇</p>	<p>③ (P4 から)</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所内）として、必要な数量の衛星電話設備（固定型）及び携行型有線通話装置を中央制御室及び緊急時対策所内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）を緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>①-1 (P4 ~)</p> <p>なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 再処理施設の可搬型重大事故等対処設備は、必要な数量に故障を考慮した数量を含めている。故障を考慮した数量を含めた代替通信連絡設備の必要数は(16/32)～(18/32)に記載する。</p>	<p>①-1 (P4 ~)</p>



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (3 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 語尾の記載統一のため、「使用する設計とする」にした。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】 設工認の章構成に合わせて引用先を適正化した。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】 放射線監視設備の一部及び環境管理設備の一部について、対象を明確にした。</p> <p>【「等」の解説】 「情報把握計装設備用屋内伝送系統等」の指す内容は情報把握計装設備用屋内伝送系統、建屋間伝送用無線装置、前処理建屋可搬型情報収集装置、分離建屋可搬型情報収集装置、精製建屋可搬型情報収集装置、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情報収集装置、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置であり、添付書類の説明書で示すため、当該箇所では許可の記載を用いた。</p>	<p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統等を使用する設計とする。①-4, ⑧-1</p> <p>情報把握計装設備の設計方針については第2章 個別項目の「4.3 制御室」の「4.3.1 計測制御装置」に示す。⑧-2</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、代替排気モニタリング設備の可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、代替環境モニタリング設備の可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び代替気象観測設備の可搬型気象観測用データ伝送装置を使用する設計とする。①-5, ⑨-1</p> <p>代替排気モニタリング設備の設計方針については第2章 個別項目の「6.2 代替モニタリング設備」の「6.2.1 代替排気モニタリング設備」に、代替環境モニタリング設備の設計方針については第2章 個別項目の「6.2 代替モニタリング設備」の「6.2.2 代替環境モニタリング設備」に、代替気象観測設備の設計方針については第2章 個別項目の「6. 放射線管理施設」の「6.7 代替気象観測設備」に示す。⑨-2</p>	<p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、「へ. (4) (i) (a) 計測制御装置」の情報把握計装設備の一部である情報把握計装設備用屋内伝送系統等を設置する。①-4, ⑧-1, 2</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)を配備する。①-3</p> <p>① (P2へ)</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、「へ. (4) (i) (a) 計測制御装置」の情報把握計装設備の一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等、「チ. (2) (ii) 放射線監視設備」の一部及び「チ. (2) (iii) 環境管理設備」の一部を配備する。①-5, ⑨-1, 2</p> <p>(双方の記載) &lt;不一致の理由&gt; 発電炉、再処理施設ともに緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備を設置する方針は同様であるが、別の設備区分の設備(情報把握計装設備、代替排気モニタリング設備、代替環境モニタリング設備、代替気象観測設備)であるため、設置場所は記載しない。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、代替通信連絡設備へ給電するための設備として、「リ. (4) (ix) (g) 緊急時対策建屋電源設備」の緊急時対策建屋用発電機を常設重大事故等対処設備として設置し、⑬-1「リ. (1) (i) (b) (ロ) 1 代替電源設備」の制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する。⑫-1</p> <p>⑭ (P6へ)</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備へ給電するための設備として、「リ. (1) (i) 電気設備」の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。㊦</p>	<p>所内データ伝送設備として、プロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を設ける設計とする。◇</p> <p>所外通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを設ける設計とする。◇</p> <p>所外データ伝送設備として、データ伝送サーバを設ける設計とする。◇</p> <p>代替通信連絡設備として、代替通話系統、可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備を設ける設計とする。◇</p> <p>所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備は、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信回線の多様性を確保した専用通信回線に接続することで、輻輳等による制限を受けることのない設計とする。◇</p> <p>代替通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とした設計とする。◇</p>	<p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備(発電所内)として、安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちデータ伝送装置を中央制御室内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置は、緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (4 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 許可の記載を踏襲し、設計基準対象の施設と兼用する設備の使用目的を明確にしたため。</p> <p>【許可からの変更点】 記載の適正化。</p> <p>(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 許可の記載を踏襲し、設計基準対象の施設と兼用する設備の使用目的を明確にしたため。</p> <p>(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 再処理施設特有の設備の仕様のため。</p>	<p>設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置（制御装置含む）、所内携帯電話（交換機含む）、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け、<u>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことができる設計とする。</u>①-1,6</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を常設重大事故等対処設備として位置付け、<u>重大事故等が発生した場合において、計測及び監視を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有することができる設計とする。</u>①-1,7</p> <p>代替通話系統は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し、可搬型通話装置を接続して使用可能な設計とする。①-24</p> <p>可搬型通話装置は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内に必要な連絡を行う際に使用するものであり、可搬型通話装置の端末を代替通話系統に接続することで、代替通話系統を通じて可搬型通話装置の端末間で通信連絡を行うことができる設計とする。①-25</p> <p>可搬型通話装置は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。①-8</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。①-9</p>	<p>設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置（制御装置含む）、所内携帯電話（交換機含む）、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付ける。①-6</p> <p>また、設計基準対象の施設と兼用する所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を常設重大事故等対処設備として位置付ける。①-7</p> <p>代替通話系統は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し、可搬型通話装置を接続して使用可能な設計とする。①-24</p> <p>可搬型通話装置は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。①-8</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。①-9</p>	<p>④ (P25 から)</p> <p>可搬型通話装置は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内に必要な連絡を行う際に使用するものであり、可搬型通話装置の端末を代替通話系統に接続することで、代替通話系統を通じて可搬型通話装置の端末間で通信連絡を行うことができる設備である。①-25</p> <p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 発電炉、再処理施設ともに通信連絡設備の一部を設ける設計とする方針は同様であるが、再処理施設では、重大事故等対処設備の個数及び容量の設計方針として重大事故等対処設備の必要数を整理しているため、代替通信連絡設備の必要数は(16/32)～(18/32)に記載する。事業所内の通信連絡で使用する代替通信連絡設備の設計目的は(2/32)に記載している。</p>	<p>③ (P2 へ)</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所内）として、必要な数量の衛星電話設備（固定型）及び携行型有線通話装置を中央制御室及び緊急時対策所内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）を緊急時対策所内に保管する設計とする。</p>	<p>①-1 (P2 から)</p> <p>①-1 (P2 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (5 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 「制御建屋可搬型発電機等」について対象を明確にした。</p> <p>【許可からの変更点】 「制御建屋可搬型発電機等」について対象を明確にした。</p>	<p>可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、ハンドセットを中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。①-26</p> <p>可搬型通話装置は、乾電池で動作可能な設計とする。①-27</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、充電で動作可能な設計とする。さらに、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。①-28</p> <p>乾電池を用いるものについては7日間以上継続して通話ができる設計とする。また、充電を用いるものについては、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。①-29</p>	<p>可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、ハンドセットを中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。①-26</p> <p>可搬型通話装置は、乾電池で動作可能な設計とする。①-27</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、充電で動作可能な設計とする。さらに、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、「リ. (1) (i) (b) (ロ) 1) 代替電源設備」の制御建屋可搬型発電機等又は「リ. (4) (ix) (g) 緊急時対策建屋電源設備」の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。①-28</p> <p>乾電池を用いるものについては7日間以上継続して通話ができる設計とする。また、充電を用いるものについては、「リ. (1) (i) (b) (ロ) 1) 代替電源設備」の制御建屋可搬型発電機等又は「リ. (4) (ix) (g) 緊急時対策建屋電源設備」の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。①-29</p>	<p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 発電炉、再処理施設とともに通信連絡設備の一部について代替電源設備で動作可能な設計とする方針は同様であるが、再処理施設では常設重大事故等対処設備の電源設備から受電しないため。事業所内の通信連絡で使用する代替通信連絡設備の保管場所は(4/32)に記載している。</p>	<p>衛星電話設備（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。⑤ (P9へ)</p> <p>中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線通話装置は、充電池又は乾電池を使用する設計とする。充電池を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p>	<p>⑧ (P10へ)</p> <p>(双方の記載) &lt;不一致の理由&gt; 発電炉、再処理施設とともに通信連絡設備の一部について充電池又は乾電池で動作可能な設計とし、7日間以上継続して通話できる設計とする方針は同様であるが、再処理施設と発電炉で運用が異なるため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (6 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>代替電源設備の設計方針については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.9 代替電源設備」に示す。⑫-1</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の設計方針については第2章 個別項目の「7.3.9 緊急時対策所」の「7.3.9.5 緊急時対策建屋電源設備」に示す。⑬-1</p>	<p>⑭ (P3 から)</p> <p>重大事故等が発生した場合において、代替通信連絡設備へ給電するための設備として、「リ. (4) (ix) (g) 緊急時対策建屋電源設備」の緊急時対策建屋用発電機を常設重大事故等対処設備として設置し、⑬-1「リ. (1) (i) (b) (ロ) 1) 代替電源設備」の制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する。⑫-1</p> <p>(発電炉の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      再処理施設において、発電炉の安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置に該当する設備は、別の設備区分の設備 (緊急時対策建屋情報把握設備) であるため。</p> <p>(発電炉の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      再処理施設では、重大事故等対処設備の環境条件等の設計方針として地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計を整理しているため、代替通信連絡設備の耐震性は(19/32)に記載する。</p>	<p>(発電炉の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      再処理施設において、発電炉の安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちデータ伝送装置に該当する設備は、別の設備区分の設備 (情報把握計装設備、代替モニタリング設備、代替気象観測設備) であるため。</p>	<p>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちデータ伝送装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合に必要な通信設備 (発電所内) 及びデータ伝送設備 (発電所内) については、基準地震動Ssによる地震力に対し、地震時及び地震後においても通信連絡に係る機能を保持するため、固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する設計とする。</p> <p>通信連絡設備のうち衛星電話設備 (固定型)、衛星電話設備 (携帯型)、電力保安通信用電話設備 (固定電話機、PHS端末及びFAX)、テレビ会議システム (社内)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)、加入電話設備 (加入電話及び加入FAX) 及び専用電話設備 (ホットライン) (地方公共団体向) は、東海発電所と共用とするが、東海第二発電所及び東海発電所に係る通信・通話に必要な仕様を満足する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>⑥ (P15 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (7 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「漏えい又は異臭等」は化学薬品の受入れ時の異常の総称として示した記載であることから、許可の記載を用いた。(以下同じ)</p> <p>【「等」の解説】 「公的機関から情報を入手した者等」の「等」の指す内容は、当該の運搬に対応している者であり、添付書類の説明書で示すため、当該箇所では許可の記載を用いた。(以下同じ)</p>	<p>所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者(立会人、公的機関から情報を入手した者等)が中央制御室の実施組織要員(実施責任者)に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員(実施責任者)から中央制御室、屋外及び屋内の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員(実施責任者)から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合及び中央制御室の実施組織要員(実施責任者)から緊急時対策所の重大事故等の対処に必要な指示を行う要員(非常時対策組織本部の本部長)に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。⑩-1, ⑪-1</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測、監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要場所で共有するために、所外通信連絡設備、所外データ伝送設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。①-10</p> <p>再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測、監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要場所で共有するための代替通信連絡設備は、統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、データ伝送設備、可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)で構成する。①-10, 11, 12</p>	<p>所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者(立会人、公的機関から情報を入手した者等)が中央制御室の実施組織要員(実施責任者)に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員(実施責任者)から中央制御室、屋外及び屋内の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員(実施責任者)から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合及び中央制御室の実施組織要員(実施責任者)から緊急時対策所の重大事故等の対処に必要な指示を行う要員(非常時対策組織本部の本部長)に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。⑩-1, ⑪-1</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要場所で共有するために、所外通信連絡設備、所外データ伝送設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。①-10</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備を設置する。①-11</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)を配備する。①-12</p>	<p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 発電炉、再処理施設ともに重大事故等が発生した際に所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを所外の必要場所で共有するために必要な設備を設ける方針は同様であるが、再処理施設では、重大事故等対処設備の個数及び容量の設計方針として重大事故等対処設備の必要数を整理しているため、代替通信連絡設備の必要数は(16/32)～(18/32)に記載する。事業所外への通信連絡で使用する代替通信連絡設備の設置及び保管場所は(8/32)に記載している。</p>	<p>4.2 通信連絡設備(発電所外) (設計基準事故対処施設の記載については、第31条にて展開するため、省略する) ⑦(P8～)</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外(社内外)の必要場所で共有するために必要な通信設備(発電所外)として、必要な数量の衛星電話設備(固定型)を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、必要な数量の衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)を緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備(発電所外)として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。</p>	<p>①-10 (P8～)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (8 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】記載の適正化。</p> <p>【許可からの変更点】語尾の記載統一のため、「設置する設計とする」に修正。</p>	<p>設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話, 統合原子力防災ネットワーク IP-FAX, 統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム, 一般加入電話, 一般携帯電話, 衛星携帯電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け, 重大事故等が発生した場合において, 再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことができる設計とする。①-10, 13</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する所外データ伝送設備のデータ伝送設備を常設重大事故等対処設備として位置付け, 重大事故等が発生した場合において, 計測及び監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有することができる設計とする。①-10, 14</p> <p>統合原子力防災ネットワーク IP 電話, 統合原子力防災ネットワーク IP-FAX, 統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は, 緊急時対策建屋に設置する設計とする。①-15, 16</p> <p>可搬型衛星電話 (屋内用) は, 緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。①-17</p> <p>可搬型衛星電話 (屋外用) は, 制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。①-18</p>	<p>設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話, 統合原子力防災ネットワーク IP-FAX, 統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム, 一般加入電話, 一般携帯電話, 衛星携帯電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付ける。①-13</p> <p>(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 再処理施設では, 外部電源が健全な環境条件において, 通常時に使用する設備及び設計基準対象施設の一部を重大事故等対処設備として使用するため。</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する所外データ伝送設備のデータ伝送設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。①-14</p> <p>(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 再処理施設では, 外部電源が健全な環境条件において, 通常時に使用する設備及び設計基準対象施設の一部を重大事故等対処設備として使用するため。</p> <p>⑨ (P9 から)</p> <p>統合原子力防災ネットワーク IP 電話, 統合原子力防災ネットワーク IP-FAX, 統合原子力防災ネットワーク TV 会議システムは, 緊急時対策建屋に設置する設計とする。①-15</p> <p>データ伝送設備は, 緊急時対策建屋に設置する設計とする。①-16</p> <p>可搬型衛星電話 (屋内用) は, 緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。①-17</p> <p>可搬型衛星電話 (屋外用) は, 制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。①-18</p> <p>(双方の記載) &lt;不一致の理由&gt; 発電炉, 再処理施設ともに通信連絡設備を設置又は保管する設計とする方針は同様であるが, 再処理施設と発電炉で保管場所が異なるため。また, 再処理施設では, 重大事故等対処設備の個数及び容量の設計方針として重大事故等対処設備の必要数を整理しているため, 代替通信連絡設備の必要数は(16/32)~(18/32)に記載する。通信連絡設備の設計目的については(7/32)に記載している。</p>		<p>⑦ (P7 から)</p> <p>重大事故等が発生した場合において, 発電所外 (社内外) の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備 (発電所外) 及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外 (社内外) の必要な場所で共有するために必要な通信設備 (発電所外) として, 必要な数量の衛星電話設備 (固定型) を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し, 必要な数量の衛星電話設備 (携帯型) 及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP 電話及び IP-FAX) を緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において, 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備 (発電所外) として, 緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。</p>	<p>①-10 (P7 から)</p> <p>①-10 (P7 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (9 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>可搬型衛星電話（屋内用）は、ハンドセットを緊急時対策所に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。①-30</p>	<p>可搬型衛星電話（屋内用）は、ハンドセットを緊急時対策所に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。①-30</p>		<p>⑤ (P5 から)</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p>	
		<p>(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 発電炉，再処理施設ともに通信連絡設備の一部について屋外に配備したアンテナと接続することにより屋内で使用できる設計とする方針は同様であるが，再処理施設ではハンドセットを配備するため。</p>			
	<p>統合原子力防災ネットワーク IP 電話，統合原子力防災ネットワーク IP-FAX，統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は，緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し，動作可能な設計とする。①-31</p>	<p>統合原子力防災ネットワーク IP 電話，統合原子力防災ネットワーク IP-FAX，統合原子力防災ネットワーク TV 会議システムは，緊急時対策建屋に設ける設計とする。①-15</p>	<p>⑨ (P8 ～)</p>	<p>緊急時対策所建屋内に設置する衛星電話設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，IP 電話及び IP-FAX）は，非常用交流電源設備に加えて，全交流動力電源が喪失した場合においても，代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	
		<p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 事業所外への通信連絡で使用する代替通信連絡設備の設置場所は(8/32)に記載している。</p>		<p>データ伝送設備（発電所外）は，非常用交流電源設備に加えて，全交流動力電源が喪失した場合においても，代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	
	<p>可搬型衛星電話（屋内用）は，緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し，動作可能な設計とする。①-32</p>	<p>可搬型衛星電話（屋内用）は，「リ. (4) (ix) (g) 緊急時対策建屋電源設備」の緊急時対策建屋用発電機から受電し，動作可能な設計とする。①-32</p>		<p>中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）は，非常用交流電源設備に加えて，全交流動力電源が喪失した場合においても，代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	
		<p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 発電炉，再処理施設ともに通信連絡設備の一部について代替電源設備から受電し動作可能な設計とする方針は同様であるが，再処理施設では常設重大事故等対処設備の電源設備から受電しないため。 事業所外への通信連絡で使用する代替通信連絡設備の保管場所は(8/32)に記載している。</p>			
	<p>可搬型衛星電話（屋外用）は，代替電源として充電機で動作可能な設計とする。①-33</p>	<p>可搬型衛星電話（屋外用）は，代替電源として充電機で動作可能な設計とする。①-33</p>		<p>衛星電話設備（携帯型）は，充電機を使用する設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (10 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 再処理事業所外と通信連絡を行うための代替通信連絡設備には、乾電池を用いるものが無い。</p> <p>【許可からの変更点】 再処理事業所外と通信連絡を行うための代替通信連絡設備のうち充電電池を用いる設備は可搬型衛星電話（屋外用）のみであり、当該設備は緊急時対策建屋用発電機から充電するため。また受電して使用する設備は無い。</p>	<p>充電電池を用いるものについては、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。①-29</p> <p>所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の実施組織要員（実施責任者）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。⑩-2, ⑪-2</p>	<p>⑧ (P5 から)</p> <p>乾電池を用いるものについては7日間以上継続して通話ができる設計とする。また、充電電池を用いるものについては、「リ. (1) (i) (b) (ロ) 1) 代替電源設備」の制御建屋可搬型発電機等又は「リ. (4) (ix) (g) 緊急時対策建屋電源設備」の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。①-29</p> <p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 再処理施設では、重大事故等対処設備の環境条件等の設計方針として地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計を整理しているため、代替通信連絡設備の耐震性は(19/32)に記載する。</p> <p>代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は、MOX燃料加工施設と共用する。③-5</p> <p>共用する代替通信連絡設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、同一の端末を使用すること及び十分な数量を確保することで、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。③-2, ④-1</p> <p>⑩ (P15 ～)</p> <p>所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の実施組織要員（実施責任者）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。⑩-2, ⑪-2</p>		<p>充電電池を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合に必要な通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、基準地震動Ssによる地震力に対し、地震時及び地震後においても通信連絡に係る機能を保持するため、固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する設計とする。</p> <p>緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、同一の端末を使用することにより、端末を変更する場合に生じる情報共有の遅延を防止することができ、安全性の向上が図れることから、東海発電所及び東海第二発電所で共用する設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、東海発電所及び東海第二発電所の使用する要員が通信連絡するために必要な容量を確保する設計とする。</p> <p>⑪ (P15 ～)</p>	



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (11 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】                      36条展開に伴う記載の適正化。                      (以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】                      対象を明確にした。</p>	<p>7.3.10.2.2 多様性, 位置的分散</p> <p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話, 統合原子力防災ネットワーク IP-FAX, 統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は, 共通要因によって所外通信連絡設備の一般加入電話, 一般携帯電話, 衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 緊急時対策所の緊急時対策建屋用発電機からの給電により使用することで, 電気設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また, 代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話, 統合原子力防災ネットワーク IP-FAX, 統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は, 共通要因によって所外通信連絡設備の一般加入電話, 一般携帯電話, 衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで, 所外通信連絡設備の一般加入電話, 一般携帯電話, 衛星携帯電話及びファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。②-1</p> <p>代替通信連絡設備の代替通話系統は, 共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と異なる系統構成で使用することで, 所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話に対して, 独立性を有する設計とする。②-2</p>	<p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話, 統合原子力防災ネットワーク IP-FAX, 統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は, 所外通信連絡設備の一般加入電話, 一般携帯電話, 衛星携帯電話及びファクシミリと共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 「リ. (4) (ix) (g) 緊急時対策建屋電源設備」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機からの給電により使用することで, 電気設備に対して多様性を有する設計とする。また, 有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで, 所外通信連絡設備の一般加入電話, 一般携帯電話, 衛星携帯電話及びファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。②-1</p> <p>代替通信連絡設備の代替通話系統は, 所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と異なる系統構成で使用することで, 所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話に対して, 独立性を有する設計とする。②-2</p>	<p>(1) 多様性, 位置的分散                      基本方針については, 「1.7.18(1)a. 多様性, 位置的分散」に示す。◇</p> <p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話, 統合原子力防災ネットワーク IP-FAX, 統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は, 所外通信連絡設備の一般加入電話, 一般携帯電話, 衛星携帯電話及びファクシミリと共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 「9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機からの給電により使用することで, 電気設備に対して多様性を有する設計とする。また, 有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで, 所外通信連絡設備の一般加入電話, 一般携帯電話, 衛星携帯電話及びファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。◇</p> <p>代替通信連絡設備の代替通話系統は, 所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と異なる系統構成で使用することで, 所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話に対して, 独立性を有する設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (12 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 36条展開に伴う記載の適正化。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】 対象を明確にした。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】 36条展開に伴う記載の適正化。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】 対象を明確にした。</p>	<p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。②-3</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、電気設備の制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、緊急時対策所の緊急時対策建屋用発電機、充電池又は乾電池からの給電により使用することで、電気設備に対して多様性を有する設計とする。②-4</p>	<p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。②-3、⑤-1</p> <p>⑫ (P20へ)</p> <p>【許可からの変更点】 記載の適正化。(以下同じ)</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、「リ.(1)(i)(b)(ロ)1 代替電源設備」の電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、「リ.(4)(ix)(g) 緊急時対策建屋電源設備」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機、充電池又は乾電池からの給電により使用することで、電気設備に対して多様性を有する設計とする。また、有線回線、無線回線又は衛星回線による通</p>	<p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保により機能を維持する設計とする。◇</p> <p>【等の解説】 「代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等」が指す具体的な内容には、損傷防止措置や加熱の停止、送液の停止等の一部の設備の停止も含んでおり、保安規定に基づき策定する手順書において明確化するため、基本設計方針では等のままとした。(以下同じ)</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、「9.2.2.3 主要設備の仕様」の電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、「9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機、充電池又は乾電池からの給電により使用することで、電気設備に対して多様性を有する設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (13 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="172 304 522 394">【許可からの変更点】 対象を明確にした。</p> <p data-bbox="172 569 522 934">(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p data-bbox="172 1262 522 1352">【許可からの変更点】 対象を明確にした。</p>	<p data-bbox="557 226 1026 1339">また、代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備に対して通信方式の多様性を有する設計とする。②-5</p>	<p data-bbox="1056 226 1525 457">信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリ及び所内データ伝送設備のデータ伝送設備に対して通信方式の多様性を有する設計とする。②-4, 5</p>	<p data-bbox="1555 226 2024 499">また、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリ及び所内データ伝送設備のデータ伝送設備に対して通信方式の多様性を有する設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (14 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。②-6</p>	<p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る。②-6</p>	<p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (15 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】                      共用する代替通信連絡設備について対象を明確にした。</p> <p>【許可からの変更点】                      36条展開に伴う記載の適正化。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】                      36条展開に伴う記載の適正化。</p>	<p>前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋内に保管する場合は所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。②-7</p> <p>7.3.10.2.3 悪影響防止</p> <p>代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、MOX燃料加工施設と共用する。③-1,5</p> <p>代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、同一の端末を使用すること及び十分な数量を確保することで、共用によって重大事故等への対処に悪影響を及ぼさない設計とする。③-2,④-1</p> <p>なお、数量に係る設計方針については、「7.3.10.2.4 個数及び容量」に示す。③-2,④-1</p>	<p>前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋内に保管する場合は所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話等が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。②-7</p> <p>【許可からの変更点】                      「所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話等」について、対象を明確にした。</p> <p>⑩ (P10から)</p> <p>代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、MOX燃料加工施設と共用する。③-5</p> <p>共用する代替通信連絡設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、同一の端末を使用すること及び十分な数量を確保することで、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。③-2,④-1</p>	<p>前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋内に保管する場合は所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話等が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。②</p> <p>(2) 悪影響防止                      基本方針については、「1.7.18(1) b. 悪影響防止」に示す。②</p> <p>② (P2から)</p> <p>代替通信連絡設備の一部は、MOX燃料加工施設と共用する。③-1,④-12</p> <p>(発電炉の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      発電炉、再処理施設ともに通信連絡設備の一部について他施設と共用する方針は同様であるが、再処理施設と発電炉で通信連絡設備を共用する意図が異なるため。</p>	<p>⑪ (P10から)</p> <p>緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(固定型)及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、同一の端末を使用することにより、端末を変更する場合に生じる情報共有の遅延を防止することができ、安全性の向上が図れることから、東海発電所及び東海第二発電所で共用する設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、東海発電所及び東海第二発電所の使用する要員が通信連絡するために必要な容量を確保する設計とする。</p> <p>⑥ (P6から)</p> <p>通信連絡設備のうち衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、テレビ会議システム(社内)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)、加入電話設備(加入電話及び加入FAX)及び専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体向)は、東海発電所と共用とするが、東海第二発電所及び東海発電所に係る通信・通話に必要な仕様を満足する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>③-1 (P17, 18へ)                      ④-12 (P17, 18へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (16 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】                      代替通話システムの系統数について、5つの建屋に2系統ずつ設置するため、数量を明確にした。</p>	<p>代替通信連絡設備の代替通話システムは、重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から可搬型通話装置の接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。③-3</p> <p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。③-4</p> <p>7.3.10.2.4 個数及び容量</p> <p>代替通信連絡設備の代替通話システムは、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な系統として前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の5つの建屋に2系統ずつを有する設計とする。④-2, 33</p> <p>所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリは、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所内通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。④-3, 16, 17, 18, 19, 20</p> <p>所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所外通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。④-4, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31</p>	<p>代替通信連絡設備の代替通話システムは、重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から可搬型通話装置の接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。③-3</p> <p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。③-4</p> <p>代替通信連絡設備の代替通話システムは、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な系統として2系統を有する設計とする。④-2</p> <p>所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリは、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所内通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。④-3</p> <p>所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所外通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。④-4</p>	<p>代替通信連絡設備の代替通話システムは、重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から可搬型通話装置の接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>(3) 個数・容量                      基本方針については、「1.7.18(2) 個数及び容量」に示す。◇</p> <p>代替通信連絡設備の代替通話システムは、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な系統として2系統を有する設計とする。◇</p> <p>所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリは、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所内通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。◇</p> <p>所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所外通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。◇</p>		<p>④-33 (P24 から)</p> <p>④-16 (P23 から)</p> <p>④-17 (P23 から)</p> <p>④-18 (P23 から)</p> <p>④-19 (P23 から)</p> <p>④-20 (P23 から)</p> <p>④-25 (P23 から)</p> <p>④-26 (P23 から)</p> <p>④-27 (P24 から)</p> <p>④-28 (P24 から)</p> <p>④-29 (P24 から)</p> <p>④-30 (P24 から)</p> <p>④-31 (P24 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (17 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【「等」の解説】                      「再処理事業所外等」の指す内容は、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある箇所の総称として示した記載であり保安規定で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>【許可からの変更点】                      代替通信連絡設備の共有有無で区別し、個数を明確にした。</p> <p>【許可からの変更点】                      共用する代替通信連絡設備について対象及び個数を明確にした。</p>	<p>所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外データ伝送設備のデータ伝送設備及び代替通信連絡設備のデータ伝送設備は、計測及び監視を行ったパラメータを再処理事業所内外の必要な場所に必要データ量を伝送できる設計とするとともに、必要な個数としてそれぞれ1台を有する設計とする。④-5, 21, 22, 23, 24, 32, 37</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、同一の端末を使用する設計とするため、再処理事業所外等の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡をするために必要な回線として1回線以上を有する設計とする。③-5, ④-6, 34, 35, 36</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型通話装置の保有数は、必要数として120台、予備として故障時のバックアップを120台の合計240台以上を確保する設計とする。④-7, 38</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として7台、予備として故障時のバックアップを7台の合計14台以上を確保する設計とする。④-8, 39</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として6台、予備として故障時のバックアップを6台の合計12台以上を確保する設計とする。③-1, ④-8, 12, 39</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ(屋内用)の保有数は、必要数として8台、予備として故障時のバックアップを8台の合計16台以上を確保する設計とする。④-9, 40</p>	<p>所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外データ伝送設備のデータ伝送設備及び代替通信連絡設備のデータ伝送設備は、計測等を行ったパラメータを再処理事業所内外の必要な場所に必要データ量を伝送できる設計とするとともに、必要な個数としてそれぞれ1台を有する設計とする。④-5</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、同一の端末を使用する設計とするため、再処理事業所外等の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡をするために必要な回線として1回線以上を有する設計とする。③-5, ④-6</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型通話装置の保有数は、必要数として120台、予備として故障時のバックアップを120台の合計240台以上を確保する。④-7</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として13台、予備として故障時のバックアップを13台の合計26台以上を確保する。④-8</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として13台、予備として故障時のバックアップを13台の合計26台以上を確保する。④-8</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ(屋内用)の保有数は、必要数として8台、予備として故障時のバックアップを8台の合計16台以上を確保する。④-9</p>	<p>所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外データ伝送設備のデータ伝送設備及び代替通信連絡設備のデータ伝送設備は、計測等を行ったパラメータを再処理事業所内外の必要な場所に必要データ量を伝送できる設計とするとともに、必要な個数としてそれぞれ1台を有する設計とする。◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、同一の端末を使用する設計とするため、再処理事業所外等の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡をするために必要な回線として1回線以上を有する設計とする。◇</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型通話装置の保有数は、必要数として120台、予備として故障時のバックアップを120台の合計240台以上を確保する。◇</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として13台、予備として故障時のバックアップを13台の合計26台以上を確保する。◇</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ(屋内用)の保有数は、必要数として8台、予備として故障時のバックアップを8台の合計16台以上を確保する。◇</p>	<p>④-21 (P23 から)</p> <p>④-22 (P23 から)</p> <p>④-23 (P23 から)</p> <p>④-24 (P23 から)</p> <p>④-32 (P24 から)</p> <p>④-37 (P24 から)</p> <p>④-34 (P24 から)</p> <p>④-35 (P24 から)</p> <p>④-36 (P24 から)</p> <p>④-38 (P24 から)</p> <p>④-39 (P24 から)</p> <p>③-1 (P15 から)</p> <p>④-12 (P15 から)</p> <p>④-39 (P24 から)</p> <p>④-40 (P24 から)</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (18 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 代替通信連絡設備の共有有無で区別し、個数を明確にした。</p> <p>【許可からの変更点】 共用する代替通信連絡設備について対象及び個数を明確にした。</p> <p>(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として11台、予備として故障時のバックアップを11台の合計22台以上を確保する設計とする。④-10, 41</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として18台、予備として故障時のバックアップを18台の合計36台以上を確保する設計とする。③-1, ④-10, 12, 41</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ(屋外用)の保有数は、必要数として39台、予備として故障時のバックアップを39台の合計78台以上を確保する設計とする。④-11, 42</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する設計とする。③-6, ④-13, 39</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。③-7, ④-14, 41</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等への対処の際、同一の端末を使用する設計とする。③-8, ④-15</p>	<p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として29台、予備として故障時のバックアップを29台の合計58台以上を確保する。④-10</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として29台、予備として故障時のバックアップを29台の合計58台以上を確保する。④-10</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ(屋外用)の保有数は、必要数として39台、予備として故障時のバックアップを39台の合計78台以上を確保する。④-11</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する。③-6, ④-13</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。③-7, ④-14</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等への対処の際、同一の端末を使用する設計とする。③-8, ④-15</p>	<p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として29台、予備として故障時のバックアップを29台の合計58台以上を確保する。◇</p> <p>再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ(屋外用)の保有数は、必要数として39台、予備として故障時のバックアップを39台の合計78台以上を確保する。◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)の保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する。◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋外用)の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。◇</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等への対処の際、同一の端末を使用する設計とする。◇</p>		<p>④-41 (P24 から)</p> <p>③-1 (P15 から) ④-12 (P15 から) ④-41 (P24 から)</p> <p>④-42 (P24 から)</p> <p>④-39 (P24 から)</p> <p>④-41 (P24 から)</p>



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (19 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 36条展開に伴う記載の適正化。(以下同じ)</p> <p>(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】 対象を明確にした。</p> <p>【「等」の解説】 「風(台風)等」の指す内容は、第36条の基本設計方針において具体化されている風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響等であり、考慮する事象の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。(以下同じ)</p>	<p>7.3.10.2.5 環境条件等</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑤-2</p> <p>所内通信連絡設備の専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、<u>所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、所外データ伝送設備のデータ伝送設備、代替通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋に設置し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑤-3</u></p>	<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、<u>「ロ。(7)(ii)(b)(ホ) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。⑤-2</u></p> <p>所内通信連絡設備の専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、代替通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。⑤-3</p>	<p>(4) 環境条件等 基本方針については、「1.7.18(3)a. 環境条件」に示す。◇ 地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、「1.7.18(5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>所内通信連絡設備の専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、代替通信連絡設備の代替通話系統、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (20 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】対象を明確にした。</p> <p>(当社の記載)                  &lt;不一致の理由&gt;                  当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】保管場所を明確にした。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】記載の適性化(保管場所ごとに設備を分割した)</p>	<p>内的事象を要因とする<b>重大事故等</b>が発生した場合に対処に用いる所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により<b>機能が損なわれる場合</b>、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、<b>関連する工程を停止すること等</b>により、<b>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等</b>については、保安規定に定めて、管理する。⑤-1</p> <p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。⑤-4</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋<b>及び</b>制御建屋に保管し、風(台風)等により<b>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑤-5</b></p>	<p>⑫ (P12 から)</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して<b>代替設備による機能の確保により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。②-3、⑤-1</b></p> <p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。⑤-4</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、外部からの衝撃による損傷を防止できる<b>前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。⑤-5,10</b></p> <p>⑬ (P21 ~)</p>	<p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる所内通信連絡設備の専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保により機能を維持する設計とする。◇</p> <p>代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。◇</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (21 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="181 548 513 653">【許可からの変更点】 記載の適性化（保管場所ごとに設備を分割した）</p> <p data-bbox="181 716 513 1041">(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p data-bbox="557 289 1032 594">代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑤-10</p> <p data-bbox="557 768 1032 1167">地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、第1章共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑤-6</p> <p data-bbox="557 1209 1032 1476">代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。⑤-7</p>	<p data-bbox="1308 243 1486 275">⑬ (P20 から)</p> <p data-bbox="1056 289 1531 730">代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。⑤-5, 10</p> <p data-bbox="1056 768 1531 1104">地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、「ロ. (7)(ii)(b)(ホ) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。⑤-6</p> <p data-bbox="1056 1209 1531 1476">代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。⑤-7</p>	<p data-bbox="1555 768 2030 1066">地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、「1.7.18(5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。◇</p> <p data-bbox="1555 1209 2030 1476">代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (22 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、内部発生飛散物の影響を考慮し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>⑤-8</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することで、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。⑤-9</p>	<p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、内部発生飛散物の影響を考慮し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、<u>機能を損なわない設計とする。</u>⑤-8</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することで、<u>当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。</u>⑤-9</p>	<p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、内部発生飛散物の影響を考慮し、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計する。◇</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対して除灰する手順を整備する。◇</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することで、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (23 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 36条展開に伴う記載の適正化。(以下同じ)</p>	<p>7.3.10.2.6 操作性の確保</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置と代替通話系統との接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。⑥-1</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)における機器同士の接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。⑥-2</p> <p>【許可からの変更点】 通信連絡設備の数量を明確にした。(以下同じ)</p>	<p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置と代替通話系統との接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ、確実に現場での接続が可能な設計とする。⑥-1</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)における機器同士の接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ、確実に現場での接続が可能な設計とする。⑥-2</p> <p>通信連絡設備及び代替通信連絡設備の一覧を以下に示す。</p> <p>(a) 所内通信連絡設備 ページング装置(警報装置を含む。) (廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用) 1式 ④-16 所内携帯電話 (廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用) 1式 ④-17 専用回線電話 1式 ④-18 一般加入電話 1式 ④-19 ファクシミリ 1式 ④-20 (b) 所内データ伝送設備 プロセスデータ伝送サーバ 1式 ④-21 放射線管理用計算機 1式 ④-22 環境中継サーバ 1式 ④-23 総合防災盤 1式 ④-24 (c) 所外通信連絡設備 統合原子力防災ネットワークIP電話 (MOX燃料加工施設と共用) 1式 ④-25 統合原子力防災ネットワークIP-FAX (MOX燃料加工施設と共用) 1式 ④-26</p>	<p>(5) 操作性の確保 基本方針については、「1.7.18(4)a.操作性の確保」に示す。◇ 代替通信連絡設備の可搬型通話装置と代替通話系統との接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ、確実に現場での接続が可能な設計とする。◇ 代替通信連絡設備の可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)における機器同士の接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ、確実に現場での接続が可能な設計とする。◇</p> <p>9.17.2.3 主要設備の仕様 通信連絡を行うために必要な設備の仕様を第9.17.2-1表、第9.17.2-2表及び第9.17.2-3表に示す。◇</p> <p>9.17.2.4 系統構成及び主要設備 (1) 再処理事業所内の通信連絡を行うために必要な設備 重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、代替通話系統を設置する。◇ 緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、「6.2.5.3 主要設備の仕様」の情報把握計装設備の一部である情報把握計装設備用屋内伝送系統を設置する。◇ 重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)を配備する。◇ 緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、「6.2.5.3 主要設備の仕様」の情報把握計装設備の一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等、「8.2.3 主要設備の仕様」の代替モニタリング設備の一部及び代替気象観測設備の一部を配備する。◇</p>		<p>④-16 (P16～)</p> <p>④-17 (P16～)</p> <p>④-18 (P16～)</p> <p>④-19 (P16～)</p> <p>④-20 (P16～)</p> <p>④-21 (P17～)</p> <p>④-22 (P17～)</p> <p>④-23 (P17～)</p> <p>④-24 (P17～)</p> <p>④-25 (P16～)</p> <p>④-26 (P16～)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (24 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>統合原子力防災ネットワークTV会議システム (MOX燃料加工施設と共用) 1式 ④-27 一般加入電話 (MOX燃料加工施設と共用) 1式 ④-28 一般携帯電話 (MOX燃料加工施設と共用) 1式 ④-29 衛星携帯電話 (MOX燃料加工施設と共用) 1式 ④-30 ファクシミリ (MOX燃料加工施設と共用) 1式 ④-31</p> <p>(d) 所外データ伝送設備 データ伝送設備 1式 ④-32</p> <p>(e) 代替通信連絡設備 [常設重大事故等対処設備] 代替通話系統 1式 ④-33 統合原子力防災ネットワークIP電話 (設計基準対象の施設と兼用) (MOX燃料加工施設と共用) 1式 ④-34 統合原子力防災ネットワークIP-FAX (設計基準対象の施設と兼用) (MOX燃料加工施設と共用) 1式 ④-35 統合原子力防災ネットワークTV会議システム (設計基準対象の施設と兼用) (MOX燃料加工施設と共用) 1式 ④-36 データ伝送設備 (設計基準対象の施設と兼用) 1式 ④-37</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] 可搬型通話装置 1式 ④-38 可搬型衛星電話 (屋内用) (MOX燃料加工施設と共用) 1式 ④-39 可搬型トランシーバ (屋内用) 1式 ④-40 可搬型衛星電話 (屋外用) (MOX燃料加工施設と共用) 1式 ④-41 可搬型トランシーバ (屋外用) 1式 ④-42</p>	<p>重大事故等が発生した場合において、代替通信連絡設備へ給電するための設備として、「9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機を常設重大事故等対処設備として設置し、「9.2.2.3 主要設備の仕様」の電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する。 ◇</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備へ給電するための設備として、「9.2.2.3 主要設備の仕様」の電気設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。 ◇</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付ける。 ◇</p> <p>また、設計基準対象の施設と兼用する所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を常設重大事故等対処設備として位置付ける。 ◇</p> <p>代替通話系統は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内において、必要な連絡を行う際に使用するものであり、屋内にあらかじめ敷設してあるケーブル、接続盤及び接続盤内の接続口で構成される系統である。 ◇</p> <p>代替通話系統は、常設重大事故等対処設備として前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に2系統設け、可搬型通話装置を接続して使用可能な設備である。 ◇</p>		<p>④-27 (P16 ～)</p> <p>④-28 (P16 ～)</p> <p>④-29 (P16 ～)</p> <p>④-30 (P16 ～)</p> <p>④-31 (P16 ～)</p> <p>④-32 (P17 ～)</p> <p>④-33 (P16 ～)</p> <p>④-34 (P17 ～)</p> <p>④-35 (P17 ～)</p> <p>④-36 (P17 ～)</p> <p>④-37 (P17 ～)</p> <p>④-38 (P17 ～)</p> <p>④-39 (P17, 18 ～)</p> <p>④-40 (P17 ～)</p> <p>④-41 (P18 ～)</p> <p>④-42 (P18 ～)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (25 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>可搬型通話装置は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内に必要な連絡を行う際に使用するものであり、可搬型通話装置の端末を代替通話系統に接続することで、代替通話系統を通じて可搬型通話装置の端末間で通信連絡を行うことができる設備である。②-2</p> <p style="text-align: right;">④ (P4へ)</p> <p>可搬型通話装置は、可搬型重大事故等対処設備として制御建屋及び外部保管エリアに保管する。◇</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、中央制御室、緊急時対策所、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに屋外間で連絡を行う際に使用するものであり、衛星回線又は無線回線を用いて通信連絡を行う設備である。</p> <p>◇</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、可搬型重大事故等対処設備として使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する。◇</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、ハンドセットを中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設備である。◇</p> <p>可搬型通話装置は、乾電池で動作可能な設備である。◇</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (26 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、充電池で動作可能な設備である。さらに、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、「9.2.2.3 主要設備の仕様」の電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は「9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設備である。◇</p> <p>乾電池を用いる設備は、7日間以上継続して通話が可能な設備である。また、充電池を用いる設備は、「9.2.2.3 主要設備の仕様」の電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機又は「9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機にて充電、又は受電することで7日間以上継続して通話が可能な設備である。◇</p> <p>再処理事業所内の通信連絡を行うために必要な設備は、重大事故等対処設備として以下の所内通信連絡設備、所内データ伝送設備及び代替通信連絡設備で構成する。◇</p> <p>a. 所内通信連絡設備</p> <p>(a) 常設重大事故等対処設備</p> <p>ページング装置（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>所内携帯電話（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>専用回線電話（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>一般加入電話（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>ファクシミリ（設計基準対象の施設と兼用）◇</p> <p>b. 所内データ伝送設備</p> <p>(a) 常設重大事故等対処設備</p> <p>プロセスデータ伝送サーバ（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>放射線管理用計算機（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>環境中継サーバ（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>総合防災盤（設計基準対象の施設と兼用）◇</p>		



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (27 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>c. 代替通信連絡設備                      (a) 常設重大事故等対処設備                      代替通話系統◇                      (b) 可搬型重大事故等対処設備                      可搬型通話装置                      可搬型衛星電話 (屋内用)                      可搬型トランシーバ (屋内用)                      可搬型衛星電話 (屋外用)                      可搬型トランシーバ (屋外用) ◇                      重大事故等が発生した場合に、計測等を行った重大事故等の対処に必要なパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための通信設備として、「(1) a. 所内通信連絡設備」, 「(1) b. 所内データ伝送設備」及び「(1) c. 代替通信連絡設備」を使用する。◇                      具体的には、「6.2.5.3 主要設備の仕様」の情報把握計装設備の一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等, 「8.2.3 主要設備の仕様」の代替モニタリング設備の一部及び代替気象観測設備の一部が配備されるまでは、代替通話系統, 可搬型通話装置, 可搬型衛星電話 (屋内用), 可搬型トランシーバ (屋内用), 可搬型衛星電話 (屋外用) 及び可搬型トランシーバ (屋外用) を使用する。◇                      「6.2.5.3 主要設備の仕様」の情報把握計装設備の一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等, 「8.2.3 主要設備の仕様」の代替モニタリング設備の一部及び代替気象観測設備の一部が配備された後は、計測等を行った重大事故等の対処に必要なパラメータを「6.2.5.3 主要設備の仕様」の情報把握計装設備の一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等, 「8.2.3 主要設備の仕様」の代替モニタリング設備の一部及び代替気象観測設備の一部にて共有する。◇</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (28 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>再処理事業所内の通信連絡を行うために必要な設備のうち所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の実施組織要員（実施責任者）に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から中央制御室、屋外及び屋内の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合及び中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から緊急時対策所の重大事故等の対処に必要な指示を行う要員（非常時対策組織本部の本部長）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。◇</p> <p>(2) 再処理事業所外への通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム及びデータ伝送設備を設置する。◇</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）を配備する。◇</p> <p>重大事故等が発生した場合において、代替通信連絡設備へ給電するための設備として、「9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機を常設重大事故等対処設備として設置する。◇</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備へ給電するための設備として、「9.2.2.3 主要設備の仕様」の電気設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (29 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク I P 電話, 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X, 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム, 一般加入電話, 一般携帯電話, 衛星携帯電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付ける。◇</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する所外データ伝送設備のデータ伝送設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。◇</p> <p>◇</p> <p>統合原子力防災ネットワーク I P 電話, 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X, 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムは, 専用回線を介して再処理事業所外へ通信連絡を行うために使用するものであり, 常設重大事故等対処設備として緊急時対策建屋に設置する。◇</p> <p>◇</p> <p>可搬型衛星電話 (屋内用) は, 再処理事業所外へ通信連絡を行うために使用するものであり, 衛星回線又は無線回線を用いて通信連絡を行う設備である。◇</p> <p>可搬型衛星電話 (屋内用) は, 可搬型重大事故等対処設備として, 緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する。◇</p> <p>◇</p> <p>可搬型衛星電話 (屋外用) は, 再処理事業所外へ通信連絡を行うために使用するものであり, 衛星回線又は無線回線を用いて通信連絡を行う設備である。◇</p> <p>可搬型衛星電話 (屋外用) は, 可搬型重大事故等対処設備として, 制御建屋及び外部保管エリアに保管する。◇</p> <p>可搬型衛星電話 (屋内用) は, ハンドセットを緊急時対策所に配備し, 屋外に配備したアンテナと接続することにより, 屋内で使用可能な設備である。◇</p> <p>データ伝送設備は, 再処理事業所外の緊急時対策支援システム (E R S S) へ必要なデータを伝送するための設備であり, 常設重大事故等対処設備として緊急時対策建屋に設置する。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (30 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>統合原子力防災ネットワークIP電話, 統合原子力防災ネットワークIP-FAX, 統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備は, 「9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機から受電することにより動作可能な設備である。◇</p> <p>可搬型衛星電話(屋内用)は, 「9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機から受電することにより動作可能な設備である。◇</p> <p>可搬型衛星電話(屋外用)は, 代替電源として充電池で動作可能な設備である。◇</p> <p>再処理事業所外への通信連絡を行うために必要な設備は, 重大事故等対処設備として以下の所外通信連絡設備, 所外データ伝送設備及び代替通信連絡設備で構成する。◇</p> <p>再処理事業所外への通信設備のうち, 統合原子力防災ネットワークIP電話, 統合原子力防災ネットワークIP-FAX, 統合原子力防災ネットワークTV会議システム, 可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)は, MOX燃料加工施設と共用する。◇</p> <p>a. 所外通信連絡設備</p> <p>(a) 常設重大事故等対処設備</p> <p>統合原子力防災ネットワークIP電話 (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>統合原子力防災ネットワークIP-FAX (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>統合原子力防災ネットワークTV会議システム (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>一般加入電話 (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>一般携帯電話 (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>衛星携帯電話 (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>ファクシミリ (設計基準対象の施設と兼用) ◇</p> <p>b. 所外データ伝送設備</p> <p>(a) 常設重大事故等対処設備</p> <p>データ伝送設備 (設計基準対象の施設と兼用) ◇</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (31 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>c. 代替通信連絡設備</p> <p>(a) 常設重大事故等対処設備  統合原子力防災ネットワークIP電話  (設計基準対象の施設と兼用) (MOX燃料加工施設と共用)  統合原子力防災ネットワークIP-FAX  (設計基準対象の施設と兼用) (MOX燃料加工施設と共用)  統合原子力防災ネットワークTV会議システム  (設計基準対象の施設と兼用) (MOX燃料加工施設と共用)  データ伝送設備(設計基準対象の施設と兼用) ◇</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備  可搬型衛星電話(屋内用) (MOX燃料加工施設と共用)  可搬型衛星電話(屋外用) (MOX燃料加工施設と共用) ◇</p> <p>重大事故等が発生した場合に、計測等を行った重大事故等の対処に必要なパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有する通信設備として、「(2)a. 所外通信連絡設備」、「(2)b. 所外データ伝送設備」及び「(2)c. 代替通信連絡設備」を使用する。◇</p> <p>具体的には、「6.2.5.3 主要設備の仕様」の情報把握計装設備の一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等、「8.2.3 主要設備の仕様」の代替モニタリング設備の一部及び代替気象観測設備の一部が配備されるまでは、可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型衛星電話(屋外用)を使用する。◇</p> <p>「6.2.5.3 主要設備の仕様」の情報把握計装設備の一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等、「8.2.3 主要設備の仕様」の代替モニタリング設備の一部及び代替気象観測設備の一部が配備された後は、計測等を行った重大事故等の対処に必要なパラメータをデータ伝送設備にて送信し、共有する。◇</p> <p>再処理事業所外への通信連絡を行うために必要な設備のうち所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者(立会人、公的機関から情報を入手した者等)が中央制御室の実施組織要員(実施責任者)に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第五十一条 (通信連絡を行うために必要な設備) (32 / 32)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 対象を明確にした。</p> <p>(当社の記載) &lt;不一致の理由&gt; 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】 36条展開に伴う記載の適正化。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】 設計方針の内容を明確にするため、36条重大事故等対処設備の基本設計方針に記載する内容を追記した。(以下同じ)</p>	<p>7.3.10.2.7 試験・検査</p> <p>所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、所外データ伝送設備のデータ伝送設備、代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、<u>外観点検、機能・性能確認</u>が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、<u>保守</u>が可能な設計とする。⑦-1</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、<u>独立して外観点検、員数確認、機能・性能確認</u>が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、<u>保守</u>が可能な設計とする。⑦-2</p>	<p>【許可からの変更点】 機器に対する試験・検査の項目の明確化</p> <p>【許可からの変更点】 機器に対する試験・検査の項目の明確化</p>	<p>9.17.2.5 試験・検査</p> <p>「1.7.18(4)b. 試験・検査性」に示す基本方針を踏まえ以下のとおり設計する。◇</p> <p>所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ、総合防災盤、所外通信連絡設備の一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、所外データ伝送設備のデータ伝送設備、代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム及びデータ伝送設備は、<u>再処理施設の運転中又は停止中に機能、性能及び外観の確認</u>が可能な設計とする。⑦-1</p> <p>代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、<u>再処理施設の運転中又は停止中に独立して機能、性能及び外観の確認</u>が可能な設計とする。⑦-2</p> <p>また、代替通信連絡設備の可搬型通話装置、可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、<u>保管数量及び保管状態を定期的に確認</u>する。◇</p> <p>乾電池を用いるものについては、定期的に乾電池を交換する。充電電池を用いるものについては、定期的に充電を行う。◇</p>		

第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
①	重大事故等時における通信連絡を行うために必要な設計	技術基準規則（第51条）の要求事項を受けている内容	1項	—	a
②	多様性，位置的分散に関する内容	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第51条）の設備として考慮すべき特記事項	(36条2項1号) (36条3項2号) (36条3項4号) (36条3項6号)	—	a, b
③	悪影響防止に関する内容	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第51条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36条1項6号)	—	a, b
④	個数及び容量に関する内容	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第51条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36条1項1号)	—	a, c
⑤	環境条件等に関する内容	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第51条）の設備として考慮すべき特記事項	(36条1項2号) (36条1項7号) (36条3項3号) (36条3項4号)	—	a, b
⑥	操作性の確保に関する内容	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第51条）の設備として考慮すべき特記事項	(36条1項3号) (36条1項5号) (36条3項1号) (36条3項5号)	—	a, b
⑦	試験・検査性の確保に関する内容	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第51条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36条1項4号)	—	a, b
⑧	緊急時対策所へのデータ伝送に使用する設備	緊急時対策所へのデータ伝送に使用する情報把握計装設備に係る事項	—	—	a
⑨	緊急時対策所へのデータ伝送に使用する設備	緊急時対策所へのデータ伝送に使用する放射線監視設備及び環境管理設備に係る事項	—	—	a

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

⑩	有毒ガスの発生の連絡に関する記載 (制御室等)	技術基準規則(第48条)の要求事項を受けている内容	— (48条1項)	—	a
⑪	有毒ガスの発生の連絡に関する記載 (緊急時対策所)	技術基準規則(第50条)の要求事項を受けている内容	— (50条1項1号)	—	a
⑫	代替通信連絡設備の給電に使用する設備	代替通信連絡設備の給電に使用する代替電源設備に係る事項	— (46条1項)	—	a
⑬	代替通信連絡設備の給電に使用する設備	代替通信連絡設備の給電に使用する緊急時対策建屋電源設備に係る事項	— (50条1項1号)	—	a

## 2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
④	他条文で展開する事項(第46条)	第46条「電源設備」の呼び込みであるため、記載しない。	—

## 3. 事業変更許可申請書の添六のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
◇	重複記載	事業変更許可申請書本文(設計方針)又は添付書類内の記載と重複する内容であるため、記載しない。	—
◇	手順等	保安規定(運転管理、施設管理)で担保する事項であることから、基本設計方針に記載しない。	—
◇	仕様表等の呼び込み	仕様表等の呼び込み場所の記載であるため、基本設計方針に記載しない。	—
◇	保安規定(除雪及び除灰)に関する運用	保安規定(除雪及び除灰)に関する事項は第36条「重大事故等対処設備」にて明確にするため、記載しない。	—

## 4. 添付書類等

No.	書類名
a	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書
b	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
c	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書



事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（1/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(a) 臨界事故への対処                      (ト) 必要な要員及び資源</p> <p>1) 要員                      臨界事故の拡大防止対策として実施する可溶性中性子吸収材の自動供給、臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気及び廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留に必要な要員は10人（実施責任者を含む。）である。さらに、臨界事故発生時に実施する大気中への放出状況の監視等及び電源の確保に必要な要員は、前処理建屋における臨界事故においては11人（実施責任者を除く。）、精製建屋における臨界事故においては14人（実施責任者を除く。）である。□</p> <p>上記より、臨界事故の拡大防止対策に要する実施組織要員は、前処理建屋における臨界事故においては21人、精製建屋における臨界事故においては24人である。これに対し実施組織要員は、前処理建屋における臨界事故においては28人、精製建屋における臨界事故においては41人であるため、実施組織要員の要員数は、必要な要員数を上回っており、臨界事故への対応が可能である。□</p> <p>2) 資源</p> <p>臨界事故への対処には、水源を要せず、また、軽油等の燃料を消費する電気設備を用いない。□</p>	<p>7.1.2 臨界事故の拡大防止対策に必要な要員及び資源                      臨界事故の拡大防止対策に必要な要員及び資源を以下に示す。◇</p> <p>(1) 必要な要員の評価                      臨界事故の拡大防止対策として実施する可溶性中性子吸収材の自動供給、臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気及び廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留に必要な要員は10人（実施責任者を含む。）である。さらに、臨界事故発生時に実施する大気中への放出状況の監視等及び電源の確保に必要な要員は、前処理建屋における臨界事故においては11人（実施責任者を除く。）、精製建屋における臨界事故においては14人（実施責任者を除く。）である。◇</p> <p>上記より、臨界事故の拡大防止対策に要する実施組織要員は、前処理建屋における臨界事故においては21人、精製建屋における臨界事故においては24人である。これに対し実施組織要員は、前処理建屋における臨界事故においては28人、精製建屋における臨界事故においては41人であるため、実施組織要員の要員数は、必要な要員数を上回っており、臨界事故への対応が可能である。◇</p> <p>(2) 必要な資源の評価                      「7.1.1.2.1 (5) 機能喪失の条件」に記載したとおり、臨界事故は、内的事象の「動的機器の多重故障」の組み合わせを要因として発生することから、電源等については平常運転時と同様に使用可能である。◇</p> <p>臨界事故への対処には、水源を要せず、また、軽油等の燃料を消費する電気設備を用いない。◇</p>			<p>□, ◇ : 臨界 00-01 別紙 1①別添（第三十八条臨界事故の拡大を防止するための設備）において示すため。</p>

**【凡例】**

灰色ハッチング：設工認申請書（本文）に関連しない事項  
 □：事業変更許可申請書本文八号，添付書類八を踏まえた設工認申請書（本文）に関する補足事項

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（2/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>i) 可溶性中性子吸収材                      臨界事故への対処で使用する可溶性中性子吸収材は、臨界事故が発生した機器を未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な量を内包することとし、具体的には、重大事故時可溶性中性子吸収材供給供給槽（溶解槽における臨界事故の場合は、代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽）において、臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要な量及び配管への滞留量を考慮した量を内包することから、臨界事故が発生した場合に確実に未臨界に移行することが可能である。□</p> <p>ii) 圧縮空気                      放射線分解水素の掃気に使用する一般圧縮空気系は、有効性評価の機器の条件とした圧縮空気流量である、平常運転時に供給される圧縮空気流量に加え、臨界事故の対処において供給する圧縮空気流量6 m<sup>3</sup>/h [normal]を十分上回る供給能力を有しているため、水素濃度をドライ換算4 v o 1 %未満に維持できる。上記以外の圧縮空気については、平常運転時においても継続的に重大事故等対処設備に供給されているものであり、臨界事故への対処においても平常運転時と同様に使用可能である。□</p> <p>iii) 電源                      電気設備が廃ガス貯留設備の空気圧縮機の起動及び運転に必要な電気容量を有することから、廃ガス貯留設備の空気圧縮機への給電は可能である。□</p>	<p>a. 可溶性中性子吸収材                      臨界事故への対処で使用する可溶性中性子吸収材は、臨界事故が発生した機器を未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な量を内包することとし、具体的には、重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の可溶性中性子吸収材供給槽（溶解槽における臨界事故の場合は、代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽）において、臨界事故の発生を仮定する機器を未臨界に移行するために必要な量及び配管への滞留量を考慮した量を内包することから、臨界事故が発生した場合に確実に未臨界に移行することが可能である。◇</p> <p>b. 圧縮空気                      放射線分解水素の掃気に使用する一般圧縮空気系は、有効性評価の機器の条件とした圧縮空気流量である、平常運転時に供給される圧縮空気流量に加え、臨界事故の対処において供給する圧縮空気流量6 m<sup>3</sup>/h [normal]を十分上回る供給能力を有しているため、水素濃度をドライ換算4 v o 1 %未満に低減できる。上記以外の圧縮空気については、平常運転時においても継続的に重大事故等対処設備に供給されているものであり、臨界事故への対処においても平常運転時と同様に使用可能である。◇</p> <p>c. 電 源                      臨界事故への対処に必要な負荷は、前処理建屋において、460V非常用母線の最小余裕約160 kVAに対し【◇】最大でも廃ガス貯留設備の空気圧縮機の約40 kVAである。【◇】また、廃ガス貯留設備の空気圧縮機の起動時を考慮しても約80 kVAであり【◇】最小余裕に対して余裕があることから、必要な電源容量を確保できる。【◇】精製建屋においては、460V非常用母線の最小余裕約110 kVAに対し【◇】最大でも廃ガス貯留設備の空気圧縮機の約40 kVAである。【◇】また、廃ガス貯留設備の空気圧縮機の起動時を考慮しても約80 kVAであり【◇】最小余裕に対して余裕があることから、必要な電源容量を確保できる。◇</p>			<p>□, ◇ : 臨界 00-01 別紙 1①別添（第三十八条臨界事故の拡大を防止するための設備）において示すため。</p> <p>□, ◇ : 電源 00-01 別紙 1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条 （通信連絡を行うために必要な設備）（3/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
iv) 冷却水 冷却水については、平常運転時においても継続的に常設重大事故等対処設備に供給されているものであり、臨界事故への対処においても平常運転時と同様に使用可能である。□	d. 冷却水 冷却水については、平常運転時においても継続的に重大事故等対処設備に供給されているものであり、臨界事故への対処においても平常運転時と同様に使用可能である。◇			□, ◇ : 臨界 00-01 別紙 1①別添（第三十八条臨界事故の拡大を防止するための設備）において示すため。

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（4/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(b) 冷却機能の喪失による蒸発乾固への対処                      (ト) 必要な要員及び資源                      外的事象の「地震」及び「火山の影響」を要因として冷却機能が喪失した場合には、「ハ.(3)(i)(a) 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に示すとおり、「放射線分解により発生する水素による爆発」及び「使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷」に対しても同時に対処することとなる。このため、重大事故等が同時発生した場合の重大事故等対処に必要な要員及び燃料等の成立性については、それぞれの対処に必要な数量を重ね合わせて評価する必要がある、「ハ.(3)(ii)(h) 必要な要員及び資源の評価」において評価している。㊦</p> <p>1) 要員                      本重大事故における発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員は、冷却機能の喪失を受けて、各建屋で並行して対応することとなっており、外的事象の「地震」を要因とした場合、5建屋の合計で141人である。なお、外的事象の「火山の影響」を要因とした場合には、降灰予報を受けて建屋外での可搬型建屋外ホースの敷設等の準備作業に入ることから、建屋外の作業に要する要員数が外的事象の「地震」を要因とした場合を上回ることはなく、外的事象の「火山の影響」を要因とした場合、全建屋の合計で140人に対応できる。㊦</p> <p>また、内的事象を要因とした場合は、作業環境が外的事象の「地震」を要因とした場合に想定される環境条件より悪化することが想定されず、対処内容にも違いがないことから、必要な要員は外的事象の「地震」を要因とした場合の必要な人数以下である。㊦</p> <p>事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業対応が可能である。㊦</p>	<p>7.2.3 蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員及び資源                      蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員及び資源を以下に示す。㊦</p> <p>(1) 必要な要員の評価                      蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策において、外的事象の「地震」を要因とした場合の蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員は141人である。外的事象の「地震」とは異なる環境条件をもたらす可能性のある外的事象の「火山の影響」を要因とした場合の蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員は140人である。㊦</p> <p>また、内的事象の「長時間の全交流動力電源の喪失」及び「動的機器の多重故障」を要因とした場合は、外的事象の「地震」を要因とした場合に想定される環境条件より悪化することが想定されず、重大事故等対策の内容にも違いがないことから、必要な要員は合計141人以内である。㊦</p> <p>以上より、蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員は、最大でも141人であるが、事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業が可能である。㊦</p>			<p>㊦, ㊧: 蒸発乾固00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（5/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由												
<p>2) 資源</p> <p>i) 水源</p> <p>冷却コイル等への通水を開始し、高レベル廃液等が未沸騰状態に移行するまでに貯槽等への注水によって消費される水量は、合計で約26m<sup>3</sup>である。また、内部ループへの通水、凝縮器への通水及び冷却コイル等への通水の実施において、代替安全冷却水系と第1貯水槽間を循環させるために必要な水量は、約3,000m<sup>3</sup>である。㊦</p> <p>水源として、第1貯水槽の貯水槽A及び貯水槽Bにそれぞれ約10,000m<sup>3</sup>の水を保有しており、蒸発乾固への対処については、このうち一区画を使用し、他方の区画は使用済燃料貯蔵槽の燃料損傷への対処に使用する。</p> <p>【㊦】これにより必要な水源は確保可能である。また、内部ループへの通水、凝縮器への通水及び冷却コイル等への通水は、水源である第1貯水槽へ排水経路を構成して循環させることから、基本的に水量に変化はなく、継続が可能である。㊧</p>	<p>(2) 必要な資源の評価</p> <p>蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な水源、燃料及び電源を以下に示す。</p> <p>㊨</p> <p>a. 水源</p> <p>【7.2.3(2) a. (b) 水の使用量の評価】</p> <p>貯槽等への注水によって消費される水量は、冷却コイル等への通水を開始し、高レベル廃液等が未沸騰状態に移行するまでの期間を考慮すると、外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず、合計約26m<sup>3</sup>の水が必要である。また、内部ループへの通水、凝縮器への通水及び冷却コイル等への通水の実施において、代替安全冷却水系と第1貯水槽間を循環させるために必要な水量は、約3,000m<sup>3</sup>である。㊩</p> <p>水源として、第1貯水槽の貯水槽A及び貯水槽Bにそれぞれ約10,000m<sup>3</sup>の水を保有しており、蒸発乾固への対処については、このうち一区画を使用し、他方の区画は使用済燃料貯蔵槽の燃料損傷への対処に使用する。</p> <p>【㊩】これにより必要な水源は確保可能である。㊪</p> <p>貯槽等への注水によって消費される水量についての詳細を以下に示す。</p> <table border="0"> <tr> <td>前処理建屋</td> <td>約0.0m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>分離建屋</td> <td>約1.4m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>精製建屋</td> <td>約2.1m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋</td> <td>約0.2m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td> <td>約23m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>全建屋合計</td> <td>約26m<sup>3</sup></td> </tr> </table> <p>㊫</p>	前処理建屋	約0.0m <sup>3</sup>	分離建屋	約1.4m <sup>3</sup>	精製建屋	約2.1m <sup>3</sup>	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	約0.2m <sup>3</sup>	高レベル廃液ガラス固化建屋	約23m <sup>3</sup>	全建屋合計	約26m <sup>3</sup>			<p>㊦, ㊨: 蒸発乾固00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>㊩, ㊫: 水供給00-01 別紙1①別添（第四十五条重大事故等への対処に必要な水の供給設備）において示すため。</p>
前処理建屋	約0.0m <sup>3</sup>															
分離建屋	約1.4m <sup>3</sup>															
精製建屋	約2.1m <sup>3</sup>															
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	約0.2m <sup>3</sup>															
高レベル廃液ガラス固化建屋	約23m <sup>3</sup>															
全建屋合計	約26m <sup>3</sup>															

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（6/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>また、5建屋の高レベル廃液等の総崩壊熱が第1貯水槽の一区画に負荷された場合の1日あたりの第1貯水槽の一区画の温度上昇は、安全側に断熱で評価した場合においても3℃程度であり、第1貯水槽を最終ヒートシンクとして考慮することに問題はない。㊦</p>	<p>(a) 内部ループへの通水、冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水による水の温度影響評価</p> <p>第1貯水槽の一区画及び通水経路からの放熱を考慮せず断熱を仮定した場合であっても、内部ループへの通水、冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水で使用する第1貯水槽の一区画の水温の上昇は1日あたり約3.1℃であり、実際の放熱を考慮すれば冷却を維持することは可能である。㊦</p> <p>水の温度影響評価の詳細を以下に示す。㊦</p> <p>内部ループへの通水、冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水に使用した排水は、第1貯水槽の一区画へ戻し再利用する。㊦</p> <p>この場合、第1貯水槽の水量は、貯槽等への注水並びに第1貯水槽及び可搬型排水受槽の開口部からの自然蒸発によって減少するが、第1貯水槽及び可搬型排水受槽の開口部は小さく、自然蒸発の影響は小さいことから、貯槽等への注水による減少分を考慮した第1貯水槽の一区画の温度上昇を算出するとともに、冷却への影響を分析した。㊦</p> <p>第1貯水槽の水の温度への影響の評価の条件は、外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず同じである。㊦</p> <p>第1貯水槽の水温の上昇は以下の仮定により算出した。㊦</p> <p>冷却対象貯槽の総熱負荷 : 1,470 kW                  第1貯水槽の水量 : 9,970m<sup>3</sup>*1                  第1貯水槽の初期水温 : 29℃                  第1貯水槽の水の密度 : 996 kg/m<sup>3</sup>*2                  第1貯水槽の水の比熱 : 4,179 J/kg/K</p> <p>*2</p> <p>※1 貯槽等に内包する溶液が沸騰することによって消費する蒸発量約26m<sup>3</sup>を切り上げて30m<sup>3</sup>とし、第1貯水槽の一区画分の容積約10,000m<sup>3</sup>から減じて設定。</p> <p>※2 伝熱工学資料第4版 300Kの水の物性を引用㊦</p>			<p>㊦, ㊦ : 蒸発乾固00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（7/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>ii) 電源                      電動の可搬型排風機への給電は、可搬型排風機の起動及び運転に必要な容量を有する可搬型発電機を敷設するため、対応が可能である。㊦</p>	<p>貯槽等から回収した熱量はそのまま第1貯水槽の水に与えられることから、第1貯水槽の1日あたりの水温上昇<math>\Delta T</math>は次のとおり算出される。㊦</p> $\Delta T [^\circ\text{C}/\text{日}] = 1,470,000[\text{J}/\text{s}] \times 86,400[\text{s}/\text{日}] / (9,970[\text{m}^3] \times 996[\text{kg}/\text{m}^3] \times 4,179[\text{J}/\text{kg}/\text{K}]) = \text{約}3.1^\circ\text{C}/\text{日}$ <p>㊦</p> <p>なお、上記に示したとおり、自然蒸発による第1貯水槽の水の減少は、第1貯水槽及び可搬型排水受槽の開口部の構造上の特徴から、有意な量の水が蒸発することは考え難いが、自然蒸発による第1貯水槽の水の減少が第1貯水槽の水の温度に与える影響を把握する観点から、現実的には想定し得ない条件として、冷却対象貯槽等の総熱負荷により第1貯水槽の水が蒸発する想定を置いた場合の第1貯水槽の水の温度上昇を評価する。㊦</p> <p>本想定における第1貯水槽の水の蒸発量は約310<math>\text{m}^3</math>となる。これを考慮し、第1貯水槽の水量を9,690<math>\text{m}^3</math>と設定した場合、第1貯水槽の温度上昇は約3.2<math>^\circ\text{C}/\text{日}</math>であり、自然蒸発による第1貯水槽の水の減少が第1貯水槽の水の温度に与える影響は小さいと判断できる。㊦</p> <p><b>【7.2.3(2)c. 電源】</b>                      前処理建屋可搬型発電機の電源負荷は、前処理建屋における蒸発乾固の拡大防止対策に必要な負荷として、可搬型排風機の約5.2kVAであり、必要な給電容量は、可搬型排風機の起動時を考慮しても約39kVAである。㊦</p> <p>前処理建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。㊦</p>			<p>㊦, ㊧：蒸発乾固00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>㊦：電源00-01 別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（8/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>分離建屋可搬型発電機の電源負荷は、分離建屋における蒸発乾固の拡大防止対策に必要な負荷として、可搬型排風機の約5.2kVAであり、必要な給電容量は、可搬型排風機の起動時を考慮しても約39kVAである。◇</p> <p>分離建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機の電源負荷は、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における蒸発乾固の拡大防止対策に必要な負荷として、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型排風機の約11kVAである。精製建屋の可搬型排風機の起動は、冷却機能の喪失から6時間40分後、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型排風機の起動は、冷却機能の喪失から15時間後であり、可搬型排風機の起動タイミングの違いを考慮すると、約45kVAの給電が必要である。◇</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機の電源負荷は、高レベル廃液ガラス固化建屋における蒸発乾固の拡大防止対策に必要な負荷として、可搬型排風機の約5.2kVAであり、必要な給電容量は、可搬型排風機の起動時を考慮しても約39kVAである。◇</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機の電源負荷は、主排気筒を介した大気中への放射性物質の放出状況の監視に必要な負荷として、約1.8kVAであり、対象負荷の起動時を考慮しても約1.8kVAである。◇</p>			<p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：電源 00-01 別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p> <p>◇：監視 00-01 別紙1①別添（第四十九条監視測定設備）において示すため。</p>



事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（9/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>iii) 燃料</p> <p>5 建屋の冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策を7日間継続して実施するために必要な軽油は合計で約63m<sup>3</sup>である。㊦</p> <p>これに対し、軽油貯槽にて約800m<sup>3</sup>の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。㊧</p>	<p>代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング用発電機の供給容量は、約3kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。㊨</p> <p>b. 燃料</p> <p>全ての建屋の蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策を7日間継続して実施するのに必要な軽油は、外的事象の「地震」を想定した場合、合計で約62m<sup>3</sup>である。また、外的事象の「火山の影響」を想定した場合、合計で約63m<sup>3</sup>である。㊩</p> <p>軽油貯槽にて合計約800m<sup>3</sup>の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。㊪</p> <p>必要な燃料についての詳細を以下に示す。㊫</p>			<p>㊨, ㊩: 監視 00-01 別紙1①別添(第四十九条監視測定設備)において示すため。</p> <p>㊩, ㊪: 蒸発乾固 00-01 別紙1①別添(第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備)において示すため。</p> <p>㊩, ㊫: 電源 00-01 別紙1①別添(第四十六条電源設備)において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（10/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(a) 内部ループへの通水，貯槽等への注水，冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水に使用する可搬型中型移送ポンプ                  蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策に使用する可搬型中型移送ポンプによる各建屋の水の給排水については，可搬型中型移送ポンプの起動から7日間の対応を考慮すると，外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず，運転継続に合計約40m<sup>3</sup>の軽油が必要である。◇</p> <p>前処理建屋 約12m<sup>3</sup>                  分離建屋，精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 約14m<sup>3</sup>                  高レベル廃液ガラス固化建屋 約14m<sup>3</sup>                  全建屋合計 約40m<sup>3</sup>◇</p> <p>(b) 可搬型排風機の運転に使用する可搬型発電機                  蒸発乾固の拡大防止対策に使用する可搬型発電機は，可搬型発電機の起動から7日間の対応を考慮すると，外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず，運転継続に合計約12m<sup>3</sup>の軽油が必要である。◇</p> <p>前処理建屋 約2.9m<sup>3</sup>                  分離建屋 約3.0m<sup>3</sup>                  精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 約3.0m<sup>3</sup>                  高レベル廃液ガラス固化建屋 約3.0m<sup>3</sup>                  全建屋合計 約12m<sup>3</sup>◇</p> <p>(c) 可搬型排気モニタリング用発電機                  可搬型排気モニタリング用発電機による電源供給は，可搬型排気モニタリング用発電機の起動から7日間の運転を想定すると，外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず，運転継続に合計約0.22m<sup>3</sup>の軽油が必要である。◇</p>			<p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>□，◇：監視 00-01 別紙1①別添（第四十九条監視測定設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（11/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(d) 可搬型空気圧縮機                      可搬型貯槽液位計への圧縮空気の供給に使用する可搬型空気圧縮機は、可搬型空気圧縮機の起動から7日間の対応を考慮すると、外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず、運転継続に合計約5.9m<sup>3</sup>の軽油が必要である。◇                      前処理建屋 約1.4m<sup>3</sup>                      分離建屋 約1.7m<sup>3</sup>                      精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 約1.4m<sup>3</sup>                      高レベル廃液ガラス固化建屋 約1.6m<sup>3</sup>                      全建屋合計 約5.9m<sup>3</sup>◇</p> <p>(e) 蒸発乾固対応時の運搬等に必要車両燃料の運搬、可搬型重大事故等対応設備の運搬及び敷設並びにアクセス路の整備等に使用する軽油用タンクローリ【◇】、可搬型中型移送ポンプ運搬車、ホース展張車及び運搬車【◇】並びにホイールローダ【◇】は、外的事象の「地震」を想定した場合、車両の使用開始から7日間の対応を考慮すると、運転継続に合計約4.7m<sup>3</sup>の軽油が必要となる。また、外的事象の「火山の影響」を想定した場合、車両の使用開始から7日間の対応を考慮すると、運転継続に合計約4.8m<sup>3</sup>の軽油が必要である。◇</p>			<p>◇：水素爆発 00-01 別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：電源 00-01 別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p> <p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：抑制 00-01 別紙1①別添（第四十四条工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（12/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(c) 放射線分解により発生する水素による爆発への対処                      (ト) 必要な要員及び資源                      外的事象の「地震」及び「火山の影響」を要因として水素掃気機能の喪失が発生した場合には、「ハ. (3) (i) (a) 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に示すとおり、「冷却機能の喪失による蒸発乾固」及び「使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷」に対しても同時に対処することとなる。このため、重大事故等対処に必要な要員及び燃料等の成立性については、それぞれの対処に必要な数量を重ね合わせて評価する必要があり、「ハ. (3) (ii) (h) 必要な要員及び資源の評価」において評価している。㊦</p> <p>1) 要員                      本重大事故における発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員は、水素掃気機能の喪失を受けて、各建屋で並行して対応することとなっており、外的事象の「地震」を要因とした場合、全建屋の合計で143人である。外的事象の「火山の影響」を要因とした場合、降灰予報を受けて建屋外でのホース敷設等の準備作業に入ることから、建屋外の作業に要する要員数が外的事象の「地震」の場合を上回ることとはなく、外的事象の「地震」と同じ人数で対応できる。㊦</p> <p>また、内的事象を要因とした場合は、作業環境が外的事象の「地震」で想定される環境条件より悪化することが想定されず、対処内容にも違いがないことから、必要な要員は外的事象の「地震」の場合に必要な人数以下である。㊦</p> <p>事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業対応が可能である。㊦</p>	<p>7.3.3 水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員及び資源</p> <p>水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員及び資源を以下に示す。㊦</p> <p>(1) 必要な要員の評価                      水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員は、水素掃気機能の喪失を受けて、各建屋で並行して対応することとなっており、外的事象の「地震」を要因とした場合の水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員は143人である。外的事象の「火山の影響」を要因とした場合、降灰予報（「やや多量」以上）を受けて建屋外でのホース敷設等の準備作業に入ることから、建屋外の作業に要する要員数が外的事象の「地震」の場合を上回ることとはなく、外的事象の「地震」と同じ人数で対応できる。㊦</p> <p>また、内的事象の「長時間の全交流動力電源の喪失」及び「動的機器の多重故障」を要因とした場合は、外的事象の「地震」を要因とした場合に想定される環境条件より悪化することが想定されず、重大事故等対策の内容にも違いがないことから、必要な要員は合計143人以内である。㊦</p> <p>以上より、水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員は最大でも143人であるが、事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業が可能である。㊦</p>			<p>㊦, ㊦: 水素爆発00-01 別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（13/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>2) 資源</p> <p>i) 電源                      電動の可搬型排風機への給電は、可搬型排風機の起動及び運転に必要な容量を有する可搬型発電機を敷設するため、対応が可能である。㊦</p>	<p>(2) 必要な資源の評価                      水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な燃料及び電源を以下に示す。㊦</p> <p>b. 電源                      前処理建屋可搬型発電機の電源負荷は、前処理建屋における水素爆発の拡大防止対策に必要な負荷として、可搬型排風機の約5.2 kVAであり、必要な給電容量は、可搬型排風機の起動時を考慮しても約39 kVAである。㊦                      前処理建屋可搬型発電機の供給容量は、約80 kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。㊦</p> <p>分離建屋可搬型発電機の電源負荷は、分離建屋における水素爆発の拡大防止対策に必要な負荷として、可搬型排風機の約5.2 kVAであり、必要な給電容量は、可搬型排風機の起動時を考慮しても約39 kVAである。㊦                      分離建屋可搬型発電機の供給容量は、約80 kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。㊦</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機の電源負荷は、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における水素爆発の拡大防止対策に必要な負荷として、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型排風機の約11 kVAである。精製建屋の可搬型排風機の起動は、水素掃気機能の喪失から6時間40分後、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型排風機の起動は、水素掃気機能の喪失から15時間後であり、可搬型排風機の起動タイミングの違いを考慮すると、約45 kVAの給電が必要である。㊦                      ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機の供給容量は、約80 kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。㊦</p>			<p>㊦, ㊧: 水素爆発 00-01 別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>㊦: 電源 00-01 別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（14/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>ii) 燃料                      全ての建屋の水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策を7日間継続して実施するのに必要な軽油は合計で約22m<sup>3</sup>である。㊦</p> <p>これに対し、軽油貯槽にて約800m<sup>3</sup>の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。                      ㊦</p>	<p>高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機の電源負荷は、高レベル廃液ガラス固化建屋における水素爆発の拡大防止対策に必要な負荷として、可搬型排風機の約5.2kVAであり、必要な給電容量は、可搬型排風機の起動時を考慮しても約39kVAである。◇</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p> <p>a. 燃料                      全ての建屋の水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策を7日間継続して実施するのに必要な軽油は、外的事象の「地震」を想定した場合、合計で約22m<sup>3</sup>である。また、外的事象の「火山の影響」を想定した場合、合計で約22m<sup>3</sup>である。◇</p> <p>軽油貯槽にて約800m<sup>3</sup>の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。◇</p> <p>必要な燃料についての詳細を以下に示す。                      ◇</p> <p>(a) 可搬型空気圧縮機                      可搬型空気圧縮機は、水素爆発の発生防止対策の水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備の代替安全圧縮空気系への圧縮空気の供給及び拡大防止対策の水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備の代替安全圧縮空気系並びに計装設備への圧縮空気の供給に使用する可搬型空気圧縮機は、可搬型空気圧縮機の起動から7日間の対応を考慮すると、外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず、運転継続に合計約5.9m<sup>3</sup>の軽油が必要である。                      ◇</p> <p>前処理建屋 約1.4m<sup>3</sup>                      分離建屋 約1.7m<sup>3</sup>                      精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 約1.4m<sup>3</sup>                      高レベル廃液ガラス固化建屋 約1.6m<sup>3</sup>                      全建屋合計 約5.9m<sup>3</sup>◇</p>			<p>㊦, ◇: 水素爆発 00-01 別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>㊦, ◇: 電源 00-01 別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（15/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(b) 可搬型排風機の運転に使用する可搬型発電機                  水素爆発の拡大防止対策に使用する可搬型発電機は、可搬型発電機の起動から7日間の対応を考慮すると、外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず、運転継続に合計約12m<sup>3</sup>の軽油が必要である。◇                  前処理建屋 約2.8m<sup>3</sup>                  分離建屋 約3.0m<sup>3</sup>                  精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 約3.0m<sup>3</sup>                  高レベル廃液ガラス固化建屋 約3.0m<sup>3</sup>                  全建屋合計 約12m<sup>3</sup>◇</p> <p>(c) 水素爆発対応時の運搬等に必要車両燃料の運搬、可搬型重大事故等対処設備の運搬及び設置並びにアクセス路の整備等に使用する軽油用タンクローリ【◇】及び運搬車【◇】並びにホイールローダ【◇】は、外的事象の「地震」を想定した場合、車両の使用開始から7日間の対応を考慮すると、運転継続に合計約3.9m<sup>3</sup>の軽油が必要となる。また、外的事象の「火山の影響」を想定した場合、車両の使用開始から7日間の対応を考慮すると、運転継続に合計約3.9m<sup>3</sup>の軽油が必要となる。◇</p>			<p>◇：水素爆発 00-01 別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：電源 00-01 別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p> <p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：抑制 00-01 別紙1①別添（第四十四条工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（16/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(d) 有機溶媒等による火災又は爆発（TBP等の錯体の急激な分解反応）への対処                      (ト) 必要な要員及び資源</p> <p>1) 要員                      TBP等の錯体の急激な分解反応に対する拡大防止対策として実施するプルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止，プルトニウム濃縮缶の加熱の停止及び廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留に必要な要員は8人（実施責任者を含む）である。さらに，重大事故等の発生時に実施する大気中への放出状況監視等及び電源の確保に必要な要員は14人（実施責任者を除く）である。☑</p> <p>上記より，TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大防止対策に要する実施組織要員数は22人である。これに対し実施組織要員は41人であるため，実施組織要員の要員数は，必要な要員数を上回っており，必要な作業が可能である。☑</p> <p>2) 資源                      TBP等の錯体の急激な分解反応への対処には，水源を要せず，また，軽油等の燃料を消費する電気設備を用いない。☑</p>	<p>7.4.2 TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大防止対策に必要な要員及び資源</p> <p>TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大防止対策に必要な要員及び資源を以下に示す。                      ◇</p> <p>(1) 必要な要員の評価                      TBP等の錯体の急激な分解反応に対する拡大防止対策として実施するプルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止，プルトニウム濃縮缶の加熱の停止及び廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留に必要な要員は8人（実施責任者を含む）である。さらに，重大事故等の発生時に実施する大気中への放出状況監視等及び電源の確保に必要な要員は14人（実施責任者を除く）である。◇</p> <p>上記より，TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大防止対策に要する実施組織要員数は22人である。これに対し実施組織要員は41人であるため，実施組織要員の要員数は，必要な要員数を上回っており，必要な作業が可能である。◇</p> <p>(2) 必要な資源の評価                      TBP等の錯体の急激な分解反応は，動的機器の多重故障及び誤作動並びに運転員等の多重誤操作を発生の原因とした内的事象により発生することから，電源，圧縮空気及び冷却水については平常運転時と同様に使用可能である。TBP等の錯体の急激な分解反応への対処には，水源を要せず，また，軽油等の燃料を消費する電気設備を用いない。◇</p>			<p>☑, ◇：有機溶媒00-01別紙1①別添（第四十一条有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）において示すため。</p>



事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（17/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>i) 電源                      電気設備が廃ガス貯留設備の空気圧縮機の起動及び運転に必要な電気容量を有することから、廃ガス貯留設備の空気圧縮機への給電は可能である。☑</p> <p>ii) 圧縮空気                      TBP等の錯体の急激な分解反応への対処として水素掃気、圧力及び液位の測定に圧縮空気が必要になる。これらの圧縮空気は、平常運転時においても継続的に常設重大事故等対処設備に供給されているものであり、TBP等の錯体の急激な分解反応への対処においても平常運転時と同様に使用可能である。☑</p> <p>iii) 冷却水                      冷却水については、平常運転時においても継続的に常設重大事故等対処設備に供給されているものであり、TBP等の錯体の急激な分解反応への対処においても平常運転時と同様に使用可能である。☑</p>	<p>a. 電源                      TBP等の錯体の急激な分解反応への対処に必要な負荷は、460kVA非常用母線の最小余裕約110kVAに対し【◇】最大でも廃ガス貯留設備の空気圧縮機の約40kVAである。                      【◇】また、廃ガス貯留設備の空気圧縮機の起動時を考慮しても約80kVAであり【◇】最小余裕に対して余裕があることから、必要電源容量を確保できる。◇</p> <p>b. 圧縮空気                      TBP等の錯体の急激な分解反応への対処として水素掃気、圧力及び液位の監視に圧縮空気が必要になる。これらの圧縮空気は、平常運転時においても継続的に常設重大事故等対処設備に供給されているものであり、TBP等の錯体の急激な分解反応への対処においても平常運転時と同様に使用可能である。◇</p> <p>c. 冷却水                      冷却水については、平常運転時においても継続的に常設重大事故等対処設備に供給されているものであり、TBP等の錯体の急激な分解反応への対処においても平常運転時と同様に使用可能である。◇</p>			<p>☑, ◇：電源 00-01 別紙 1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p> <p>☑, ◇：有機溶媒 00-01 別紙 1①別添（第四十一条有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（18/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(e) 使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止に係る対処                      (ト) 必要な要員及び資源</p> <p>外的事象の「地震」及び「火山の影響」を要因として想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策を実施する場合には、「ハ.(3)(i)(a) 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に示すとおり、「冷却機能の喪失による蒸発乾固」及び「放射線分解により発生する水素による爆発」に対しても同時に対処することとなる。このため、重大事故等対処に必要な要員及び燃料等の成立性については、それぞれの対処に必要な数量を重ね合わせて評価する必要がある、「ハ.(3)(ii)(h) 必要な要員及び資源の評価」において評価している。㊦</p> <p>1) 要員                      想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員は、燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失を受けて対応することとなっており、外的事象の「火山の影響」を要因とした場合、合計で71人である。内的事象を要因とした場合は、作業環境が外的事象の「火山の影響」を要因とした場合に想定する環境条件より悪化することが想定されず、対処内容にも違いがないことから、必要な要員は外的事象の「火山の影響」を要因とした場合に必要人数以下である。㊦</p>	<p>7.5.3 想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源                      7.5.3.1 想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源                      想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源を以下に示す。また、要員及び資源の有効性評価については、他の同時に又は連鎖して発生する事象の影響を考慮する必要があるため、「7.7 重大事故が同時に又は連鎖して発生した場合の対処」において示す。                      ㊦</p> <p>【7.5.3.2 想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】                      想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源を以下に示す。また、要員及び資源の有効性評価については、他の同時に又は連鎖して発生する事象の影響を考慮する必要があるため、「7.7 重大事故が同時に又は連鎖して発生した場合の対処」において示す。                      ㊦</p> <p>【7.5.3.1 想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】                      (1) 必要な要員の評価                      想定事故1の燃料損傷防止対策において、外的事象の「火山の影響」を要因とした場合の想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員は71人である。また、内的事象を要因とした場合は、作業環境が外的事象の「火山の影響」を要因とした場合に想定する環境条件より悪化がすることが想定されず、対処内容にも違いがないことから、必要な要員は外的事象の「火山の影響」を要因とした場合に必要人数以下である。以上より、想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員は最大でも71人であるが、事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業対応が可能である。㊦</p>			<p>㊦、㊧：プール00-01別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（19/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員は、燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失を受けて対応することとなっており、外的事象の「地震」を要因とした場合、合計で73人である。内的事象を要因とした場合は、作業環境が外的事象の「地震」を要因とした場合に想定する環境条件より悪化することが想定されず、対処内容にも違いがないことから、必要な要員は外的事象の「地震」を要因とした場合に必要人数以下である。事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業対応が可能である。☒</p> <p>2) 資源</p> <p>i) 水源                      想定事故1の場合、燃料貯蔵プール等への注水に必要な水量は、7日間の対応を考慮すると、合計約1,600m<sup>3</sup>の水が必要となる。☒</p>	<p>【7.5.3.2 想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】                      (1) 必要な要員の評価                      想定事故2の燃料損傷防止対策において、外的事象の「地震」を要因とした場合の想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員は73人である。また、内的事象を要因とした場合は、作業環境が外的事象の「地震」を要因とした場合に想定する環境条件より悪化することが想定されず、対処内容にも違いがないことから、必要な要員は外的事象の「地震」を要因とした場合に必要人数以下である。以上より、想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員は最大でも73人であるが、事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業対応が可能である。◇</p> <p>【7.5.3.1 想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】                      (2) 必要な資源の評価                      想定事故1の対処に必要な水源、燃料及び電源を以下に示す。◇</p> <p>a. 水源                      燃料貯蔵プール等への注水に必要な水量は、7日間の対応を考慮すると、合計約1,600m<sup>3</sup>の水が必要となる。【◇】水源として、第1貯水槽の貯水槽A及び貯水槽Bにそれぞれ約10,000m<sup>3</sup>の水を保有しており、燃料貯蔵プール等への注水については、このうち一区画を使用するため、これにより必要な水源は確保可能である。他区画については、蒸発乾固への対処に使用する。◇</p>			<p>☒, ◇：プール00-01別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>◇：水供給00-01別紙1①別添（第四十五条重大事故等への対処に必要な水の供給設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（20/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>想定事故2の場合、燃料貯蔵プール等への注水に必要な水量は、7日間の対応を考慮すると、合計約2,300m<sup>3</sup>の水が必要となる。                  【㊦】水源として、第1貯水槽の貯水槽A及び貯水槽Bにそれぞれ約10,000m<sup>3</sup>の水を保有しており、燃料貯蔵プール等への注水については、このうち一区画を使用するため、これにより必要な水源は確保可能である。他区画については、蒸発乾固への対処に使用する。㊦</p> <p>ii) 電源                  監視設備及び空冷設備への給電は、専用の可搬型発電機を敷設するため、対応が可能である。㊦</p>	<p>【7.5.3.2 想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】                  (2) 必要な資源の評価                  想定事故2の対処に必要な水源、燃料及び電源を以下に示す。㊦</p> <p>a. 水源                  燃料貯蔵プール等への注水に必要な水量は、7日間の対応を考慮すると、合計約2,300m<sup>3</sup>の水が必要となる。【㊦】水源として、第1貯水槽の貯水槽A及び貯水槽Bにそれぞれ約10,000m<sup>3</sup>の水を保有しており、燃料貯蔵プール等への注水については、このうち一区画を使用するため、これにより必要な水源は確保可能である。他区画については、蒸発乾固への対処に使用する。㊦</p> <p>【7.5.3.1 想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】                  c. 電源                  想定事故1の燃料損傷防止対策において必要な電源負荷として、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型空冷ユニット及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）の合計は約99kVAであり、必要な給電容量は対象負荷の起動時を考慮しても約150kVAである。㊦</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の供給容量は、約200kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。                  ㊦</p>			<p>㊦, ㊦：プール00-01別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>㊦, ㊦：水供給00-01別紙1①別添（第四十五条重大事故等への対処に必要な水の供給設備）において示すため。</p> <p>㊦：計装00-01別紙1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p> <p>㊦, ㊦：電源00-01別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（21/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
iii) 燃料	<p>【7.5.3.2 想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】</p> <p>c. 電 源</p> <p>想定事故2の燃料損傷防止対策において必要な電源負荷として、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型空冷ユニット及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）の合計は約99kVAであり、必要な給電容量は対象負荷の起動時を考慮しても約150kVAである。◇</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の供給容量は、約200kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p> <p>【7.5.3.1 想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】</p> <p>b. 燃 料</p> <p>想定事故1の燃料損傷防止対策に使用する可搬型中型移送ポンプ【◇】、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機【◇】、可搬型計測ユニット用空気圧縮機【◇】及び燃料損傷防止対策時の運搬等に必要車両【◇◇◇◇】は、7日間の対応を考慮すると、運転継続に以下の軽油が必要である。◇</p>			<p>◇：計装00-01別紙1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p> <p>□, ◇：電源00-01別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p> <p>◇：プール00-01別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>◇：蒸発乾固00-01別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：抑制00-01別紙1①別添（第四十四条工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（22/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>想定事故1の燃料損傷防止対策を7日間継続して実施するのに必要な軽油は、合計で約22m<sup>3</sup>である。㊦</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型中型移送ポンプ 約7.2m<sup>3</sup>㊧</li> <li>・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機 約5.3m<sup>3</sup>㊧</li> <li>・可搬型計測ユニット用空気圧縮機 約4.6m<sup>3</sup>㊧</li> <li>・燃料損傷防止対策時の運搬等に必要な車両 約4.5m<sup>3</sup>㊧㊧㊧㊧</li> <li>合計 約22m<sup>3</sup>㊧</li> </ul> <p>以上より、想定事故1の燃料損傷防止対策を7日間継続して実施するのに必要な軽油は合計で約22m<sup>3</sup>である。㊧</p> <p>軽油貯槽にて約800m<sup>3</sup>の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。㊧</p>			<p>㊦、㊧：プール00-01別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>㊧：蒸発乾固00-01別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>㊧：計装00-01別紙1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p> <p>㊧：抑制00-01別紙1①別添（第四十四条工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）において示すため。</p> <p>㊧：電源00-01別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（23/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>想定事故2の燃料損傷防止対策を7日間継続して実施するのに必要な軽油は、合計で約22m<sup>3</sup>である。㊦</p> <p>軽油貯槽にて約800m<sup>3</sup>の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。㊧</p>	<p><b>【7.5.3.2 想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】</b></p> <p>b. 燃料</p> <p>想定事故2の燃料損傷防止対策に使用する可搬型中型移送ポンプ【㊦】、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機【㊦】、可搬型計測ユニット用空気圧縮機【㊦】及び燃料損傷防止対策時の運搬等に必要な車両【㊦㊦㊦㊦】は、7日間の対応を考慮すると、運転継続に以下の軽油が必要である。㊦</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型中型移送ポンプ 約7.2m<sup>3</sup>㊦</li> <li>・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機 約5.3m<sup>3</sup>㊦</li> <li>・可搬型計測ユニット用空気圧縮機 約4.6m<sup>3</sup>㊦</li> <li>・燃料損傷防止対策時の運搬等に必要な車両 約4.5m<sup>3</sup>㊦㊦㊦㊦</li> </ul> <p>合計 約22m<sup>3</sup>㊦</p> <p>以上より、想定事故2の燃料損傷防止対策を7日間継続して実施するのに必要な軽油は合計で約22m<sup>3</sup>である。㊦</p> <p>軽油貯槽にて約800m<sup>3</sup>の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。㊦</p>			<p>㊦、㊦：プール00-01別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>㊦：蒸発乾固00-01別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>㊦：計装00-01別紙1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p> <p>㊦：抑制00-01別紙1①別添（第四十四条工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）において示すため。</p> <p>㊦、㊦：電源00-01別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（24/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(h) 必要な要員及び資源の評価                      (イ) 必要な要員及び資源の評価の条件</p> <p>必要な要員及び資源の評価は、対処に必要な要員及び資源が最も多くなる重大事故等の同時発生に対して成立性を確認する。重大事故等の同時発生の有効性評価は、外的事象の地震を代表事例としているため、必要な要員及び資源の評価についても外的事象の地震を要因とした場合に同時発生を仮定する各重大事故等対策及び対策に必要な付帯作業を含めた重大事故等の同時発生への対処を対象に実施する。☑</p> <p>なお、重大事故等の連鎖は、「(g) 重大事故が同時に又は連鎖して発生した場合の対処」に記載したとおり、発生が想定されない。☑</p>	<p>7.8 必要な要員及び資源の評価                      7.8.1 必要な要員及び資源の評価の条件</p> <p>必要な要員及び資源の評価は、対処に必要な要員及び資源が最も多くなる重大事故等の同時発生に対して成立性を確認する。重大事故等の同時発生の有効性評価は、外的事象の地震を代表事例としているため、必要な要員及び資源の評価についても外的事象の地震を要因とした場合に同時発生を仮定する各重大事故等対策及び対策に必要な付帯作業を含めた重大事故等の同時発生への対処を対象に実施する。☑</p> <p>なお、重大事故等の連鎖は、「7.7 重大事故が同時に又は連鎖して発生した場合の対処」に記載したとおり、発生が想定されない。☑</p> <p>(1) 要員の評価の条件                      重大事故等への対処について、事業所内に常駐している実施組織要員の164人にて、対応期間の7日間の必要な作業対応が可能であることを評価する。☑</p> <p>また、要員の評価は、必要人数が最も多くなる重大事故等の同時発生に対して成立性を確認する。☑</p>			<p>☑, ☑: 要員及び資源の評価方針を示したものであるため。</p>



事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（25/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(2) 資源の評価の条件</p> <p>a. 全 般            重大事故等対策の有効性評価において、通常システムからの給水及び給電が不可能となる事象についての水源、燃料及び電源に関する評価を実施する。◇</p> <p>前提として、有効性評価の条件（各重大事故等への対処特有の評価の条件）を考慮する。また、資源の評価は、必要量が最も多くなる重大事故等の同時発生に対して成立性を確認する。◇</p> <p>b. 水源</p> <p>(a) 冷却機能喪失による蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策において、水源となる第1貯水槽の一区画の保有水量（約10,000m<sup>3</sup>）が、枯渇しないことを評価する。◇</p> <p>(b) 冷却機能喪失による蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策において、内部ループへの通水、冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水で使用した水を貯水槽へ戻し、再利用する際の温度上昇を想定しても、冷却の維持が可能なことを評価する。◇</p> <p>(c) 使用済燃料貯蔵プール等への注水において、水源となる第1貯水槽の一区画の保有水量（約10,000m<sup>3</sup>）が、枯渇しないことを評価する。◇</p> <p>(d) 冷却機能喪失による蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策で使用する第1貯水槽の区画と使用済燃料貯蔵プール等への注水で使用する第1貯水槽の区画は、異なる区画を使用する。◇</p>			<p>◇：要員及び資源の評価方針を示したものであるため。</p> <p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙 1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：プール 00-01 別紙 1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>◇：水供給 00-01 別紙 1①別添（第四十五条重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（26/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>c. 燃料                      (a) 可搬型発電機（緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は除く）【◇◇◇◇】，可搬型空気圧縮機【◇◇】，可搬型計測ユニット用空気圧縮機【◇◇】，可搬型中型移送ポンプ【◇◇◇◇】，軽油用タンクローリ【◇◇】，可搬型中型移送ポンプ運搬車，ホース展張車，運搬車【◇◇】，監視測定用運搬車【◇◇】，ホイールローダ【◇◇】及びけん引車【◇◇】のうち，対処に必要な設備を考慮し消費する燃料（軽油）が備蓄している軽油量に対して，対応期間の7日間の運転継続が可能であることを評価する。◇◇</p>			<p>◇◇：監視 00-01 別紙 1①別添(第四十九条監視測定設備)において示すため。                      ◇◇：電源 00-01 別紙 1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。                      ◇◇：緊対 00-01 別紙 1①別添（第五十条緊急時対策所）において示すため。                      ◇◇：水素爆発 00-01 別紙 1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。                      ◇◇：計装 00-01 別紙 1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。                      ◇◇：蒸発乾固 00-01 別紙 1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。                      ◇◇：プール 00-01 別紙 1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（27/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(b) 緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機で消費する燃料（重油）が備蓄している重油量に対して、対応期間の7日間の運転継続が可能であることを評価する。◇</p> <p>(c) 可搬型発電機（緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は除く）【◇◇◇◇】、可搬型空気圧縮機【◇】、可搬型計測ユニット用空気圧縮機【◇】、可搬型中型移送ポンプ【◇◇】、軽油用タンクローリ【◇】、可搬型中型移送ポンプ運搬車、ホース展張車、運搬車【◇】、監視測定用運搬車【◇】、ホイールローダ【◇】及びけん引車【◇】の使用を想定する事故の条件については、可搬型発電機【◇◇◇◇】、可搬型空気圧縮機【◇】、可搬型計測ユニット用空気圧縮機【◇】、可搬型中型移送ポンプ【◇◇】、軽油用タンクローリ【◇】、可搬型中型移送ポンプ運搬車、ホース展張車、運搬車【◇】、監視測定用運搬車【◇】、ホイールローダ【◇】及びけん引車【◇】の燃料消費量の評価を行う。◇</p> <p>この場合、燃料（軽油）の備蓄量として、軽油貯槽（約800m<sup>3</sup>）の容量を考慮する。◇</p>			<p>◇：抑制 00-01 別紙 1①別添（第四十四条工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）において示すため。</p> <p>◇：要員及び資源の評価方針を示したものであるため。</p> <p>◇：緊対 00-01 別紙 1①別添（第五十条緊急時対策所）において示すため。</p> <p>◇：監視 00-01 別紙 1①別添（第四十九条監視測定設備）において示すため。</p> <p>◇：電源 00-01 別紙 1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p> <p>◇：水素爆発 00-01 別紙 1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：計装 00-01 別紙 1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条 （通信連絡を行うために必要な設備）（28/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(d) 緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機の使用を想定する事故の条件については、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機の燃料消費量の評価を行う。◇</p> <p>この場合、燃料（重油）の備蓄量として、重油貯槽（約200m<sup>3</sup>）の容量を考慮する。◇</p> <p>(e) 燃料の必要量は、燃料を使用する設備の燃費（公称値）及び最大稼働時間に基づき算出する。◇</p>			<p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：プール 00-01 別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>◇：抑制 00-01 別紙1①別添（第四十四条工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）において示すため。</p> <p>◇：要員及び資源の評価方針を示したものであるため。</p> <p>◇：緊対 00-01 別紙1①別添（第五十条緊急時対策所）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（29/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>d. 電源</p> <p>(a) 前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機により，有効性評価で考慮する設備に電源供給を行い，その最大負荷が各可搬型発電機の給電容量（約80 kVA）未満となることを評価する。◇</p> <p>(b) 可搬型排気モニタリング用発電機，可搬型環境モニタリング用発電機及び可搬型気象観測用発電機により，有効性評価で考慮する設備に電源供給を行い，その最大負荷が可搬型発電機の給電容量（約3 kVA）未満となることを評価する。◇</p> <p>(c) 環境モニタリング用可搬型発電機により，有効性評価で考慮する設備に電源供給を行い，その最大負荷が可搬型発電機の給電容量（約5 kVA）未満となることを評価する。◇</p> <p>(d) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機により，有効性評価で考慮する設備に電源供給を行い，その最大負荷が可搬型発電機の給電容量（約200 kVA）未満となることを評価する。◇</p> <p>(e) 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型発電機により，有効性評価で考慮する設備に電源供給を行い，その最大負荷が可搬型発電機の給電容量（約3 kVA）未満となることを評価する。◇</p> <p>(f) 緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機により，有効性評価で考慮する設備に電源供給を行い，その最大負荷が可搬型発電機の給電容量（約1,700 kVA）未満となることを評価する。◇</p> <p>(g) 電源においては，それぞれ必要な負荷を積み上げるとともに，その負荷の起動順序並びに動的負荷の起動時を考慮し評価する。◇</p>			<p>◇：電源 00-01 別紙 1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p> <p>◇：監視 00-01 別紙 1①別添（第四十九条監視測定設備）において示すため。</p> <p>◇：緊対 00-01 別紙 1①別添（第五十条緊急時対策所）において示すため。</p> <p>◇：要員及び資源の評価方針を示したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（30/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(ロ) 重大事故等の同時発生時に必要な要員の評価</p> <p>外的事象の地震を要因とした場合の重大事故等の同時発生では、同時に作業している要員数の最大値は、130人であり、重大事故等の同時発生の対処に必要な要員は161人である。㊦㊧㊨</p> <p>事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業対応が可能である。㊦㊧㊨</p>	<p>7.8.2 重大事故等対策時に必要な要員の評価結果</p> <p>重大事故等が同時発生した場合において、重大事故等対策実施時の操作項目、必要な要員数及び移動時間を含めた各操作の所要時間について確認した。㊦㊧㊨</p> <p>重大事故等対策時に必要な要員数が最も多いのは、外的事象の地震を要因とした場合であって、重大事故等の同時発生の対処に必要な要員は161人である。㊦㊧㊨</p> <p>事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業対応が可能であることを確認した。㊦㊧㊨</p> <p>外的事象の地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の必要な要員及び作業項目を第7.8-1図～第7.8-10図に示す。また、外的事象の火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の必要な要員及び作業項目を第7.8-11図～第7.8-20図に示す。㊦㊧</p> <p>また、各要因での必要な要員について以下に示す。㊦㊧㊨</p> <p>外的事象の地震を要因として重大事故等が同時発生した場合の、重大事故等の同時発生の対処に必要な要員は161人である。㊦㊧㊨</p> <p>外的事象の火山の影響を要因として重大事故等が同時発生した場合の、重大事故等の同時発生の対処に必要な要員は160人である。㊦㊧</p> <p>内的事象の「長時間の全交流動力電源の喪失」を要因として重大事故等が同時発生した場合は、外的事象の地震の場合を想定する環境条件より悪化することを想定せず、対処内容にも違いがないことから、必要な要員は合計161人以内である。㊦㊧㊨</p>			<p>㊦, ㊧: 蒸発乾固00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>㊦, ㊧: 水素爆発00-01 別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>㊦, ㊧: プール00-01 別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（31/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(ハ) 重大事故等の同時発生時に必要な水源の評価</p> <p>外的事象の地震を要因とした場合の重大事故等の同時発生時に水源を必要とする対策としては、冷却機能の喪失による蒸発乾固への重大事故等対策及び使用済燃料貯蔵プール等への注水（想定事故2）であり、【図8】それぞれ第1貯水槽の異なる区画を水源として使用する。④</p>	<p>7.8.3 重大事故等対策時に必要な水源、燃料及び電源の評価結果</p> <p>重大事故等が同時発生した場合において、7日間の重大事故等対策の継続に必要な水源、燃料及び電源を評価し、対応期間の7日間は、外部からの支援がない場合においても、必要量以上の水源、燃料及び電源が確保されていることを確認した。④④④</p> <p>重大事故等の同時発生時の対処に必要な水源、燃料及び電源についての評価の詳細を以下に示す。④④④</p> <p>7.8.3.1 水源の評価結果</p> <p>重大事故等の同時発生時に水源を使用する対処は、冷却機能の喪失による蒸発乾固対策の内部ループへの通水、冷却コイル等への通水、凝縮器への通水及び貯槽等への注水並びに使用済燃料貯蔵プール等への注水（想定事故2）である。④④</p> <p>冷却機能の喪失による蒸発乾固対策の内部ループへの通水、冷却コイル等への通水、凝縮器への通水及び貯槽等への注水で使用する第1貯水槽の区画と使用済燃料貯蔵プール等への注水（想定事故2）で使用する第1貯水槽の区画は異なるものを使用することを想定し評価する。④</p>			<p>図、◇：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：水素爆発 00-01 別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>図、◇：プール 00-01 別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>図、◇：水供給 00-01 別紙1①別添（第四十五条重大事故等への対処に必要な水の水の供給設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（32/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由												
<p>冷却機能の喪失による蒸発乾固の重大事故等対策に必要な水量は、冷却コイル等への通水を開始し、高レベル廃液等が未沸騰状態に移行するまでの期間を考慮すると、合計約 26m<sup>3</sup>の水が必要である。また、代替安全冷却水系と第1貯水槽間を循環させるために必要な水量は、約 3,000 m<sup>3</sup>である。【㊦】水源として、第1貯水槽の一区画に約 10,000m<sup>3</sup>の水を保有しており、これにより、必要な水源は確保可能である。㊦</p> <p>使用済燃料貯蔵プール等への注水（想定事故2）に必要な水量は、7日間の対応を考慮すると、合計約 2,300m<sup>3</sup>の水が必要である。【㊦】水源として、第1貯水槽の一区画に約 10,000m<sup>3</sup>の水を保有しており、これにより、必要な水源は確保可能である。㊦</p>	<p>(2) 水の使用量の評価</p> <p>貯槽等への注水に必要な水量は、冷却コイル等へ通水開始し、高レベル廃液等が未沸騰状態に移行するまでの期間を考慮すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、合計約26m<sup>3</sup>の水が必要である。【㊦】水源として、第1貯水槽の一区画に約10,000m<sup>3</sup>の水を保有しており、これにより、必要な水源は確保可能である。㊦</p> <p>使用済燃料貯蔵プール等への注水（想定事故2）に必要な水量は、対応期間である7日間の対応を考慮すると、合計約2,300m<sup>3</sup>の水が必要である。【㊦】水源として、第1貯水槽の一区画に約10,000m<sup>3</sup>の水を保有しており、これにより必要な水源は確保可能である。㊦</p> <p>また、重大事故等の同時発生時の水源としては、第1貯水槽のみでの対処が可能であるが、万が一第1貯水槽で保有する水が不足した場合、第2貯水槽からの第1貯水槽への供給も可能である。㊦</p> <p>水の使用量の評価の詳細を以下に示す。㊦㊦</p> <p>(a) 貯槽等への注水</p> <p>貯槽等への注水によって消費する水量は、冷却コイル等へ通水開始し、高レベル廃液等が未沸騰状態に移行するまでの期間を考慮すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、合計約26m<sup>3</sup>の水が必要である。【㊦】水源として、第1貯水槽の一区画に約10,000m<sup>3</sup>の水を保有しており、これにより、必要な水源は確保可能である。㊦</p> <p>貯槽等への注水によって消費する水量についての詳細を以下に示す。</p> <table border="0"> <tr> <td>前処理建屋</td> <td>約0 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>分離建屋</td> <td>約1.4m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>精製建屋</td> <td>約2.1m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋</td> <td>約0.2 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td> <td>約23m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>全建屋合計</td> <td>約26m<sup>3</sup></td> </tr> </table> <p>また、代替安全冷却水系と第1貯水槽間を循環させるために必要な水量は、約3,000m<sup>3</sup>である。㊦</p>	前処理建屋	約0 m <sup>3</sup>	分離建屋	約1.4m <sup>3</sup>	精製建屋	約2.1m <sup>3</sup>	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	約0.2 m <sup>3</sup>	高レベル廃液ガラス固化建屋	約23m <sup>3</sup>	全建屋合計	約26m <sup>3</sup>			<p>㊦, ㊦：蒸発乾固00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>㊦, ㊦：プール00-01 別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>㊦, ㊦：水供給00-01 別紙1①別添（第四十五条重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備）において示すため。</p>
前処理建屋	約0 m <sup>3</sup>															
分離建屋	約1.4m <sup>3</sup>															
精製建屋	約2.1m <sup>3</sup>															
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	約0.2 m <sup>3</sup>															
高レベル廃液ガラス固化建屋	約23m <sup>3</sup>															
全建屋合計	約26m <sup>3</sup>															



事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（33/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>また、冷却機能の喪失による蒸発乾固の重大事故等対策で冷却に使用した水を貯水槽へ戻し再利用するが、それに伴う水温の上昇は1日あたり約3.1℃であり、実際の放熱を考慮すれば冷却を維持することは可能である。☒</p>	<p>(b) 燃料貯蔵プール等への注水                      燃料貯蔵プール等への注水に必要な水量は、7日間の対応を考慮すると、以下に示す量の水が必要である。☒                      外的事象の火山の影響を要因とした場合の想定事故1                      必要水量 約1,600m<sup>3</sup>☒                      外的事象の地震を要因とした場合の想定事故2                      必要水量 約2,300m<sup>3</sup>☒</p> <p>【7.8.3.1(1) 内部ループへの通水、冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水による水の温度影響評価】                      第1貯水槽の一区画及び通水経路からの放熱を考慮せず断熱を仮定した場合であっても、内部ループへの通水、冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水で使用する第1貯水槽の一区画の水温の上昇は1日当たり約3.1℃であり、実際の放熱を考慮すれば冷却を維持することは可能である。☒                      水の温度影響評価の詳細を以下に示す。☒                      内部ループへの通水、冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水に使用した排水は、第1貯水槽の一区画へ戻し再利用する。この場合、第1貯水槽の水量は、貯槽等への注水並びに第1貯水槽及び可搬型排水受槽の開口部からの自然蒸発によって減少するが、第1貯水槽及び可搬型排水受槽の開口部は小さく、自然蒸発の影響は小さいことから、貯槽等への注水による減少分を考慮した第1貯水槽の一区画の温度上昇を算出するとともに、冷却への影響を分析した。☒                      第1貯水槽の水の温度への影響の評価の条件は、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず同じである。☒</p>			<p>☒：プール 00-01 別紙 1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>☒, ☒：蒸発乾固 00-01 別紙 1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（34/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>第1貯水槽の一区画の水温の上昇は以下の仮定により算出した。◇</p> <p>冷却対象貯槽の総熱負荷 :                      1,470 kW</p> <p>第1貯水槽の水量 :                      9,970m<sup>3</sup> ※1</p> <p>第1貯水槽の初期水温 :                      29℃</p> <p>第1貯水槽の水の密度 :                      996 kg/m<sup>3</sup> ※2</p> <p>第1貯水槽の水の比熱 :                      4,179 J/kg/K ※2</p> <p>※1 貯槽等に内包する溶液が沸騰することによって消費する蒸発量約26m<sup>3</sup>を切り上げて30m<sup>3</sup>とし、第1貯水槽の一区画分の容積10,000m<sup>3</sup>から減じて設定。◇</p> <p>※2 伝熱工学資料第4版 300Kの水の物性を引用◇</p> <p>貯槽等から回収した熱量はそのまま第1貯水槽の水に与えられることから、第1貯水槽の1日当たりの水温上昇ΔTを次のとおり算出する。◇</p> $\Delta T [^\circ\text{C}/\text{日}] = \frac{1,470,000[\text{J}/\text{s}] \times 86,400[\text{s}/\text{日}]}{(9,970[\text{m}^3] \times 996[\text{kg}/\text{m}^3] \times 4,179[\text{J}/\text{kg}/\text{K}])} = \text{約} 3.1^\circ\text{C}/\text{日} \diamond$ <p>なお、上記に示したとおり、自然蒸発による第1貯水槽の水の減少は、第1貯水槽及び可搬型排水受槽の開口部の構造上の特徴から、有意な量の水が蒸発することは考え難いが、自然蒸発による第1貯水槽の水の減少が第1貯水槽の水の温度に与える影響を把握する観点から、現実的には想定し得ない条件として、冷却対象貯槽等の総熱負荷により第1貯水槽の水が蒸発する想定を置いた場合の第1貯水槽の水の温度上昇を評価する。◇</p> <p>本想定における第1貯水槽の水の蒸発量は約310m<sup>3</sup>となる。これを考慮し、第1貯水槽の水量を9,690m<sup>3</sup>と設定した場合、第1貯水槽の温度上昇は約3.2℃/日であり、自然蒸発による第1貯水槽の水の減少が第1貯水槽の水の温度に与える影響は小さいと判断できる。◇</p>			<p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（35/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(二) 重大事故等の同時発生時に必要な燃料の評価</p> <p>外的事象の地震を要因とした場合の重大事故等の同時発生時に必要な燃料（軽油）は、合計約 87m<sup>3</sup>であり【<a href="#">図</a>】、軽油貯槽にて約 800m<sup>3</sup>の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である【<a href="#">図</a>】。また、外的事象の地震を要因とした場合の重大事故等の同時発生時に必要な燃料（重油）は、合計約 69m<sup>3</sup>であり、重油貯槽にて約 200m<sup>3</sup>の重油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である【<a href="#">図</a>】。</p> <p>なお、必要な燃料（軽油）の量については、外的事象の火山の影響を要因とした場合についても、合計約 87m<sup>3</sup>であり【<a href="#">図</a>】、軽油貯槽にて約 800m<sup>3</sup>の軽油を確保していることから、外的事象の火山の影響を要因とした場合でも外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である【<a href="#">図</a>】。</p>	<p>7.8.3.2 燃料の評価結果</p> <p>重大事故等の同時発生時に必要な燃料（軽油）は、合計約87m<sup>3</sup>であり【<a href="#">図</a>】、軽油貯槽にて約800m<sup>3</sup>の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である【<a href="#">図</a>】。</p> <p>重大事故等の同時発生時に必要な燃料（重油）は、合計約69m<sup>3</sup>であり、重油貯槽にて約200m<sup>3</sup>の重油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である【<a href="#">図</a>】。</p>			<p>【<a href="#">図</a>】、【<a href="#">図</a>】：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>【<a href="#">図</a>】、【<a href="#">図</a>】：水素爆発 00-01 別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>【<a href="#">図</a>】、【<a href="#">図</a>】：プール 00-01 別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>【<a href="#">図</a>】、【<a href="#">図</a>】：電源 00-01 別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p> <p>【<a href="#">図</a>】、【<a href="#">図</a>】：緊急 00-01 別紙1①別添（第五十条緊急時対策所）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（36/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>燃料の評価の詳細を以下に示す。</p> <p>（1） 内部ループへの通水，貯槽等への注水，冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水に使用する可搬型中型移送ポンプ</p> <p>冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策に使用する可搬型中型移送ポンプによる各建屋の水の給排水については，可搬型中型移送ポンプの起動から7日間の対応を考慮すると，外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず，運転継続に合計約40m<sup>3</sup>の軽油が必要である。◇</p> <p>【第1貯水槽から建屋への水供給及び建屋から第1貯水槽への排水】</p> <p>前処理建屋 約12m<sup>3</sup></p> <p>分離建屋，精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 約14m<sup>3</sup></p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋 約14m<sup>3</sup></p> <p>全建屋合計 約40m<sup>3</sup>◇</p> <p>（2） 使用済燃料貯蔵プール等への注水に使用する可搬型中型移送ポンプ</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の燃料貯蔵プール等への注水に使用する可搬型中型移送ポンプによる貯水槽から使用済燃料貯蔵プール等への水の注水は，可搬型中型移送ポンプの起動から7日目までの運転を想定すると，外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず，運転継続に合計約7.2m<sup>3</sup>の軽油が必要となる。◇</p>			<p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：プール 00-01 別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（37/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由										
	<p>（3） 各建屋の可搬型排風機の運転等に使用する可搬型発電機</p> <p>冷却機能の喪失による蒸発乾固及び水素掃気機能の喪失による水素爆発が発生した際に、大気中への放射性物質の放出量を低減するために使用する前処理建屋の可搬型排風機等は、前処理建屋可搬型発電機から、分離建屋の可搬型排風機等は、分離建屋可搬型発電機から、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型排風機等は、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機から、高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型排風機等は、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機からそれぞれ必要な電源を供給する。◇◇</p> <p>可搬型発電機による電源供給は、可搬型発電機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約12m<sup>3</sup>の軽油が必要となる。◇◇</p> <table border="0"> <tr> <td>前処理建屋</td> <td>約2.9m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>分離建屋</td> <td>約3.0m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋</td> <td>約3.0m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td> <td>約3.0m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>全建屋合計</td> <td>約12m<sup>3</sup>◇◇</td> </tr> </table> <p>（4） 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機</p> <p>使用済燃料貯蔵プール等への注水時に使用する使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機による電源供給は、可搬型発電機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約5.3m<sup>3</sup>の軽油が必要となる。◇</p> <p>（5） 制御建屋可搬型発電機</p> <p>制御建屋可搬型発電機による電源供給は、可搬型発電機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約3.0m<sup>3</sup>の軽油が必要となる。◇</p>	前処理建屋	約2.9m <sup>3</sup>	分離建屋	約3.0m <sup>3</sup>	精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	約3.0m <sup>3</sup>	高レベル廃液ガラス固化建屋	約3.0m <sup>3</sup>	全建屋合計	約12m <sup>3</sup> ◇◇			<p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添                  （第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：水素爆発 00-01 別紙1①別添                  （第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：プール 00-01 別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>◇：制御室（S A）00-01 別紙1①別添（第四十八条制御室等）において示すため。</p>
前処理建屋	約2.9m <sup>3</sup>													
分離建屋	約3.0m <sup>3</sup>													
精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	約3.0m <sup>3</sup>													
高レベル廃液ガラス固化建屋	約3.0m <sup>3</sup>													
全建屋合計	約12m <sup>3</sup> ◇◇													

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（38/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(6) 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型発電機                      緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機による電源供給は、重大事故等の発生直後から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約0.3m<sup>3</sup>の軽油が必要となる。◇</p> <p>(7) 緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機                      緊急時対策建屋用発電機による電源供給は、外部電源の喪失後から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約69m<sup>3</sup>の重油が必要となる。◇</p> <p>(8) 可搬型排気モニタリング用発電機                      可搬型排気モニタリング用発電機による電源供給は、可搬型発電機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約0.3m<sup>3</sup>の軽油が必要となる。◇</p> <p>(9) 可搬型環境モニタリング用発電機                      可搬型環境モニタリング用発電機による電源供給は、可搬型発電機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約2.0m<sup>3</sup>の軽油が必要となる。◇                      モニタリングポスト及びダストモニタが機能維持している場合は、モニタリングポスト及びダストモニタにより監視を継続するため、可搬型環境モニタリング用発電機は使用しない。◇</p>			<p>◇：緊対 00-01 別紙 1①別添（第五十条緊急時対策所）において示すため。</p> <p>◇：監視 00-01 別紙 1①別添（第四十九条監視測定設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（39/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(10) 可搬型気象観測用発電機                      可搬型気象観測用発電機による電源供給は、可搬型発電機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約0.3m<sup>3</sup>の軽油が必要となる。◇</p> <p>(11) 環境モニタリング用可搬型発電機                      環境モニタリング用可搬型発電機による電源供給は、可搬型発電機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約4.0m<sup>3</sup>の軽油が必要となる。                      モニタリングポスト及びダストモニタが機能喪失した場合は、可搬型環境モニタリング設備により監視を行うため、環境モニタリング用可搬型発電機は使用しない。◇</p> <p>(12) 情報把握計装設備の可搬型発電機                      情報把握計装設備の可搬型発電機による電源供給は、可搬型発電機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約0.5m<sup>3</sup>の軽油が必要となる。◇</p> <p>(13) 可搬型空気圧縮機                      前処理建屋可搬型空気圧縮機，分離建屋可搬型空気圧縮機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型空気圧縮機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型空気圧縮機による水素掃気用の圧縮空気供給及び計装設備の可搬型貯槽液位計への圧縮空気の供給は、可搬型空気圧縮機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約5.9m<sup>3</sup>の軽油が必要となる。◇                      前処理建屋 約1.4m<sup>3</sup>                      分離建屋 約1.7m<sup>3</sup>                      精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 約1.4m<sup>3</sup>                      高レベル廃液ガラス固化建屋 約1.6m<sup>3</sup>                      全建屋合計 約5.9m<sup>3</sup>◇</p>			<p>◇：監視 00-01 別紙 1①別添(第四十九条監視測定設備)において示すため。</p> <p>◇：計装 00-01 別紙 1①別添 (第四十七条計装設備)において示すため。</p> <p>◇：水素爆発 00-01 別紙 1①別添 (第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備)において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（40/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(14) 可搬型計測ユニット用空気圧縮機                      可搬型計測ユニット用空気圧縮機による監視設備の保護のため冷却空気の供給は、可搬型計測ユニット用空気圧縮機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約4.6m<sup>3</sup>の軽油が必要となる。【◇】</p> <p>(15) 冷却機能の喪失による蒸発乾固、水素掃気機能の喪失による水素爆発及び使用済燃料貯蔵プール等への注水対応時の運搬等に必要車両                      軽油用タンクローリ【◇】、可搬型中型移送ポンプ運搬車、ホース展張車、運搬車【◇】、監視測定用運搬車【◇】、ホイールローダ【◇】及びけん引車【◇】による燃料及び可搬型重大事故等対処設備の運搬及び設置並びにアクセスルートの整備については、外的事象の地震を想定した場合、7日間の運転継続に合計約5.0m<sup>3</sup>の軽油が必要となる。【◇◇◇◇◇】また、外的事象の火山の影響を想定した場合、7日間の運転継続に合計約5.0m<sup>3</sup>の軽油が必要となる。【◇◇◇◇◇】</p>			<p>◇：計装 00-01 別紙 1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p> <p>◇：電源 00-01 別紙 1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p> <p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙 1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：監視 00-01 別紙 1①別添（第四十九条監視測定設備）において示すため。</p> <p>◇：抑制 00-01 別紙 1①別添（第四十四条工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）において示すため。</p> <p>◇：計装 00-01 別紙 1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p>



事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（41/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(ホ) 重大事故等の同時発生時に必要な電源の評価</p>	<p>7.8.3.3 電源の評価結果                      (1) 各建屋の可搬型排風機等の運転に使用する可搬型発電機                      a. 前処理建屋可搬型発電機                      前処理建屋可搬型発電機の電源負荷は、前処理建屋における冷却機能の喪失による蒸発乾固及び水素掃気機能の喪失による水素爆発時の大気中への放射性物質の放出量の低減のために使用する可搬型排風機等の運転に必要な負荷として約21kVAであり、可搬型排風機の起動時を考慮すると約55kVAの給電が必要である。◆◆◆                      前処理建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◆                      b. 分離建屋可搬型発電機                      分離建屋可搬型発電機の電源負荷は、分離建屋における冷却機能の喪失による蒸発乾固及び水素掃気機能の喪失による水素爆発時の大気中への放射性物質の放出量の低減のために使用する可搬型排風機等の運転に必要な負荷として約22kVAであり、可搬型排風機の起動時を考慮すると約55kVAの給電が必要である。◆◆◆                      分離建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◆                      c. ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機                      ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機の電源負荷は、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における冷却機能の喪失による蒸発乾固及び水素掃気機能の喪失による水素爆発時の大気中への放射性物質の放出量の低減のために使用する精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型排風機等の運転に必要な負荷として約39kVAであり、可搬型排風機の起動時を考慮すると約73kVAの給電が必要である。◆◆◆                      ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◆</p>			<p>◆：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。                      ◆：水素爆発 00-01 別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。                      ◆：計装 00-01 別紙1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。                      ◆：電源 00-01 別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条 （通信連絡を行うために必要な設備）（42/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>d. 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機の電源負荷は、高レベル廃液ガラス固化建屋における冷却機能の喪失による蒸発乾固及び水素掃気機能の喪失による水素爆発時の大気中への放射性物質の放出量の低減のために使用する可搬型排風機等の運転に必要な負荷として約19kVAであり、可搬型排風機の起動時を考慮すると約53kVAの給電が必要である。③④⑤</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。⑥</p>			<p>④：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>④：水素爆発 00-01 別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>④：計装 00-01 別紙1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p> <p>④：電源 00-01 別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（43/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>外的事象の地震を要因とした場合の重大事故等の同時発生時に必要な電源で、電源負荷と供給容量で最も安全余裕が小さい可搬型排気モニタリング用発電機でも、必要負荷約1.8kVAに対し、供給容量約3kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。  <small>19</small></p>	<p>(2) 可搬型排気モニタリング用発電機                  可搬型排気モニタリング用発電機の電源負荷は、主排気筒を介して、大気中への放射性物質の放出状況の監視に必要な負荷として、約1.8kVAであり、対象負荷の起動時を考慮しても約1.8kVAである。                  可搬型排気モニタリング用発電機の供給容量は、約3kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。</p> <p>(3) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機                  使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の電源負荷は、使用済燃料貯蔵プール等への注水に必要な負荷として、約109kVAであり、対象負荷の起動時を考慮すると約158kVAの給電が必要である。                  使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の供給容量は約200kVAあり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。</p> <p>(4) 制御建屋可搬型発電機                  制御建屋可搬型発電機の電源負荷は、制御建屋の中央制御室にとどまるための換気機能を確認する際に、中央制御室の空気を清浄に保つために使用する制御建屋の可搬型送風機の運転等に必要な負荷として約24kVAであり、可搬型送風機の起動時を考慮すると約52kVAの給電が必要である。                  制御建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。</p>	<p>A</p>		<p>☒, ☒ : 監視 00-01 別紙1①別添(第四十九条監視測定設備)において示すため。</p> <p>☒ : 資源の評価結果を説明したものであるため。                  ☒ : 制御室 (SA) 00-01 別紙1①別添(第四十八条制御室等)において示すため。                  ☒ : 計装 00-01 別紙1①別添(第四十七条計装設備)において示すため。                  ☒ : 電源 00-01 別紙1①別添(第四十六条電源設備)において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条 （通信連絡を行うために必要な設備）（44/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(5) 可搬型環境モニタリング用発電機                      可搬型環境モニタリング用発電機の電源負荷は、周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量の測定に必要な負荷として、約0.8 kVAであり、対象負荷の起動時を考慮しても約0.8 kVAである。◇</p> <p>可搬型環境モニタリング用発電機の供給容量は、約3 kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p> <p>(6) 可搬型気象観測用発電機                      可搬型気象観測用発電機の電源負荷は、敷地内において風向、風速その他の気象条件の測定に必要な負荷として、約0.8 kVAであり、対象負荷の起動時を考慮しても約0.8 kVAである。◇</p> <p>可搬型気象観測用発電機の供給容量は、約3 kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p>			<p>◇：監視 00-01 別紙 1①別添(第四十九条監視測定設備)において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条 （通信連絡を行うために必要な設備）（45/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(7) 環境モニタリング用可搬型発電機                      環境モニタリング用可搬型発電機の電源負荷は、周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量の測定に必要な負荷として、約2.4 kVAであり、対象負荷の起動時を考慮しても約2.4 kVAである。◇</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機の供給容量は、約5 kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p> <p>(8) 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型発電機                      緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型発電機の電源負荷は、重大事故等に伴う大気中への放射性物質の放出状況の監視に必要な負荷として、約0.8 kVAであり、対象負荷の起動時を考慮しても約0.8 kVAである。◇</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型発電機の供給容量は、約3 kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p> <p>(9) 緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機                      緊急時対策建屋の電源設備は、非常用電源系統とは異なる代替電源として独立した設計としている。◇</p> <p>緊急時対策建屋用発電機の電源負荷は、緊急時対策建屋の居住性を確保するための設備、重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備の機能を維持するために必要な負荷として約1,200 kVAの給電が必要である。◇◇</p> <p>緊急時対策建屋用発電機の供給容量は、約1,700 kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p>			<p>◇：監視 00-01 別紙 1①別添(第四十九条監視測定設備)において示すため。</p> <p>◇：緊急時 00-01 別紙 1①別添(第五十条緊急時対策所)において示すため。</p> <p>◇：資源の評価結果を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条 （通信連絡を行うために必要な設備）（46/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(10) 情報把握計装設備の可搬型発電機                      情報把握計装設備の可搬型発電機の電源負荷は、パラメータの伝送に必要な負荷として約1.7kVAであり、可搬型送風機の起動時を考慮すると約1.7kVAの給電が必要である。</p> <p>◇                      制御建屋可搬型発電機の供給容量は、約3kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p>			<p>◇：計装 00-01 別紙 1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（47/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>方針目的                      重大事故等が発生した場合（化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した場合を含む。）において、再処理事業所の内外の通信連絡する必要がある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備及び代替通信連絡設備により通信連絡を行う手順等を整備する。☑</p>	<p>13. 通信連絡に関する手順等</p> <p><b>【要求事項】</b>                      再処理事業者において、重大事故等が発生した場合において再処理施設の内外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行うために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p><b>【解釈】</b>                      1 「再処理施設の内外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行うために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた手順等をいう。                      a) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。                      b) 計測等を行った重要なパラメータを必要な場所で共有する手順等を整備すること。</p> <p>重大事故等が発生した場合（化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した場合を含む。）において、再処理事業所内外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行うため、必要な対応として所内通信連絡設備を用いる場合の対応、所内通信連絡設備が損傷した場合の対応、所内通信連絡設備が電源喪失した場合の対応、所外通信連絡設備を用いる場合の対応、所外通信連絡設備が損傷した場合の対応及び所外通信連絡設備が電源喪失した場合の対応を整備する。◇</p> <p>代替通信連絡設備について、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とする手順を整備する。◇</p> <p>また、計測等を行った重要なパラメータを必要な場所で共有する手順を整備する。◇</p> <p>ここでは、この対処設備を活用した手順等について説明する。◇</p> <p>a. 対応手段と設備の選定                      (a) 対応手段と設備の選定の考え方                      重大事故等の発生時（化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した場合を含む。）において、通信連絡設備が使用できる場合は、通信連絡設備を用いて対応を行う。◇</p>			<p>☑, ◇：対処の具体的内容を説明したものであるため。</p> <p>◇：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないことから記載しない。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（48/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>対応手段等                      再処理事業所内の通信連絡                      所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備を用いる場合</p> <p>安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、全交流動力電源の喪失を伴わない場合、所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備を用いて通信連絡及びパラメータを共有する手順に着手する。17</p> <p>実施組織要員又は支援組織要員が、屋内（現場）等、屋外（現場）、屋内（中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室）において相互に通信連絡を行う場合は、ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話等を使用する。17</p>	<p>重大事故等の発生時において、通信連絡設備であるページング装置、所内携帯電話等が使用できない場合、その機能を代替するための対応手段として、代替通信連絡設備を選定する。17</p> <p>代替通信連絡設備の他に、柔軟な対応を行うための対応手段として自主対策設備を選定する。17</p> <p>所内通信連絡設備におけるフォールトツリー分析を第13-9図、所外通信連絡設備におけるフォールトツリー分析を第13-10図に示す。17</p> <p>重大事故等対処設備として選定した通信連絡設備及び代替通信連絡設備により、技術的能力審査基準だけでなく、事業指定基準規則第四十七条及び技術基準規則第五十一条の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、重大事故等対処設備及び自主対策設備との関係を明確にする。17</p> <p>(b)対応手段と設備の選定の結果                      技術的能力審査基準、事業指定基準規則第四十七条及び技術基準規則第五十一条の要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。通信連絡を行うために必要な設備を第13-4表に示す。17</p> <p>i. 再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な対応手段及び設備                      (i)所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備を用いる場合                      1) 対応手段                      重大事故等の対処時において所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が使用可能な場合は、以下の対応手段がある。17</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手段17</li> <li>・再処理事業所内で、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、情報を共有する手段17</li> </ul>			<p>17, 17: 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>



事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（49/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>重要なパラメータを計測し、その結果を再処理事業所内の必要な場所で共有するため、ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、プロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を使用する。☑</p>	<p>本対応で使用する設備は以下のとおり。</p> <p>a) 所内通信連絡設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ページング装置（設計基準対象の施設と兼用）☑</li> <li>・所内携帯電話（設計基準対象の施設と兼用）☑</li> <li>・専用回線電話（設計基準対象の施設と兼用）☑</li> <li>・一般加入電話（設計基準対象の施設と兼用）☑</li> <li>・ファクシミリ（設計基準対象の施設と兼用）☑</li> </ul> <p>b) 所内データ伝送設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロセスデータ伝送サーバ（設計基準対象の施設と兼用）☑</li> <li>・放射線管理用計算機（設計基準対象の施設と兼用）☑</li> <li>・環境中継サーバ（設計基準対象の施設と兼用）☑</li> <li>・総合防災盤（設計基準対象の施設と兼用）☑</li> </ul> <p>c) 受電開閉設備・受電変圧器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受電開閉設備☑</li> <li>・受電変圧器☑</li> </ul> <p>d) 所内高圧系統</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6.9kV非常用主母線☑</li> <li>・6.9kV運転予備用母線☑</li> </ul> <p>e) 所内低圧系統</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・460V非常用母線☑</li> <li>・460V運転予備用母線☑</li> </ul> <p>f) 計測制御用交流電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計測制御用交流電源設備☑</li> </ul>			<p>☑, ☑: 対応の具体的内容を説明したものであるため。</p> <p>☑: 一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対応設備に対する設計要求ではないことから記載しない。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（50/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>2) 重大事故等対処設備と自主対策設備                      臨界事故の拡大防止対策、有機溶媒等による火災又は爆発の対策等の内的事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時に用いる設備として、ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、プロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を重大事故等対処設備とする。</p> <div data-bbox="854 806 1902 978" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業変更許可申請書（添付書類八）に記載している、再処理事業所内で通信連絡を行うために常設重大事故等対処設備として位置付ける設備は、事業変更許可申請書（本文四号）と同じ内容であり、設工認基本設計方針に反映済みである。</p> </div> <p>化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の実施組織要員（実施責任者）に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から中央制御室、屋外及び屋内の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合及び中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から緊急時対策所の重大事故等の対処に必要な指示を行う要員（非常時対策組織本部の本部長）に有毒ガスの発生を連絡する場合の手段として用いるページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを重大事故等対処設備とする。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、臨界事故の拡大防止対策、有機溶媒等による火災又は爆発の対策及び有毒ガスの認知等の際は、再処理事業所内の通信連絡を行うことが可能である。◇</p>	<p>設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>また、設計基準対象の施設と兼用する所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の実施組織要員（実施責任者）に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から中央制御室、屋外及び屋内の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合及び中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から緊急時対策所の重大事故等の対処に必要な指示を行う要員（非常時対策組織本部の本部長）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。</p> <div data-bbox="1412 1604 2466 1776" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業変更許可申請書（添付書類八）に記載している、有毒ガスの発生を連絡する場合の手段として用いる設備は、事業変更許可申請書（本文四号）と同じ内容であり、設工認基本設計方針に反映済みである。</p> </div>	<p>設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等が発生した場合において、計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有する設計とする。</p>	<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（51/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>対応手段等                      再処理事業所内の通信連絡                      所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が損傷した場合及び電源喪失した場合</p> <p>安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、中央制御室の実施組織要員が所内携帯電話を用いて他建屋の要員に連絡を実施し、他建屋の要員に対して連絡ができず、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により所内携帯電話が機能喪失したと判断した場合、代替通信連絡設備を用いて通信連絡をする手順に着手する。☒</p> <p>実施組織要員又は支援組織要員が、屋内（現場）等、屋外（現場）、屋内（中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室）において相互に通信連絡を行う場合は、代替通話系統、可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋外用）等を使用する。☒</p> <p>所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が損傷又は電源喪失した場合は、代替電源設備（充電池及び乾電池を含む。）を用いて可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）等へ給電する。☒</p> <p>また、安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が機能喪失していると判断した場合、代替通信連絡設備を用いてパラメータを共有する手順に着手する。☒</p> <p>重要なパラメータを計測し、その結果を再処理事業所内の必要な場所で共有する。☒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内（現場）等における通信連絡には、代替通話系統及び可搬型通話装置を使用する。☒</li> <li>・屋外（現場）における通信連絡には、可搬型衛星電話（屋外用）又は可搬型トランシーバ（屋外用）を使用する。☒</li> <li>・屋内（中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室）における通信連絡には、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）を使用する。☒</li> </ul>	<p>(ii) 所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が損傷した場合</p> <p>1) 対応手段</p> <p>重大事故等の対処時において所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が損傷した場合は、以下の対応手段がある。☒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手段☒</li> <li>・再処理事業所内で、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、情報を共有する手段☒</li> <li>・情報把握計装設備の一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等、代替モニタリング設備の一部である可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置並びに代替気象観測設備の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置で計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有する手段☒</li> </ul> <p>本対応で使用する設備は以下のとおり。</p> <p>a) 代替通信連絡設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替通話系統☒</li> <li>・可搬型通話装置☒</li> <li>・可搬型衛星電話（屋内用）☒</li> <li>・可搬型トランシーバ（屋内用）☒</li> <li>・可搬型衛星電話（屋外用）☒</li> <li>・可搬型トランシーバ（屋外用）☒</li> </ul> <p>b) 情報把握計装設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前処理建屋可搬型情報収集装置☒</li> <li>・分離建屋可搬型情報収集装置☒</li> <li>・精製建屋可搬型情報収集装置☒</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置☒</li> <li>・高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置☒</li> <li>・制御建屋可搬型情報収集装置☒</li> <li>・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置☒</li> <li>・第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置☒</li> <li>・第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置☒</li> </ul>			<p>☒, ☒ : 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p> <p>☒ : 一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないことから記載しない。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（52/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>・緊急時対策所へのデータ伝送は、情報把握計装設備の一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等、代替モニタリング設備の一部である可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置並びに代替気象観測設備の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置を使用する。□</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報把握計装設備用屋内用ケーブル◇</li> <li>・情報把握計装設備無線装置◇</li> <li>c) 代替モニタリング設備</li> <li>・可搬型排気モニタリング用データ伝送装置◇</li> <li>・可搬型環境モニタリング用データ伝送装置◇</li> <li>d) 代替気象観測設備</li> <li>・可搬型気象観測用データ伝送装置◇</li> </ul> <p>所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が損傷した場合に必要な代替通信連絡設備は、代替電源からの給電を可能とする手段がある。◇</p> <p>代替電源からの給電を確保するための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>e) 代替電源設備</li> <li>・制御建屋可搬型発電機◇</li> <li>・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機◇</li> <li>d) 緊急時対策建屋代替電源設備</li> <li>・緊急時対策建屋用発電機◇</li> <li>f) 自主対策設備</li> <li>・緊急時対策建屋用電源車◇</li> </ul>			<p>□, ◇：対処の具体的内容を説明したものであるため。</p> <p>◇：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないことから記載しない。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（53/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>2) 重大事故等対処設備と自主対策設備                      技術的能力審査基準，事業指定基準規則第四十七条及び技術基準規則第五十一条で要求される再処理事業所内の通信連絡を行う設備のうち，代替通話系統，可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用），可搬型トランシーバ（屋外用），情報把握計装設備の一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等，代替モニタリング設備の一部である可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置，代替気象観測設備の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置，代替電源設備の一部である制御建屋可搬型発電機，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機並びに緊急時対策建屋代替電源設備の一部である緊急時対策建屋用発電機を重大事故等対処設備とする。</p>	<p>重大事故等が発生した場合において，再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として，代替通話系統を設置する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において，再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として，可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）を配備する。</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として，「へ.（4）（i）（a）計測制御装置」の情報把握計装設備の一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等，「チ.（2）（ii）放射線監視設備」の一部及び「チ.（2）（iii）環境管理設備」の一部を配備する。</p>	<p>再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため，及び計測，監視を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための代替通信連絡設備は，代替通話系統，可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）で構成する。</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として，情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統等を使用する設計とする。</p> <p>情報把握計装設備の設計方針については第2章 個別項目の「4.3 制御室」の「4.3.1 計測制御装置」に示す。</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として，代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置並びに代替気象観測設備の可搬型気象観測用データ伝送装置を使用する設計とする。</p> <p>代替排気モニタリング設備の設計方針については第2章 個別項目の「6.2 代替モニタリング設備」の「6.2.1 代替排気モニタリング設備」に，代替環境モニタリング設備の設計方針については第2章 個別項目の「6.2 代替モニタリング設備」の「6.2.2 代替環境モニタリング設備」に，代替気象観測設備の設計方針については第2章 個別項目の「6. 放射線管理施設」の「6.7 代替気象観測設備」に示す。</p>	<p>◇：電源 00-01 別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p> <p>◇：緊急時対策 00-01 別紙1①別添（第五十条緊急時対策所）において示すため。</p>
	<p>事業変更許可申請書（添付書類八）に記載している，再処理事業所内で通信連絡を行うために可搬型重大事故等対処設備および常設重大事故等対処設備として設ける設備は，事業変更許可申請書（本文四号）と同じ内容であり，設工認基本設計方針に反映済みである。</p>			

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（54/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の実施組織要員（実施責任者）に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から中央制御室、屋外及び屋内の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合及び中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から緊急時対策所の重大事故等の対処に必要な指示を行う要員（非常時対策組織本部の本部長）に有毒ガスの発生を連絡する場合の手段として用いる可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）を重大事故等対処設備とする。</p> <p>以上の重大事故等対処設備において、再処理事業所内の通信連絡及び有毒ガスの認知を行うことが可能であることから、以下の設備は自主対策設備とする。あわせてその理由を示す。◆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策建屋用電源車</li> </ul> <p>上記の設備は、降下火砕物の侵入を防止できないなど、重大事故等対処設備に対して求められるすべての環境条件等に適合することができないおそれがある。しかし、重大事故等発生時における環境条件等に応じて適切に対処することができ、当該電源車の健全性が確認できた場合には、移動、設置、ケーブルの接続等に時間を要するものの、緊急時対策建屋代替電源設備の一部である緊急時対策建屋用発電機の代替手段として有効であることから、自主対策設備とする。◆</p>	<p>所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の実施組織要員（実施責任者）に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から中央制御室、屋外及び屋内の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合及び中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から緊急時対策所の重大事故等の対処に必要な指示を行う要員（非常時対策組織本部の本部長）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。</p> <div data-bbox="1412 926 2466 1104" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>事業変更許可申請書（添付書類八）に記載している、有毒ガスの発生を連絡する場合の手段として用いる設備は、事業変更許可申請書（本文四号）と同じ内容であり、設工認基本設計方針に反映済みである。</p> </div>	<p>所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の実施組織要員（実施責任者）に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から中央制御室、屋外及び屋内の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合、中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実施組織要員に有毒ガスの発生を連絡する場合及び中央制御室の実施組織要員（実施責任者）から緊急時対策所の重大事故等の対処に必要な指示を行う要員（非常時対策組織本部の本部長）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。</p>	<p>□、◆：対処の具体的内容を説明したものであるため。</p> <p>◆：緊対 00-01 別紙1①別添（第五十条緊急時対策所）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（55/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>対応手段等                      再処理事業所外の通信連絡                      所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備を用いる場合</p> <p>安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、全交流動力電源の喪失を伴わない場合、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備を用いて通信連絡及びパラメータを共有する手順に着手する。17</p>	<p>(iii) 所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が電源喪失した場合</p> <p>1) 対応手段                      重大事故等の対処時において所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が電源喪失した場合の対応手段は、「(ii) 所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が損傷した場合」の対応手段と同様である。16</p> <p>2) 重大事故等対処設備と自主対策設備                      重大事故等対処設備と自主対策設備は、「(ii) 所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が損傷した場合」と同様である。16</p> <p>「(ii) 所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が損傷した場合」の対応手段、重大事故等対処設備及び自主対策設備は、「(iii) 1) 対応手段」及び「(iii) 2) 重大事故等対処設備と自主対策設備」と同様である。そのため、「b. 重大事故等時の手順」においても、所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が電源喪失した場合の手順は、所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が損傷した場合の手順と同様である。16</p> <p>ii. 再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な対応手段及び設備</p> <p>(i) 所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備を用いる場合</p> <p>1) 対応手段                      重大事故等の対処時において所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が使用可能な場合は、以下の対応手段がある。16</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手段16</li> <li>国の緊急時対策支援システム（ERS）へ必要なデータを伝送し、情報を共有する手段16</li> </ul>			<p>16, 17: 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（56/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>実施組織要員が、中央制御室から再処理事業所外（国，地方公共団体，その他関係機関等）の通信連絡を行う必要がある場所と通信連絡を行う場合は，一般加入電話，衛星携帯電話及びファクシミリを使用する。☒</p> <p>支援組織要員が，緊急時対策所から再処理事業所外（国，地方公共団体，その他関係機関等）の通信連絡を行う必要がある場所と通信連絡を行う場合は，統合原子力防災ネットワークIP電話，統合原子力防災ネットワークIP-FAX，統合原子力防災ネットワークTV会議システム等を使用する。☒</p> <p>重要なパラメータを計測し，その結果を再処理事業所外の必要な場所で共有するため，統合原子力防災ネットワークIP電話，統合原子力防災ネットワークIP-FAX，統合原子力防災ネットワークTV会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ及びデータ伝送設備を使用する。☒</p>	<p>本対応で使用する設備は以下のとおり。</p> <p>a) 所外通信連絡設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合原子力防災ネットワークIP電話（設計基準対象の施設と兼用）☒</li> <li>・統合原子力防災ネットワークIP-FAX（設計基準対象の施設と兼用）☒</li> <li>・統合原子力防災ネットワークTV会議システム（設計基準対象の施設と兼用）☒</li> <li>・一般加入電話（設計基準対象の施設と兼用）☒</li> <li>・一般携帯電話（設計基準対象の施設と兼用）☒</li> <li>・衛星携帯電話（設計基準対象の施設と兼用）☒</li> <li>・ファクシミリ（設計基準対象の施設と兼用）☒</li> </ul> <p>b) 所外データ伝送設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ伝送設備（設計基準対象の施設と兼用）☒</li> </ul> <p>c) 受電開閉設備・受電変圧器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受電開閉設備☒</li> <li>・受電変圧器☒</li> </ul> <p>d) 所内高圧系統</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6.9kV非常用主母線☒</li> <li>・6.9kV運転予備用母線☒</li> </ul> <p>e) 所内低圧系統</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・460V非常用母線☒</li> <li>・460V運転予備用母線☒</li> </ul> <p>f) 計測制御用交流電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計測制御用交流電源設備☒</li> </ul>			<p>☒, ☒: 対応の具体的内容を説明したものであるため。</p> <p>☒: 一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり，重大事故等対応設備に対する設計要求ではないことから記載しない。</p>



事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（57/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>2) 重大事故等対処設備と自主対策設備                      技術的能力審査基準，事業指定基準規則第四十七条及び技術基準規則第五十一条で要求される再処理事業所外への通信連絡を行う設備のうち，統合原子力防災ネットワークIP電話，統合原子力防災ネットワークIP-FAX，統合原子力ネットワークTV会議システム，データ伝送設備及び緊急時対策建屋代替電源設備の一部である緊急時対策建屋用発電機<math>\diamond</math>は，重大事故等対処設備とする。</p> <p>また，臨界事故の拡大防止対策，有機溶媒等による火災又は爆発の対策等の内的事象による安全機能の喪失を要因とし，全交流電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時に用いる一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，重大事故等対処設備とする。</p> <div data-bbox="863 1209 1911 1381" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業変更許可申請書（添付書類八）に記載している，再処理事業所外へ通信連絡を行うために常設重大事故等対処設備として位置付ける設備は，事業変更許可申請書（本文四号）と同じ内容であり，設工認基本設計方針に反映済みである。</p> </div> <p>化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人，公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の実施組織要員（実施責任者）に有毒ガスの発生を連絡する場合の手段として用いる一般加入電話，一般携帯電話及び衛星携帯電話を重大事故等対処設備とする。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により，臨界事故の拡大防止対策，有機溶媒等による火災又は爆発の対策及び有毒ガスの認知等の際は，再処理事業所外への通信連絡を行うことが可能である。<math>\diamond</math></p>	<p>重大事故等が発生した場合において，再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として，統合原子力防災ネットワークIP電話，統合原子力防災ネットワークIP-FAX，統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備を設置する。</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話，統合原子力防災ネットワークIP-FAX，統合原子力防災ネットワークTV会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する所外データ伝送設備のデータ伝送設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備は，重大事故等への対処が開始されている状態で，化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人，公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の実施組織要員（実施責任者）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。</p> <div data-bbox="1383 1682 2436 1854" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業変更許可申請書（添付書類八）に記載している，有毒ガスの発生を連絡する場合の手段として用いる設備は，事業変更許可申請書（本文四号）と同じ内容であり，設工認基本設計方針に反映済みである。</p> </div>	<p>再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため，及び計測，監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有するための代替通信連絡設備は，統合原子力防災ネットワークIP電話，統合原子力防災ネットワークIP-FAX，統合原子力防災ネットワークTV会議システム，データ伝送設備，可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）で構成する。</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークIP電話，統合原子力防災ネットワークIP-FAX，統合原子力防災ネットワークTV会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け，重大事故等が発生した場合において，再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する所外データ伝送設備のデータ伝送設備を常設重大事故等対処設備として位置付け，重大事故等が発生した場合において，計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有する設計とする。</p> <p>所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備は，重大事故等への対処が開始されている状態で，化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人，公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の実施組織要員（実施責任者）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。</p>	<p><math>\diamond</math>：対処の具体的内容を説明したものであるため。</p> <p><math>\diamond</math>：緊対00-01別紙1①別添（第五十条緊急時対策所）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（58/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>対応手段等                      再処理事業所外の通信連絡                      所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が損傷した場合及び電源喪失した場合</p> <p>安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、中央制御室の一般加入電話等から外部へ発信を行い、発信音を確認できず、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により一般加入電話等が機能喪失したと判断した場合、代替通信連絡設備を用いて通信連絡する手順に着手する。☒                      実施組織要員が、中央制御室から再処理事業所外（国、地方公共団体、その他関係機関等）の通信連絡を行う必要がある場所と通信連絡を行う場合は、可搬型衛星電話（屋外用）を使用する。☒</p> <p>また、安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、緊急時対策所の一般加入電話等から外部へ発信を行い、発信音を確認できず、一般加入電話等が機能喪失したと判断した場合、代替通信連絡設備を用いて通信連絡する手順に着手する。☒</p> <p>支援組織要員が、緊急時対策所から再処理事業所外（国、地方公共団体、その他関係機関等）の通信連絡を行う必要がある場所と通信連絡を行う場合は、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及び可搬型衛星電話（屋内用）を使用する。☒</p> <p>所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が損傷又は電源喪失した場合は、代替電源設備（充電池及び乾電池を含む。）を用いて可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備へ給電する。☒</p>	<p>(ii)所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が損傷した場合</p> <p>1) 対応手段                      重大事故等の対処時において所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が損傷した場合は、以下の対応手段がある。☒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手段☒</li> <li>・国の緊急時対策支援システム（ERS）へ必要なデータを伝送し、情報を共有する手段☒</li> <li>・計装設備及び放射線管理施設で計測等を行った重大事故等の対処に必要なパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有する手段☒</li> </ul> <p>本対応で使用する設備は以下のとおり。☒</p> <p>a) 代替通信連絡設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合原子力防災ネットワークIP電話（設計基準対象の施設と兼用）☒</li> <li>・統合原子力防災ネットワークIP-FAX（設計基準対象の施設と兼用）☒</li> <li>・統合原子力防災ネットワークTV会議システム（設計基準対象の施設と兼用）☒</li> <li>・可搬型衛星電話（屋内用）☒</li> <li>・可搬型衛星電話（屋外用）☒</li> <li>・データ伝送設備（設計基準対象の施設と兼用）☒</li> </ul> <p>所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が損傷した場合に必要な代替通信連絡設備は、代替電源からの給電を可能とする手段がある。☒</p> <p>代替電源からの給電を確保するための設備は以下のとおり。☒</p> <p>b) 緊急時対策建屋代替電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策建屋用発電機☒</li> <li>・緊急時対策建屋用電源車☒</li> </ul>			<p>☒、☒：対処の具体的内容を説明したものであるため。</p> <p>☒：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないことから記載しない。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（59/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>また、安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が機能喪失していると判断した場合、代替通信連絡設備を用いてパラメータを共有する手順に着手する。☑</p> <p>重要なパラメータを計測し、その結果を再処理事業所外（国、地方公共団体、その他関係機関等）の必要な場所で共有する。☑</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央制御室からの連絡は、可搬型衛星電話（屋外用）を使用する。☑</li> <li>・緊急時対策所からの連絡は、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及び可搬型衛星電話（屋内用）を使用する。☑</li> <li>・再処理事業所外（国の緊急時対策支援システム（ERSS））へのデータ伝送は、データ伝送設備を使用する。☑</li> </ul>	<p>2) 重大事故等対処設備と自主対策設備 技術的能力審査基準、事業指定基準規則第四十七条及び技術基準規則第五十一条で要求される再処理事業所外への通信連絡を行う設備のうち、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、データ伝送設備、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び緊急時対策建屋代替電源設備の一部である緊急時対策建屋用発電機☒は、重大事故等対処設備とする。</p> <p>化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の実施組織要員（実施責任者）に有毒ガスの発生を連絡する場合の手段として用いる可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）を重大事故等対処設備とする。</p> <p>以上の重大事故等対処設備において、再処理事業所外への通信連絡及び有毒ガスの認知を行うことが可能であることから、以下の設備は自主対策設備ととする。あわせてその理由を示す。☒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策建屋用電源車</li> </ul> <p>上記の設備は、降下火砕物の侵入を防止できないなど、重大事故等対処設備に対して求められるすべての環境条件等に適合することができないおそれがあるが、重大事故等発生時における環境条件等に応じて適切に対処することができ、当該電源車の健全性が確認できた場合には、移動、設置、ケーブルの接続等に時間を要するものの、緊急時対策建屋代替電源設備の一部である緊急時対策建屋用発電機の代替手段として有効であることから、自主対策設備とする。☒</p>	<p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備を設置する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）を配備する。</p> <p>所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の実施組織要員（実施責任者）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。</p> <div data-bbox="1383 1100 2436 1276" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業変更許可申請書（添付書類八）に記載している、再処理事業所外へ通信連絡を行うために可搬型重大事故等対処設備および常設重大事故等対処設備として設ける設備並びに有毒ガスの発生を連絡する場合の手段として用いる設備は、事業変更許可申請書（本文四号）と同じ内容であり、設工認基本設計方針に反映済みである。</p> </div>	<p>再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測、監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有するための代替通信連絡設備は、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、データ伝送設備、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）で構成する。</p> <p>所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備は、重大事故等への対処が開始されている状態で、化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）が中央制御室の実施組織要員（実施責任者）に有毒ガスの発生を連絡する場合においても使用する。</p>	<p>☑, ☒ : 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p> <p>☒ : 緊急00-01別紙1①別添（第五十条緊急時対策所）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（60/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(iii)所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が電源喪失した場合</p> <p>1) 対応手段                      重大事故等の対処時において所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が電源喪失した場合の対応手段は、「(ii)所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が損傷した場合」の対応手段と同様である。◇</p> <p>2) 重大事故等対処設備と自主対策設備                      重大事故等対処設備と自主対策設備は、「(ii)所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が損傷した場合」の重大事故等対処設備と自主対策設備と同様である。◇</p> <p>「(ii)所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が損傷した場合」の対応手段、重大事故等対処設備及び自主対策設備は、「(iii) 1) 対応手段」及び「(iii) 2) 重大事故等対処設備と自主対策設備」と同様である。そのため、「b. 重大事故等時の手順」においても、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が電源喪失した場合の手順は、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が損傷した場合の手順と同様である。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（61/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>配慮すべき事項                      重大事故等時の対応手段の選択                      再処理事業所内の通信連絡                      実施組織要員又は支援組織要員が、屋内（現場）等、屋外（現場）及び屋内（中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室）との間で通信連絡を行う場合は、通常、ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリを使用する。また、重要なパラメータを計測し、その結果を再処理事業所内の必要な場所で共有する場合は、上記設備に加えてプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を使用する。[17]</p>	<p>iii. 手順等                      上記 i. 及び ii. により選定した対応手段に係る手順を整備する。機能喪失を想定する設備と整備する対応手段、対処設備、手順書一覧を第13-1表及び第13-2表に示す。[18]                      これらの手順は、非常時対策組織の実施組織要員及び支援組織要員による一連の対応として実施組織が用いる「重大事故等発生時対応手順書」及び支援組織が用いる「重大事故等発生時支援実施手順書」に定める。[19]                      b. 重大事故等時の手順                      (a) 再処理事業所内の通信連絡                      i. 再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等                      重大事故等が発生した場合（化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した場合を含む。）において、所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備により再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、以下の手段を用いた手順を整備する。[20]                      (i) 所内通信連絡設備を用いる場合の手段                      重大事故等への体制に移行した際に、所内携帯電話が使用できる場合は、ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを用いて通信連絡を行う。[21]                      これらの設備を用いた前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の屋内と前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の屋外における通信連絡の手順を整備する。[22]                      1) 手順着手の判断基準                      安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した場合のうち、全交流動力電源の喪失を伴わない場合。[23]                      2) 使用する設備                      所内の通信連絡において使用する設備は以下のとおり。                      a) 所内通信連絡設備                      ・ページング装置（設計基準対象の施設と兼用）[24]</p>			<p>[17], [18]: 対処の具体的内容を説明したものであるため。                      [19]: 一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないことから記載しない。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（62/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>重大事故等時においてこれらが使用できない場合は、代替通話系統、可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）を使用する。また、重要なパラメータを計測し、その結果を再処理事業所内の必要な場所で共有する場合は、上記設備に加えて情報把握計装設備の一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等、代替モニタリング設備の一部である可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置並びに代替気象観測設備の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置を使用する。☑</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所内携帯電話（設計基準対象の施設と兼用）☑</li> <li>・ 専用回線電話（設計基準対象の施設と兼用）☑</li> <li>・ 一般加入電話（設計基準対象の施設と兼用）☑</li> <li>・ ファクシミリ（設計基準対象の施設と兼用）☑</li> </ul> <p>3) 操作手順                  所内通信連絡設備による所内の通信連絡の概要は以下のとおり。☑                  また、再処理事業所内への通信連絡手順の概要を第13-1図～第13-3図に示す。☑</p> <p>a) ページング装置                  ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、マイク操作器を用いて再処理事業所内各建屋のスピーカを介して放送を行う。☑</p> <p>b) 所内携帯電話                  ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員に対して所内携帯電話の端末の携帯を指示する。☑                  ②実施組織要員は、所内携帯電話の端末を用いて、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。☑</p> <p>c) 専用回線電話                  ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員に対して専用回線電話の通信を指示する。☑                  ②実施組織要員は、専用回線電話の端末を用いて、中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室から緊急時対策所の支援組織要員へ連絡をする。☑</p> <p>d) 一般加入電話                  ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員に対して一般加入電話の通信を指示する。☑                  ②実施組織要員は、一般加入電話の端末を用いて、中央制御室から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の要員へ連絡をする。☑</p> <p>e) ファクシミリ                  ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員に対してファクシミリの通信を指示する。☑</p>			<p>☑, ☑: 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p> <p>☑: 一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないことから記載しない。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（63/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>②実施組織要員は、ファクシミリを用いて、中央制御室から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は緊急時対策所の要員へ連絡をする。◇</p> <p>4) 操作の成立性                      ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリは、設計基準の範囲内において使用している設備であり、特別な技量を要することなく、容易に操作が可能である。◇</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。◇</p> <p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。◇</p> <p>さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。◇</p> <p>夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（64/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(ii) 所内通信連絡設備が損傷した場合の手段</p> <p>1) 屋内（現場）等における通信連絡                  重大事故等への体制に移行した際に所内携帯電話が機能喪失した場合、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の屋内で作業を行う実施組織の建屋対策班の班員と、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の近傍で建屋内状況の確認をする実施組織の現場管理者は、代替通話系統及び可搬型通話装置を用いて通信連絡を行う。◇</p> <p>これらの設備を用いた前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の屋内及び近傍における通信連絡の手順を整備する。◇</p> <p>a) 手順着手の判断基準                  安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、中央制御室の実施組織要員が所内携帯電話を用いて他建屋の要員に連絡を実施し、他建屋の要員に対して連絡ができず、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により所内携帯電話が機能喪失したと判断した場合。◇</p> <p>b) 使用する設備                  前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の屋内から各建屋の屋外への通信連絡において使用する設備は以下のとおり。◇</p> <p>i) 代替通信連絡設備                  ・代替通話系統◇                  ・可搬型通話装置◇</p> <p>c) 操作手順                  代替通話系統及び可搬型通話装置による前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の屋内から各建屋の屋外への通信連絡の概要は以下のとおり。◇</p> <p>また、屋内（現場）における再処理事業所内への通信連絡手順の概要を第13-1図に示す。代替通信連絡設備のアクセスルートを第13-11図～第13-15図に示す。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p> <p>◇：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないことから記載しない。</p>



事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（65/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>i) 可搬型通話装置の配備</p> <p>①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織の各建屋対策班の班員及び現場管理者へ、可搬型通話装置の装備を指示する。◇</p> <p>②各建屋対策班の班員は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の屋内に立ち入った際、装備している可搬型通話装置を代替通話系統の接続口に接続する。◇</p> <p>③現場管理者は、可搬型通話装置を前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の屋内の突入口付近の代替通話系統の接続口に接続する。◇</p> <p>④可搬型通話装置は、それぞれを代替通話系統に接続することで通話可能となるため、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋で作業を行う際の通信連絡手段とする。また、本作業は屋内作業であるため、降灰による影響は無い。◇</p> <p>⑤可搬型通話装置は、乾電池で動作するため代替電源は不要である。可搬型通話装置で使用する乾電池は、7日間以内に残量が無くなることは考え難いが、もし無くなった場合は、他の可搬型通話装置の端末と交換又は予備の乾電池を使用する。◇</p> <p>d) 操作の成立性</p> <p>可搬型通話装置による通信連絡については、代替通話系統が前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に常設重大事故等対処設備として敷設されているため、設置作業に要する時間はなく、可搬型通話装置を接続することにより通信連絡が可能である。◇</p> <p>重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（66/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。◇</p> <p>さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。◇</p> <p>夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p> <p>2) 屋外（現場）における通信連絡 重大事故等への体制に移行した際に所内携帯電話が機能喪失した場合、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の屋外から実施組織の放射線対応班の班員、建屋外対応班の班員、建屋対策班の班員及び支援組織の放射線管理班の班員が中央制御室又は緊急時対策所へ連絡を行う際並びに前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の屋外間で実施組織の放射線対応班の班員、建屋外対応班の班員、建屋対策班の班員及び支援組織の放射線管理班の班員は、可搬型衛星電話（屋外用）又は可搬型トランシーバ（屋外用）を用いて通信連絡を行う。◇</p> <p>これらの設備を用いた前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の屋外における通信連絡の手順を整備する。◇</p> <p>a) 手順着手の判断基準 安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、中央制御室の実施組織要員が所内携帯電話を用いて他建屋の要員に連絡を実施し、他建屋の要員に対して連絡ができず、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により所内携帯電話が機能喪失したと判断した場合。◇</p>			◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（67/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>b) 使用する設備                      前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の屋外における通信連絡において使用する設備は以下のとおり。◇</p> <p>i) 代替通信連絡設備                      ・可搬型衛星電話（屋外用）◇                      ・可搬型トランシーバ（屋外用）◇</p> <p>c) 操作手順                      可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）による前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の屋外における通信連絡の概要は以下のとおり。◇</p> <p>また，屋外（現場）における再処理事業所内への通信連絡手順の概要を第13-2図に示す。◇</p> <p>i) 可搬型衛星電話（屋外用）の配備                      ①実施責任者は，手順着手の判断基準に基づき，実施組織の現場管理者，放射線対応班の班員，建屋外対応班の班員及び建屋対策班の班員へ可搬型衛星電話（屋外用）を配備する。◇</p> <p>また，支援組織の放射線管理班の班員へも可搬型衛星電話（屋外用）を配備する。◇</p> <p>②可搬型衛星電話（屋外用）を使用する要員は，各作業場所へ可搬型衛星電話（屋外用）の端末を持参し，使用する際に電源を入れることにより，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の屋外から中央制御室又は緊急時対策所へ連絡を行う際並びに前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の屋外間の通信連絡手段とする。火山の影響により，降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は，事前の対応作業として，除灰作業の準備を実施する。また，降灰を確認したのち必要に応じ，除灰作業を実施する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p> <p>◇：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり，重大事故等対処設備に対する設計要求ではないことから記載しない。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（68/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>③可搬型衛星電話（屋外用）は、充電池から給電を行い、10時間使用することが可能である。使用開始から10時間を目安に充電池の残容量を適宜確認し、残容量が少なくなったことを確認後、充電池の交換を行う。◇</p> <p>ii) 可搬型トランシーバ（屋外用）の配備</p> <p>①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織の現場管理者、放射線対応班の班員、建屋外対応班の班員、建屋対策班の班員へ可搬型トランシーバ（屋外用）を配備する。◇</p> <p>また、支援組織の放射線管理班の班員へも可搬型トランシーバ（屋外用）を配備する。◇</p> <p>②可搬型トランシーバ（屋外用）を使用する要員は、各作業場所へ可搬型トランシーバ（屋外用）の端末を持参し、使用する際に電源を入れることにより、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の屋外から中央制御室又は緊急時対策所へ連絡を行う際並びに前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の屋外間で連絡を行う際の通信連絡手段とする。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。◇</p> <p>③可搬型トランシーバ（屋外用）は、充電池から給電を行い、10時間使用することが可能である。使用開始から10時間を目安に充電池の残容量を適宜確認し、残容量が少なくなったことを確認後、充電池の交換を行う。◇</p> <p>d) 操作の成立性</p> <p>可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、配備後すぐに使用可能である。◇</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（69/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。◇</p> <p>さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。</p> <p>夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p> <p>3) 屋内（中央制御室、緊急時対策所等）における通信連絡</p> <p>重大事故等への体制に移行した際にページング装置、所内携帯電話及び専用回線電話が機能喪失した場合、中央制御室又は緊急時対策所から実施組織の制御建屋班長、建屋外対応班長、放射線対応班長又は支援組織の放射線管理班の班員が前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋の屋外へ連絡を行う際及び中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室間で実施組織の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋班長、制御建屋班長、建屋外対応班長、建屋外対応班の班員又は支援組織の総括班の班員が連絡を行う際は、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）を用いて通信連絡を行う。◇</p> <p>これらの設備を用いた中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の屋内における通信連絡の手順を整備する。◇</p> <p>a) 手順着手の判断基準</p> <p>安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、中央制御室の実施組織要員が所内携帯電話を用いて他建屋の要員に連絡を実施し、他建屋の要員に対して連絡ができず、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により所内携帯電話が機能喪失したと判断した場合。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（70/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>b) 使用する設備                      屋内（中央制御室、緊急時対策所等）における通信連絡において使用する設備は以下のとおり。◆</p> <p>i) 代替通信連絡設備                      ・可搬型衛星電話（屋内用）◆                      ・可搬型トランシーバ（屋内用）◆</p> <p>c) 操作手順                      可搬型衛星電話（屋内用）又は可搬型トランシーバ（屋内用）による中央制御室、緊急時対策所又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における通信連絡の概要は以下のとおり。◆                      また、屋内（中央制御室及び緊急時対策所等）における再処理事業所内への通信連絡手順の概要を第13-3図に示す。代替通信連絡設備のアクセスルートを示す。◆</p> <p>i) 可搬型衛星電話（屋内用）の配備                      ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織の中央制御室に滞在する制御建屋班長、放射線対応班長及び建屋外対応班の班員並びに緊急時対策所に滞在する建屋外対応班長に可搬型衛星電話（屋内用）を配備する。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に可搬型衛星電話（屋内用）を配備する。◆                      また、非常時対策組織の本部長は、支援組織の中央制御室に滞在する総括班の班員並びに緊急時対策所に滞在する放射線管理班の班員及び総括班の班員へも可搬型衛星電話（屋内用）を配備する。◆                      ②可搬型衛星電話（屋内用）は、中央制御室で使用する分は通信班の班員及び建屋対策班の班員が、緊急時対策所で使用する分は支援組織要員が、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室で使用する分は放射線対応班の班員が配備する。◆</p>			<p>◆：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p> <p>◆：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないことから記載しない。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（71/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>各班員及び要員は、アンテナ及びレシーバを中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の屋外に配備し、アンテナとレシーバ間をアンテナケーブルで接続する。その後、ハンドセットを中央制御室、緊急時対策所又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備し、レシーバとハンドセット間をLANケーブルで接続する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。◇</p> <p>③通話可能となった可搬型衛星電話（屋内用）を用い、中央制御室、緊急時対策所又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室から前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の屋外並びに中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室間で連絡を行う。◇</p> <p>④可搬型衛星電話（屋内用）は、中央制御室で使用する場合は代替電源設備の一部である制御建屋可搬型発電機から、緊急時対策所で使用する場合は緊急時対策建屋代替電源設備の一部である緊急時対策建屋用発電機又は緊急時対策建屋用電源車から、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室で使用する場合は代替電源設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から給電を行う。◇</p> <p>⑤中央制御室で使用する場合で重大事故等の発生後11時間以内に使用する場合は、代替電源設備の一部である制御建屋可搬型発電機が配備されていないため、充電池を用いて電源の給電を行う。この場合、充電池給電でも11時間以上使用することが可能であるため、代替電源設備の一部である制御建屋可搬型発電機が準備されるまで充電池の交換を行う必要はない。◇</p>			◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（72/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>ii) 可搬型トランシーバ（屋内用）の配備                      ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織の中央制御室に滞在する制御建屋班長、放射線対応班長、建屋外対応班の班員及び緊急時対策所に滞在する建屋外対応班長並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室へ可搬型トランシーバ（屋内用）を配備する。◇                      また、支援組織の中央制御室に滞在する総括班の班員並びに緊急時対策所に滞在する放射線管理班の班員及び総括班の班員へも可搬型トランシーバ（屋内用）を配備する。◇</p> <p>②可搬型トランシーバ（屋内用）は、中央制御室で使用する分は通信班の班員及び建屋対策班の班員が、緊急時対策所で使用する分は支援組織要員が、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室で使用する分は放射線対応班の班員が配備する。各班の班員及び要員は、アンテナ及びレシーバを中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の屋外に配備し、アンテナとレシーバ間をアンテナケーブルで接続する。その後、ハンドセットを中央制御室、緊急時対策所又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備し、レシーバとハンドセット間をLANケーブルで接続する。◇</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。◇</p> <p>③通話可能となった可搬型トランシーバ（屋内用）を用い、中央制御室、緊急時対策所又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室から前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の屋外へ連絡を行う際及び中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室間で連絡を行う際の通信連絡手段とする。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>



事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（73/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>④可搬型トランシーバ（屋内用）は、中央制御室で使用する場合は代替電源設備の一部である制御建屋可搬型発電機から、緊急時対策所で使用する場合は緊急時対策建屋代替電源設備の一部である緊急時対策建屋用発電機又は緊急時対策建屋用電源車、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室で使用する場合は代替電源設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から給電を行う。◇</p> <p>⑤中央制御室で使用する場合で重大事故等の発生後11時間以内に使用する場合は、代替電源設備の一部である制御建屋可搬型発電機が配備されていないため、充電池を用いて電源の給電を行う。この場合、充電池給電でも11時間以上使用することが可能であるため、代替電源設備の一部である制御建屋可搬型発電機が準備されるまで充電池の交換を行う必要はない。◇</p> <p>d) 操作の成立性                  可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）の制御建屋への配備分については、実施責任者1人、要員管理班の班員3人、情報管理班の班員3人、通信班長1人、建屋外対応班長1人及び建屋対策班の班員12人の合計21人体制にて作業を実施した場合、事象発生後、現場環境確認が完了する1時間30分以内に配備可能である。◇</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への配備分については、実施責任者1人、要員管理班の班員3人、情報管理班の班員3人、通信班長1人、建屋外対応班長1人及び放射線対応班の班員3人の合計12人体制にて、作業開始から1時間以内に、事象発生後から24時間以内に配備可能である。◇</p> <p>緊急時対策建屋への配備分については、非常時対策組織の本部長1人、支援組織要員8人の合計9人にて、事象発生後、作業開始から1時間20分以内に配備可能である。◇</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）のタイムチャートを第13-6図～第13-8図に示す。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条 （通信連絡を行うために必要な設備）（74/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。◇</p> <p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。◇</p> <p>さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。◇</p> <p>夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条 （通信連絡を行うために必要な設備）（75/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>ii. 計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための手順等</p> <p>重要なパラメータを計測し、その結果を再処理事業所内の必要な場所で共有するため、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備及び代替通信連絡設備（以下「所内通信連絡設備等」という。）を使用する。◇</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器等にて、重大事故等の対処に必要なパラメータのうち、貯槽等温度や再処理施設周辺の放射線線量率等の重要なパラメータを計測し、その結果を所内通信連絡設備等により各建屋の屋外、中央制御室及び緊急時対策所で共有する場合は、以下の設備を使用する。◇</p> <p>（i）所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備を用いる場合の手段</p> <p>1）事業所内の通信連絡</p> <p>a）手順着手の判断基準</p> <p>安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した場合のうち、全交流動力電源の喪失を伴わない場合。◇</p> <p>b）使用する設備</p> <p>事業所内の連絡において使用する設備は以下のとおり。◇</p> <p>i）所内通信連絡設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ページング装置（設計基準対象の施設と兼用）◇</li> <li>・所内携帯電話（設計基準対象の施設と兼用）◇</li> <li>・専用回線電話（設計基準対象の施設と兼用）◇</li> <li>・一般加入電話（設計基準対象の施設と兼用）◇</li> <li>・ファクシミリ（設計基準対象の施設と兼用）◇</li> </ul> <p>c）操作手順</p> <p>操作手順は、「(a) i. (i) 所内通信連絡設備を用いる場合の手段」にて整備する。◇</p> <p>重要なパラメータを計測する手順等は、「9. 事故時の計装に関する手順等」及び「11. 監視測定等に関する手順等」にて整備する。◇, ◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p> <p>◇：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないことから記載しない。</p> <p>◇：計装 00-01 別紙1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p> <p>◇：監視 00-01 別紙1①別添（第四十九条監視測定設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（76/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>d) 操作の成立性                      ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリは、設計基準の範囲内において使用している設備であり、特別な技量を要することなく、容易に操作が可能である。◇</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。◇</p> <p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。◇</p> <p>さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。◇</p> <p>夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p> <p>2) 緊急時対策所へのデータ伝送                      a) 手順着手の判断基準                      安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した場合のうち、全交流動力電源の喪失を伴わない場合。◇</p> <p>b) 使用する設備                      緊急時対策所へのデータ伝送において使用する設備は以下のとおり。◇</p> <p>i) 所内データ伝送設備                      ・プロセスデータ伝送サーバ（設計基準対象の施設と兼用）◇                      ・放射線管理用計算機（設計基準対象の施設と兼用）◇                      ・環境中継サーバ（設計基準対象の施設と兼用）◇                      ・総合防災盤（設計基準対象の施設と兼用）◇</p> <p>c) 操作手順                      i) プロセスデータ伝送サーバ                      ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員に対してプロセスデータ伝送サーバの起動状態の確認を指示する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p> <p>◇：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないことから記載しない。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（77/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>②実施組織要員は、プロセスデータ伝送サーバを直接確認し、起動していることを確認する。◇</p> <p>ii) 放射線管理用計算機</p> <p>①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員に対して放射線管理用計算機の起動状態の確認を指示する。◇</p> <p>②実施組織要員は、放射線管理用計算機を直接確認し、起動していることを確認する。◇</p> <p>iii) 環境中継サーバ</p> <p>①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員に対して環境中継サーバの起動状態の確認を指示する。◇</p> <p>②実施組織要員は、緊急時対策所の支援組織要員と連絡を取り合い、環境中継サーバが起動していることを確認する。◇</p> <p>iv) 総合防災盤</p> <p>①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員に対して総合防災盤の起動状態の確認を指示する。◇</p> <p>②実施組織要員は、総合防災盤を直接確認し、起動していることを確認する。◇</p> <p>d) 操作の成立性</p> <p>プロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤は、設計基準の範囲内において使用している設備であり、特別な技量を要することなく、容易に操作が可能である。◇</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。◇</p> <p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。◇</p> <p>さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。◇</p> <p>夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（78/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(ii) 所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が損傷した場合の手段</p> <p>1) 屋内（現場）等からの通信連絡</p> <p>a) 手順着手の判断基準</p> <p>安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、中央制御室の実施組織要員が所内携帯電話を用いて他建屋の要員に連絡を実施し、他建屋の要員に対して連絡ができず、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により所内携帯電話が機能喪失したと判断した場合。◇</p> <p>b) 使用する設備</p> <p>前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の屋内から各建屋の屋外への通信連絡において使用する設備は以下のとおり。</p> <p>i) 代替通信連絡設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替通話系統◇</li> <li>・可搬型通話装置◇</li> </ul> <p>c) 操作手順</p> <p>操作手順は、「(a) i. (ii) 1) 屋内（現場）等における通信連絡」にて整備する。◇</p> <p>重要なパラメータを計測する手順等は、「9. 事故時の計装に関する手順等」及び「11. 監視測定等に関する手順等」にて整備する。◇, ◇</p> <p>d) 操作の成立性</p> <p>可搬型通話装置による通信連絡については、代替通話系統が前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に常設重大事故等対処設備として敷設されているため、設置作業に要する時間はなく、可搬型通話装置を接続することにより通信連絡が可能である。◇</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。◇</p> <p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p> <p>◇：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないことから記載しない。</p> <p>◇：計装 00-01 別紙 1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p> <p>◇：監視 00-01 別紙 1①別添（第四十九条監視測定設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（79/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。◆</p> <p>夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◆</p> <p>2) 屋外（現場）からの通信連絡                      a) 手順着手の判断基準                      安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、中央制御室の実実施組織要員が所内携帯電話を用いて他建屋の要員に連絡を実施し、他建屋の要員に対して連絡ができず、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により所内携帯電話が機能喪失したと判断した場合。◆</p> <p>b) 使用する設備                      前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の屋外から各建屋の屋外への通信連絡において使用する設備は以下のとおり。</p> <p>i) 代替通信連絡設備                      ・可搬型衛星電話（屋外用）◆                      ・可搬型トランシーバ（屋外用）◆</p> <p>c) 操作手順                      操作手順は、「(a) i. (ii) 2) 屋外（現場）における通信連絡」にて整備する。◆                      重要なパラメータを計測する手順等は、「9. 事故時の計装に関する手順等」及び「11. 監視測定等に関する手順等」にて整備する。◆, ◆</p> <p>d) 操作の成立性                      可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、配備後すぐに使用可能である。◆                      重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。◆                      線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。◆</p>			<p>◆：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p> <p>◆：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないことから記載しない。</p> <p>◆：計装00-01別紙1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p> <p>◆：監視00-01別紙1①別添（第四十九条監視測定設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（80/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。◇</p> <p>夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p> <p>3) 屋内（中央制御室、緊急時対策所等）からの連絡</p> <p>a) 手順着手の判断基準                      安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、中央制御室の実施組織要員が所内携帯電話を用いて他建屋の要員に連絡を実施し、他建屋の要員に対して連絡ができず、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により所内携帯電話が機能喪失したと判断した場合。◇</p> <p>b) 使用する設備                      中央制御室、緊急時対策所及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の屋内からの連絡において使用する設備は以下のとおり。</p> <p>i) 通信連絡設備                      ・可搬型衛星電話（屋内用）◇                      ・可搬型トランシーバ（屋内用）◇</p> <p>c) 操作手順                      操作手順は、「(a) i. (ii) 3) 屋内（中央制御室、緊急時対策所等）における通信連絡」にて整備する。◇</p> <p>重要なパラメータを計測する手順等は、「9. 事故時の計装に関する手順等」及び「11. 監視測定等に関する手順等」にて整備する。◇, ◇</p> <p>d) 操作の成立性                      可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）の制御建屋への配備分については、実施責任者1人、要員管理班の班員3人、情報管理班の班員3人、通信班長1人、建屋外対応班長1人及び建屋対策班の班員12人の合計21人体制にて作業を実施した場合、事象発生後、現場環境確認が完了する1時間30分以内に配備可能である。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p> <p>◇：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないことから記載しない。</p> <p>◇：計装00-01別紙1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p> <p>◇：監視00-01別紙1①別添（第四十九条監視測定設備）において示すため。</p>



事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（81/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への配備分については、実施責任者1人、要員管理班の班員3人、情報管理班の班員3人、通信班長1人、建屋外対応班長1人及び放射線対応班の班員3人の合計12人体制にて、作業開始から1時間以内に、事象発生後から24時間以内に配備可能である。◇</p> <p>緊急時対策建屋への配備分については、非常時対策組織の本部長1人、支援組織要員8人の合計9人にて、事象発生後、作業開始から1時間20分以内に配備可能である。◇</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。◇</p> <p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。◇</p> <p>さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。◇</p> <p>夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p> <p>4) 緊急時対策所へのデータ伝送                      a) 手順着手の判断基準                      安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により所内データ伝送設備が機能喪失していると判断した場合。◇</p> <p>b) 使用する設備                      緊急時対策所へのデータ伝送において使用する設備は以下のとおり。</p> <p>i) 情報把握計装設備                      ・前処理建屋可搬型情報収集装置◇                      ・分離建屋可搬型情報収集装置◇                      ・精製建屋可搬型情報収集装置◇                      ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置◇                      ・高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置◇                      ・制御建屋可搬型情報収集装置◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p> <p>◇：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないことから記載しない。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（82/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置<sup>19</sup></p> <p>・第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置<sup>19</sup></p> <p>・第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置<sup>19</sup></p> <p>・情報把握計装設備用屋内用ケーブル<sup>19</sup></p> <p>・情報把握計装設備無線装置<sup>19</sup></p> <p>ii) 代替モニタリング設備</p> <p>・可搬型排気モニタリング用データ伝送装置<sup>19</sup></p> <p>・可搬型環境モニタリング用データ伝送装置<sup>19</sup></p> <p>iii) 代替気象観測設備</p> <p>・可搬型気象観測用データ伝送装置<sup>19</sup></p> <p>c) 操作手順</p> <p>情報把握計装設備の一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等の操作手順は、「9. 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。<sup>19</sup></p> <p>代替モニタリング設備の一部である可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置並びに代替気象観測設備の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置の操作手順は、「11. 監視測定等に関する手順等」にて整備する。<sup>19</sup></p> <p>d) 操作の成立性</p> <p>情報把握計装設備の一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等の操作の成立性は、「9. 事故時の計装に関する手順等」に記載する。<sup>19</sup></p> <p>代替モニタリング設備の一部である可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置並びに代替気象観測設備の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置の操作の成立性は、「11. 監視測定等に関する手順等」に記載する。<sup>19</sup></p>			<p>◆：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないことから記載しない。</p> <p>◆：計装 00-01 別紙 1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p> <p>◆：監視 00-01 別紙 1①別添（第四十九条監視測定設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（83/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>配慮すべき事項                      重大事故等時の対応手段の選択                      再処理事業所外の通信連絡                      実施組織要員又は支援組織要員が、中央制御室又は緊急時対策所から再処理事業所外（国、地方公共団体、その他関係機関等）へ通信連絡を行う場合は、通常、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ又はデータ伝送設備を使用するが、これらが使用できない場合は、代替通信連絡設備として統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及びデータ伝送設備を使用する。統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、起動、通信状態の確認等を緊急時対策所で実施する。<sup>17</sup>                      重要なパラメータを計測し、その結果を再処理事業所外の必要な場所で共有する場合も同様である。<sup>17</sup></p>	<p>(b)再処理事業所外への通信連絡                      i. 再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等                      重大事故等が発生した場合（化学物質の漏えい又は異臭等の異常を確認した場合を含む。）において、所外通信連絡設備により再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、以下の手段を用いた手順を整備する。<sup>18</sup>                      (i)所外通信連絡設備を用いる場合の手段                      重大事故等への体制に移行した際に、統合原子力防災ネットワークIP電話等が使用できる場合は、統合原子力防災ネットワークIP電話等の所外通信連絡設備を用いて重大事故等の対策の準備を行う。所外における通信連絡としては、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを用いて通信連絡を行う。<sup>18</sup>                      これらの設備を用いた中央制御室及び緊急時対策所における通信連絡の手順を整備する。<sup>18</sup>                      1) 手順着手の判断基準                      安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した場合のうち、全交流動力電源の喪失を伴わない場合。<sup>18</sup>                      2) 使用する設備                      所外の通信連絡において使用する設備は以下のとおり。                      a) 所外通信連絡設備                      ・統合原子力防災ネットワークIP電話（設計基準対象の施設と兼用）<sup>18</sup>                      ・統合原子力防災ネットワークIP-FAX（設計基準対象の施設と兼用）<sup>18</sup>                      ・統合原子力防災ネットワークTV会議システム（設計基準対象の施設と兼用）<sup>18</sup>                      ・一般加入電話（設計基準対象の施設と兼用）<sup>18</sup>                      ・一般携帯電話（設計基準対象の施設と兼用）<sup>18</sup>                      ・衛星携帯電話（設計基準対象の施設と兼用）<sup>18</sup></p>			<p><sup>18</sup>：対処の具体的な内容を説明したものであるため。  <sup>18</sup>：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないことから記載しない。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（84/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>・ファクシミリ（設計基準対象の施設と兼用）                      3) 操作手順                      所外通信連絡設備による所外の通信連絡の概要は以下のとおり。                      また、再処理事業所外への通信連絡手順の概要を第13-4図及び第13-5図に示す。                      a) 統合原子力防災ネットワーク I P 電話                      ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、支援組織要員に対して統合原子力防災ネットワーク I P 電話の通信を指示する。                      ②支援組織要員は、統合原子力防災ネットワーク I P 電話を用いて、緊急時対策所から事業所外へ連絡をする。                      b) 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X                      ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、支援組織要員に対して統合原子力防災ネットワーク I P - F A X の通信を指示する。                      ②支援組織要員は、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X を用いて、緊急時対策所から事業所外へ連絡をする。                      c) 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム                      ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、支援組織要員に対して統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムの通信を指示する。                      ②支援組織要員は、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムを起動し、通信状態の確認を行う。                      ③支援組織要員は、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムを用いて、緊急時対策所から事業所外へ連絡をする。                      d) 一般加入電話                      ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員又は支援組織要員に対して一般加入電話の通信を指示する。                      ②実施組織要員は、一般加入電話の端末を用いて、中央制御室から事業所外へ連絡をする。支援組織要員は、一般加入電話の端末を用いて緊急時対策所から事業所外へ連絡をする。</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。                      ◇：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないことから記載しない。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（85/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>e) 一般携帯電話                      ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、支援組織要員に対して一般携帯電話の通信を指示する。◇                      ②支援組織要員は、一般携帯電話の端末を用いて、緊急時対策所から事業所外へ連絡をする。◇</p> <p>f) 衛星携帯電話                      ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員又は支援組織要員に対して衛星携帯電話の通信を指示する。◇                      ②実施組織要員は、衛星携帯電話の端末を用いて、中央制御室から事業所外へ連絡をする。支援組織要員は、衛星携帯電話の端末を用いて、緊急時対策所から事業所外へ連絡をする。◇</p> <p>g) ファクシミリ                      ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員又は支援組織要員に対してファクシミリの通信を指示する。◇                      ②実施組織要員は、ファクシミリを用いて、中央制御室から事業所外へ連絡をする。支援組織要員は、ファクシミリを用いて、緊急時対策所から事業所外へ連絡をする。◇</p> <p>4) 操作の成立性                      統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、設計基準の範囲内において使用している設備であり、特別な技量を要することなく、容易に操作が可能である。◇                      重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。◇                      線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。◇                      さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（86/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p> <p>(ii) 所外通信連絡設備が損傷した場合の手段</p> <p>1) 中央制御室における通信連絡                  重大事故等への体制に移行した際に中央制御室の一般加入電話及び衛星携帯電話が機能喪失した場合、中央制御室の屋外から実施組織の連絡責任者（実施責任者又はあらかじめ指名された者）が再処理事業所外への連絡を行う際は、可搬型衛星電話（屋外用）を用いて通信連絡を行う。◇</p> <p>これらの設備を用いた中央制御室における通信連絡の手順を整備する。◇</p> <p>a) 手順着手の判断基準                  安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、中央制御室の一般加入電話等から外部へ発信を行い、発信音が確認できず、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により一般加入電話等が機能喪失したと判断した場合。◇</p> <p>b) 使用する設備                  中央制御室から事業所外（国、地方公共団体、その他関係機関等）への通信連絡において使用する設備は以下のとおり。◇</p> <p>i) 代替通信連絡設備                  ・可搬型衛星電話（屋外用）◇</p> <p>c) 操作手順                  可搬型衛星電話（屋外用）による再処理事業所外への通信連絡の概要は以下のとおり。◇</p> <p>また、中央制御室における再処理事業所外への通信連絡手順の概要を第13-4図に示す。◇</p> <p>i) 可搬型衛星電話（屋外用）の配備                  ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織の中央制御室に滞在する建屋外対応班の班員へ可搬型衛星電話（屋外用）を配備する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（87/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>②可搬型衛星電話（屋外用）を使用する要員は、中央制御室の屋外へ可搬型衛星電話（屋外用）の端末を持参し、使用する際に電源を入れることにより、中央制御室の屋外から再処理事業所外へ連絡を行う際の通信連絡手段とする。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。◇</p> <p>③可搬型衛星電話（屋外用）の電源は、充電機から給電を行う。この場合、充電機給電で10時間使用することが可能である。使用開始から10時間を目安に充電機の残容量を適宜確認し、残容量が少なくなったことを確認後、充電機の交換を行う。◇</p> <p>d) 操作の成立性                  可搬型衛星電話（屋外用）は、配備後すぐに使用可能である。◇</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。◇</p> <p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。◇</p> <p>さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。◇</p> <p>夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p> <p>2) 緊急時対策所における通信連絡                  重大事故等への体制に移行した際に緊急時対策所の一般加入電話等が機能喪失した場合、緊急時対策所から支援組織要員が再処理事業所外への連絡を行う際は、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及び可搬型衛星電話（屋内用）を用いて通信連絡を行う。◇                  これらの設備を用いた緊急時対策所における通信連絡の手順を整備する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（88/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>a) 手順着手の判断基準                      安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、緊急時対策所の一般加入電話等から外部へ発信を行い、発信音を確認できず、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により一般加入電話等が機能喪失したと判断した場合。◇</p> <p>b) 使用する設備                      緊急時対策所から事業所外（国，地方公共団体，その他関係機関等）への通信連絡において使用する設備は以下のとおり。◇</p> <p>i) 代替通信連絡設備                      ・統合原子力防災ネットワークIP電話（設計基準対象の施設と兼用）◇                      ・統合原子力防災ネットワークIP-FAX（設計基準対象の施設と兼用）◇                      ・統合原子力防災ネットワークTV会議システム（設計基準対象の施設と兼用）◇                      ・可搬型衛星電話（屋内用）◇</p> <p>c) 操作手順                      統合原子力防災ネットワークIP電話，統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムの電源は代替電源から給電し使用する。◇                      電源を代替電源から給電する手順は，「(c)電源を代替電源から給電する手順等」にて整備する。◇</p> <p>統合原子力防災ネットワークIP電話，統合原子力防災ネットワークIP-FAX，統合原子力防災ネットワークTV会議システム及び可搬型衛星電話（屋内用）による再処理事業所外への通信連絡の概要は以下のとおり。◇</p> <p>また，緊急時対策所における再処理事業所外への通信連絡手順の概要を第13-5図に示す。代替通信連絡設備のアクセスルートを第13-22図～第13-24図に示す。◇</p> <p>i) 統合原子力防災ネットワークIP電話操作手順は，「(b)ii.(i)所外通信連絡設備を用いる場合の手段」にて整備する。◇                      代替電源からの給電手順については，「(c)(iii)緊急時対策建屋用発電機又は緊急時対策建屋用電源車による統合原子力防災ネットワークIP電話等への給電」にて整備する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p> <p>◇：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり，重大事故等対処設備に対する設計要求ではないことから記載しない。</p>



事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（89/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>ii) 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X                      操作手順は、「(b) ii. (i) 所外通信連絡設備を用いる場合の手段」にて整備する。◇                      代替電源からの給電手順については、                      「(c) (iii) 緊急時対策建屋用発電機又は緊急時対策建屋用電源車による統合原子力防災ネットワーク I P 電話等への給電」にて整備する。◇</p> <p>iii) 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム                      操作手順は、「(b) ii. (i) 所外通信連絡設備を用いる場合の手段」にて整備する。◇</p> <p>代替電源からの給電手順については、                      「(c) (iii) 緊急時対策建屋用発電機又は緊急時対策建屋用電源車による統合原子力防災ネットワーク I P 電話等への給電」にて整備する。◇</p> <p>iv) 可搬型衛星電話（屋内用）の配備                      ①非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、支援組織の緊急時対策所に滞在する総括班の班員へ可搬型衛星電話（屋内用）を配備する。◇                      ②可搬型衛星電話（屋内用）を使用する要員は、アンテナ及びレシーバを緊急時対策所の屋外に配備し、アンテナとレシーバ間をアンテナケーブルで接続する。その後、ハンドセットを緊急時対策所に配備し、レシーバとハンドセット間を L A N ケーブルで接続する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。◇                      ③通話可能となった可搬型衛星電話（屋内用）を用い、緊急時対策所から再処理事業所外へ連絡を行う際の通信連絡手段とする。◇                      ④可搬型衛星電話（屋内用）の電源は、緊急時対策所で使用する場合は緊急時対策建屋用発電機又は緊急時対策建屋用電源車から給電を行う。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（90/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>d) 操作の成立性</p> <p>統合原子力防災ネットワーク I P 電話, 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X, 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム, 一般加入電話, 一般携帯電話, 衛星携帯電話及びファクシミリは, 設計基準対象の施設として使用している設備であり, 特別な技量を要することなく, 容易に操作が可能である。◇</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）は, 緊急時対策所への配備分については, 非常時対策組織の本部長 1 人及び支援組織要員 8 人の合計 9 人にて, 事象発生後, 作業開始から 1 時間 20 分以内に配備可能である。◇</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）のタイムチャートを第 13-8 図に示す。◇</p> <p>重大事故等の対処においては, 通常の安全対策に加えて, 放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い, 移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。◇</p> <p>線量管理については, 個人線量計を着用し, 1 作業当たり 10m S v 以下とすることを目安に管理する。◇</p> <p>さらに, 実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては, 作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより, 実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。◇</p> <p>夜間及び停電時においては, 確実に運搬, 移動ができるように, 可搬型照明を配備する。◇</p> <p>ii. 計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所外の必要な場所と共有するための手順等</p> <p>重要なパラメータを計測し, その結果を再処理事業所外の必要な場所と共有するため, 所外通信連絡設備, 所外データ伝送設備及び代替通信連絡設備（以下「所外通信連絡設備等」という。）を使用する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（91/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器等にて、重大事故等の対処に必要なパラメータのうち、貯槽等温度や再処理施設周辺の放射線線量率等の重要なパラメータを計測し、その結果を所外通信連絡設備等により共有する場合は、以下の設備を使用する。◇</p> <p>（i）所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備を用いる場合の手段</p> <p>1）事業所外（国，地方公共団体，その他関係機関等）への連絡</p> <p>a）手順着手の判断基準 安全機能喪失を確認後，重大事故等への体制移行を実施責任者が判断した場合。◇</p> <p>b）使用する設備 中央制御室又は緊急時対策所から事業所外（国，地方公共団体，その他関係機関等）への連絡において使用する設備は以下のとおり。◇</p> <p>i）所外通信連絡設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合原子力防災ネットワークIP電話（設計基準対象の施設と兼用）◇</li> <li>・統合原子力防災ネットワークIP-FAX（設計基準対象の施設と兼用）◇</li> <li>・統合原子力防災ネットワークTV会議システム（設計基準対象の施設と兼用）◇</li> <li>・一般加入電話（設計基準対象の施設と兼用）◇</li> <li>・一般携帯電話（設計基準対象の施設と兼用）◇</li> <li>・衛星携帯電話（設計基準対象の施設と兼用）◇</li> <li>・ファクシミリ（設計基準対象の施設と兼用）◇</li> </ul> <p>c）操作手順 操作手順は，「(b) i. (i)所外通信連絡設備を用いる場合の手段」にて整備する。◇ 重要なパラメータを計測する手順等は，「9. 事故時の計装に関する手順等」及び「11. 監視測定等に関する手順等」にて整備する。◇, ◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p> <p>◇：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり，重大事故等対処設備に対する設計要求ではないことから記載しない。</p> <p>◇：計装00-01別紙1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p> <p>◇：監視00-01別紙1①別添（第四十九条監視測定設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条 （通信連絡を行うために必要な設備）（92/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>d) 操作の成立性                      統合原子力防災ネットワークIP電話，統合原子力防災ネットワークIP-FAX，統合原子力防災ネットワークTV会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，設計基準の範囲内において使用している設備であり，特別な技量を要することなく，容易に操作が可能である。◇</p> <p>重大事故等の対処においては，通常の安全対策に加えて，放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。◇</p> <p>線量管理については，個人線量計を着用し，1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。◇</p> <p>さらに，実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては，作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより，実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。◇</p> <p>夜間及び停電時においては，確実に運搬，移動ができるように，可搬型照明を配備する。◇</p> <p>2) 事業所外（緊急時対策支援システム（ERSS））へのデータ伝送</p> <p>a) 手順着手の判断基準                      安全機能喪失を確認後，重大事故等への体制移行を実施責任者が判断した場合。◇</p> <p>b) 使用する設備                      緊急時対策所から事業所外（緊急時対策支援システム（ERSS））へのデータ伝送において使用する設備は以下のとおり。</p> <p>i) 所外データ伝送設備                      ・データ伝送設備◇</p> <p>c) 操作手順                      i) データ伝送設備</p> <p>①実施責任者は，手順着手の判断基準に基づき，実施組織要員に対してデータ伝送設備の起動状態の確認を指示する。◇</p> <p>②実施組織要員は，緊急時対策所の支援組織要員と連絡を取り合い，データ伝送設備が起動していることを確認する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p> <p>◇：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり，重大事故等対処設備に対する設計要求ではないことから記載しない。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（93/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>d) 操作の成立性 データ伝送設備は、設計基準の範囲内において使用している設備であり、特別な技量を要することなく、容易に操作が可能である。</p> <p>◇ 重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。◇ 線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。◇ さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。◇ 夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p> <p>(ii) 所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が損傷した場合の手段 1) 中央制御室から事業所外（国，地方公共団体，その他関係機関等）への連絡 a) 手順着手の判断基準 安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、中央制御室の一般加入電話等から外部へ発信を行い、発信音を確認できず、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により一般加入電話等が機能喪失したと判断した場合。◇ b) 使用する設備 中央制御室から事業所外（国，地方公共団体，その他関係機関等）への連絡において使用する設備は以下のとおり。 i) 代替通信連絡設備 ・可搬型衛星電話（屋外用）◇ c) 操作手順 操作手順は、「(b) i. (ii) 1) 中央制御室における通信連絡」にて整備する。◇ 重要なパラメータを計測する手順等は、「9. 事故時の計装に関する手順等」及び「11. 監視測定等に関する手順等」にて整備する。◇, ◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p> <p>◇：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないことから記載しない。</p> <p>◇：計装 00-01 別紙1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p> <p>◇：監視 00-01 別紙1①別添（第四十九条監視測定設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（94/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>なお、可搬型衛星電話（屋外用）を使用する場合は、中央制御室から屋外へ出て連絡を行う。◇</p> <p>d) 操作の成立性                  可搬型衛星電話（屋外用）は、配備後すぐに使用可能である。◇</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。◇</p> <p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。◇</p> <p>さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。◇</p> <p>夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p> <p>2) 緊急時対策所から事業所外（国，地方公共団体，その他関係機関等）への通信連絡</p> <p>a) 手順着手の判断基準                  安全機能喪失を確認後，重大事故等への体制に移行した際に，中央制御室の一般加入電話等から外部へ発信を行い，発信音を確認できず，外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により一般加入電話等が機能喪失したと判断した場合。◇</p> <p>b) 使用する設備                  緊急時対策所から事業所外（国，地方公共団体，その他関係機関等）への通信連絡において使用する設備は以下のとおり。</p> <p>i) 代替通信連絡設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合原子力防災ネットワークIP電話（設計基準対象の施設と兼用）◇</li> <li>・統合原子力防災ネットワークIP-FAX（設計基準対象の施設と兼用）◇</li> <li>・統合原子力防災ネットワークTV会議システム（設計基準対象の施設と兼用）◇</li> <li>・可搬型衛星電話（屋内用）◇</li> </ul>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p> <p>◇：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり，重大事故等対処設備に対する設計要求ではないことから記載しない。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（95/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>c) 操作手順                      統合原子力防災ネットワーク I P 電話, 統合原子力防災ネットワーク I P-F A X 及び統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムの電源は代替電源から給電し使用する。◇                      電源を代替電源から給電する手順は, 「(c) 電源を代替電源から給電する手順等」にて整備する。◇                      操作手順は, 「(b) i. (ii) 2) 緊急時対策所における通信連絡」にて整備する。◇                      重要なパラメータを計測する手順等は, 「9. 事故時の計装に関する手順等」及び「11. 監視測定等に関する手順等」にて整備する。◇, ◇</p> <p>d) 操作の成立性                      統合原子力防災ネットワーク I P 電話, 統合原子力防災ネットワーク I P-F A X 及び統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムは, 設計基準の範囲内において使用している設備であり, 特別な技量を要することなく, 容易に操作が可能である。◇                      また, 可搬型衛星電話 (屋内用) は, 緊急時対策所への配備分については, 非常時対策組織の本部長 1 人及び支援組織要員 8 人の合計 9 人にて, 事象発生後, 作業開始から 1 時間 20 分以内に配備可能である。◇                      重大事故等の対処においては, 通常の安全対策に加えて, 放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い, 移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。◇                      線量管理については, 個人線量計を着用し, 1 作業当たり 10m S v 以下とすることを目安に管理する。◇                      さらに, 実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては, 作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより, 実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。◇                      夜間及び停電時においては, 確実に運搬, 移動ができるように, 可搬型照明を配備する。◇</p>			<p>◇: 対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p> <p>◇: 計装 00-01 別紙 1①別添 (第四十七条計装設備) において示すため。</p> <p>◇: 監視 00-01 別紙 1①別添 (第四十九条監視測定設備) において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条 （通信連絡を行うために必要な設備）（96/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>3) 事業所外（緊急時対策支援システム（ERSS））へのデータ伝送</p> <p>a) 手順着手の判断基準                      安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失によりデータ伝送設備が機能喪失したと判断した場合。◇</p> <p>b) 使用する設備                      緊急時対策所から事業所外（緊急時対策支援システム（ERSS））へのデータ伝送において使用する設備は以下のとおり。</p> <p>i) 代替通信連絡設備                      ・データ伝送設備◇</p> <p>c) 操作手順                      データ伝送設備の電源は代替電源から給電し使用する。◇                      電源を代替電源から給電する手順は、「(c)電源を代替電源から給電する手順等」にて整備する。◇</p> <p>操作手順は、「(b) i. (ii) 2) 緊急時対策所における通信連絡」にて整備する。◇</p> <p>d) 操作の成立性                      操作の成立性は、「(b) i. (ii) 2) 緊急時対策所における通信連絡」と同様である。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p> <p>◇：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないことから記載しない。</p>



事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（97/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>配慮すべき事項                      電源確保                      所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が損傷又は電源喪失した場合は、充電池、乾電池、代替電源設備の一部である制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、緊急時対策建屋代替電源設備の一部である緊急時対策建屋用発電機に接続することにより、可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）へ給電する。㊦</p> <p>配慮すべき事項                      電源確保                      所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が損傷又は電源喪失した場合は、充電池及び緊急時対策建屋代替電源設備の一部である緊急時対策建屋用発電機に接続することにより、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及びデータ伝送設備へ給電する。㊦</p> <p>配慮すべき事項                      代替電源設備から給電する設備                      代替電源設備から給電する手順については、「1.9 電源の確保に関する手順等」及び「1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。㊧, ㊨</p>	<p>(c)電源を代替電源から給電する手順等                      非常用所内電源系統及び運転予備電源系統からの給電が喪失した際は、代替電源設備の一部である制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、緊急時対策建屋代替電源設備の一部である緊急時対策建屋用発電機並びに緊急時対策建屋用電源車を用いて、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム及びデータ伝送設備へ給電する。給電対象設備を第13-3表に示す。㊦</p> <p>また、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、充電池を用いて給電を行う。重大事故等が発生した場合において、代替通信連絡設備により再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、以下の手段を用いた手順を整備する。㊦</p> <p>(i)制御建屋可搬型発電機による可搬型衛星電話（屋内用）等への給電                      重大事故等時に、運転予備用ディーゼル発電機等の機能喪失により所内携帯電話が使用できない場合は、充電池及び代替電源設備の一部である制御建屋可搬型発電機により可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）へ給電する。㊦</p> <p>代替電源設備の一部である制御建屋可搬型発電機が準備される前までは充電池から可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）へ給電する。㊦</p> <p>充電池給電により可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は11時間以上使用することが可能である。㊦</p> <p>代替電源設備の一部である制御建屋可搬型発電機が準備されてからは、当該設備から給電することにより、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）の使用を継続する。㊦</p> <p>代替電源設備の一部である制御建屋可搬型発電機から給電するための手順を整備する。㊦</p>			<p>㊦, ㊧: 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p> <p>㊨: 電源 00-01 別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p> <p>㊩: 緊対 00-01 別紙1①別添（第五十条緊急時対策所）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（98/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>上記給電を継続するために代替電源設備の一部である制御建屋可搬型発電機への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「8. 電源の確保に関する手順等」にて整備する。◇</p> <p>1) 手順着手の判断基準                  可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）の使用を継続し、「8. 電源の確保に関する手順等」により代替電源設備の一部である制御建屋可搬型発電機からの給電準備がされた場合。◇</p> <p>2) 使用する設備                  代替電源及び給電対象設備は以下のとおり。</p> <p>i) 代替電源設備                  ・制御建屋可搬型発電機◇</p> <p>ii) 代替通信連絡設備                  ・可搬型衛星電話（屋内用）◇                  ・可搬型トランシーバ（屋内用）◇</p> <p>3) 操作手順                  ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織の建屋対策班の班員に対し、代替電源設備の一部である制御建屋可搬型発電機への接続を指示する。◇</p> <p>②建屋対策班の班員は、代替電源設備の一部である制御建屋可搬型発電機から給電を行うための電源ケーブルを敷設する。◇</p> <p>③建屋対策班の班員は電源ケーブルを敷設後、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）を接続し、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）のランプ表示等により給電を受けていることを確認する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。◇</p> <p>4) 操作の成立性                  上記の対応は、実施責任者1人、要員管理班の班員3人、情報管理班の班員3人、通信班長1人、建屋外対応班長1人及び建屋対策班の班員6人の合計15人体制にて、作業開始から2時間30分以内に、事象発生後から11時間以内に配備可能である。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p> <p>◇：電源 00-01 別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p> <p>◇：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないことから記載しない。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（99/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。◇</p> <p>代替電源設備の一部である制御建屋可搬型発電機による給電については、実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員4人の合計12人にて、事象発生から代替電源設備の一部である制御建屋可搬型発電機の起動完了までを、事象発生後から4時間5分以内に実施し、その後、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）へ給電を行う。◇</p> <p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。◇</p> <p>さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。◇</p> <p>夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（100/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(ii)使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機による可搬型衛星電話（屋内用）等への給電</p> <p>重大事故等時に、運転予備用ディーゼル発電機等の機能喪失により所内携帯電話が使用できない場合、代替電源設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機により可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）へ給電する。◇</p> <p>代替電源設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から給電するための手順を整備する。◇</p> <p>上記給電を継続するために代替電源設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「8. 電源の確保に関する手順等」にて整備する。◇</p> <p>1) 手順着手の判断基準</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）の使用を継続し、「8. 電源の確保に関する手順等」により代替電源設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機からの給電準備がされた場合。◇</p> <p>2) 使用する設備</p> <p>代替電源及び給電対象設備は以下のとおり。</p> <p>i) 代替電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機◇</li> </ul> <p>ii) 所外通信連絡設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型衛星電話（屋内用）◇</li> <li>・可搬型トランシーバ（屋内用）◇</li> </ul> <p>3) 操作手順</p> <p>①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織の放射線対応班の班員に対し、代替電源設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機への接続を指示する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p> <p>◇：電源 00-01 別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p> <p>◇：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないことから記載しない。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（101/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>②放射線対応班の班員は、計装設備の一部である可搬型監視ユニット内に設置している分電盤から電源を受電するため、当該盤から電源ケーブルを敷設後、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）を接続し、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）のランプ表示等により給電を受けていることを確認する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。◇</p> <p>4）操作の成立性                  上記の対応は、実施責任者1人、要員管理班の班員3人、情報管理班の班員3人、通信班長1人、建屋外対応班長1人及び放射線対応班の班員3人の合計12人体制にて、作業開始から1時間30分以内に、事象発生後から28時間以内に配備可能である。◇</p> <p>代替電源設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機による給電については、実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員26人の合計34人にて、事象発生から代替電源設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の起動完了までを、事象発生後から22時間10分以内に実施し、その後、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）へ給電を行う。◇</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。◇</p> <p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。◇</p> <p>さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。◇</p> <p>夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（102/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(iii) 緊急時対策建屋用発電機又は緊急時対策建屋用電源車による統合原子力防災ネットワーク I P 電話等への給電</p> <p>重大事故等時に、運転予備用ディーゼル発電機等の機能喪失により所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備の電源が喪失した場合、緊急時対策建屋代替電源設備の一部である緊急時対策建屋用発電機又は緊急時対策建屋用電源車により統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）及びデータ伝送設備へ給電する。◇</p> <p>緊急時対策建屋代替電源設備の一部である緊急時対策建屋用発電機又は緊急時対策建屋用電源車から代替通信連絡設備へ給電するための手順を整備する。◇</p> <p>上記給電を継続するために緊急時対策建屋代替電源設備の一部である緊急時対策建屋用電源車への燃料供給ホースの接続を実施する。燃料供給ホースの接続手順については、「12. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。◇</p> <p>なお、通信連絡設備である統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム及びデータ伝送設備については、受電のための接続作業等を行うことなく受電することが可能である。◇</p> <p>1) 手順着手の判断基準</p> <p>「12. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」により緊急時対策建屋代替電源設備の一部である緊急時対策建屋用発電機又は緊急時対策建屋用電源車からの給電準備がされた場合。</p> <p>2) 使用する設備</p> <p>代替電源及び給電対象設備は以下のとおり。◇</p> <p>i) 緊急時対策建屋代替電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時対策建屋用発電機◇</li> </ul> <p>ii) 自主対策設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時対策建屋用電源車◇</li> </ul>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p> <p>◇：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないことから記載しない。</p> <p>◇：緊対 00-01 別紙 1①別添（第五十条緊急時対策所）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条（通信連絡を行うために必要な設備）（103/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>iii) 代替通信連絡設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合原子力防災ネットワーク I P 電話（設計基準対象の施設と兼用）</li> <li>・統合原子力防災ネットワーク I P - F A X（設計基準対象の施設と兼用）</li> <li>・統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム（設計基準対象の施設と兼用）</li> <li>・可搬型衛星電話（屋内用）</li> <li>・可搬型トランシーバ（屋内用）</li> <li>・データ伝送設備（設計基準対象の施設と兼用）</li> </ul> <p>3) 操作手順</p> <p>①手順着手の判断基準に基づき、支援組織要員は、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）を緊急時対策建屋代替電源設備の一部である緊急時対策建屋用発電機又は緊急時対策建屋用電源車からの受電回路に接続し、可搬型衛星電話（屋内用）のランプ表示等により給電を受けていることを確認する。</p> <p>②手順着手の判断基準に基づき、支援組織要員は統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム及びデータ伝送設備の動作状態を確認し、受電されていることを確認する。</p> <p>4) 操作の成立性</p> <p>本対策の実施判断後、緊急時対策建屋代替電源設備の一部である緊急時対策建屋用発電機又は緊急時対策建屋用電源車が準備されてから速やかに実施が可能である。</p> <p>緊急時対策建屋代替電源設備の一部である緊急時対策建屋用発電機による給電の確認は、緊急時対策建屋内において、自動起動した緊急時対策建屋代替電源設備の一部である緊急時対策建屋用発電機から給電されていることの確認を指示してから、非常時対策組織の本部長 1 人、非常時対策組織の要員 2 人の合計 3 人で行い、5 分以内に対処可能である。</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p> <p>◇：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないことから記載しない。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表  
 第五十一条 （通信連絡を行うために必要な設備）（104/104）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>緊急時対策建屋代替電源設備の一部である緊急時対策建屋用電源車による給電は、緊急時対策建屋代替電源設備の一部である緊急時対策建屋用電源車による給電準備を指示してから、緊急時対策建屋において緊急時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員6人の合計7人で行い、可搬型燃料供給ホースの接続口への接続まで2時間以内に対処可能である。本対処は、時間及び要員数に余裕がある際の実施するため、重大事故等対処設備を用いた対応に悪影響を及ぼすことはない。◇</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。◇</p> <p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。◇</p> <p>さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。◇</p> <p>夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>



## 別紙2

# 基本設計方針を踏まえた添付書類の 記載及び申請回次の展開

※本資料は、以下に示す項目は反映されていない。

- ・基本設計方針の展開（別紙1の反映）
- ・添付書類記載事項の展開（別紙4の反映）
- ・共通項目記載部分の分割

## 別紙3

# 基本設計方針の添付書類への展開

※本資料は、以下に示す項目は反映されていない。

- ・添付書類記載事項の展開（別紙4の反映）
- ・補足説明すべき項目の追記
- ・共通項目記載部分の分割

## 別紙4

# 添付書類の発電炉との比較

※本資料は、以下に示す項目は反映されていない。

- ・基本設計方針の展開（別紙1の反映）
- ・2/16 ヒアリングにおける蒸発乾固 00-01 への指摘事項の反映
- ・本文・添付書類間，添付書類・添付書類間のつながりの比較表の作成
- ・添付書類記載事項の充実（上記のつながりを受けて，根拠の記載を拡充する等の対応）

## 別紙5

### 補足説明すべき項目の抽出

※本資料は、以下に示す項目は反映されていない。

- ・添付書類記載事項を受けた補足説明すべき項目の再洗い出し及び追記
- ・共通項目記載部分の分割

## 別紙6

# 変更前記載事項の 既設工認等との紐づけ

※本資料は、以下に示す項目は反映されていない。

- ・記載の体裁の確認（変更前の記載がない場合の記載作法）
- ・基本設計方針の展開（別紙1の反映）
- ・共通項目記載部分の分割